

2026 JAたかつきレポート



はじめに

J A たかつきは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめた『2026 J A たかつきレポート』を作成しました。

また、当 J A が取り組んでいる自己改革の実践状況についても記載しています。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、ぜひご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月 高槻市農業協同組合

J A たかつきのプロフィール

(令和 8 年 3 月 31 日現在)

◇設 立	昭和 42 年 2 月
◇本店所在地	高槻市城北町一丁目
◇出 資 金	9 億円
◇総 資 産	3,145 億円
◇単体自己資本比率	27.24%
◇組 合 員 数	14,245 人
◇役 員 数	25 人
◇職 員 数	178 人
◇本店・支店	18 か所
◇総合営農センター	1 か所
◇加工センター	1 か所
◇農産物直売所	2 か所
◇生産資材店舗	2 か所
◇店 外 A T M	1 か所



— J A 綱 領 —

わたしたち J A のめざすもの

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

- 1 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
- 1 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
- 1 J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
- 1 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
- 1 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

目 次

○ごあいさつ	1
○経営理念・JAたかつきのめざす基本方向	1
○（参考）【内部統制システム基本方針】	2
1. 事業の概況	4
(1) 指導事業	4
(2) 信用事業	5
(3) 共済事業	5
(4) 購買事業	6
(5) 販売事業	6
(6) 加工事業	6
(7) 利用事業	6
(8) その他	7
2. 農業振興活動	8
3. 地域貢献情報等	10
4. リスク管理の状況	18
5. 主な事業の内容等	30
6. JA自己改革実践状況報告	42
○経営資料	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	50
2. 損益計算書	52
3. 注記表	54
4. 剰余金処分計算書	70
5. 部門別損益計算書	71
6. 財務諸表の正確性等にかかる確認	73
7. 会計監査人の監査	73
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	74
2. 利益総括表	74
3. 資金運用収支の内訳	75
4. 受取・支払利息の増減額	75
III 事業の概況	
1. 信用事業	76
(1) 貯金に関する指標	76
① 貯金の科目別期末残高	
② 貯金の科目別平均残高	
③ 定期貯金の金利条件別内訳残高	
(2) 貸出金等に関する指標	77

① 貸出金の科目別期末残高	
② 貸出金の科目別平均残高	
③ 貸出金の金利条件別内訳残高	
④ 貸出金の担保別内訳残高	
⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑥ 貸出金の使途別内訳残高	
⑦ 貸出金の業種別残高	
⑧ 主要な農業関係の貸出金残高	
⑨ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
⑫ 貸出金償却等の額	
(3) 為替業務等取扱実績	79
① 内国為替取扱実績	
② 公共債の引受額・公共債窓販実績	
③ オフ・バランス取引の状況	
(4) 有価証券に関する指標	80
① 有価証券の種類別平均残高	
② 商品有価証券の種類別平均残高	
③ 有価証券の残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	80
① 有価証券の時価情報等	
② 金銭の信託の時価情報	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	81
① 投資信託残高（ファンドラップ含む）	
② 残高有り投資信託口座数	
2. 共済事業取扱実績	81
(1) 長期共済保有高	81
(2) 医療系共済の共済金額保有高	82
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	82
(4) 年金共済の年金保有高	82
(5) 短期共済新契約高	82
3. 購買事業取扱実績	83
4. 販売事業取扱実績	83
(1) 受託販売品	83
(2) 買取販売品	83
5. 指導事業実績	84
6. その他事業実績	84

IV 経営諸指標

1. 利益率	85
2. 貯貸率・貯証率	85
3. 職員一人あたり指標	85
4. 一店舗あたり指標	85

V 自己資本の充実の状況等

《定性的な開示事項》

1. 自己資本比率の状況等	86
2. 信用リスクに関する事項	86
3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	87
4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	88
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	88
6. CVAリスクに関する事項	88
7. マーケット・リスクに関する事項	88
8. オペレーショナル・リスクに関する事項	88
9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	89
10. 金利リスクに関する事項	90

《定量的な開示事項》

1. 自己資本の構成に関する事項	92
2. 自己資本の充実度に関する事項	93
(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳	93
(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	95
3. 信用リスクに関する事項	96
(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高	96
(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	96
(3) 貸出金償却の額	96
(4) 信用リスク・アセット残高内訳表	97
(5) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額	99
(6) 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表	101
4. 信用リスク削減手法に関する事項	102
(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	102
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	102
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	102

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	103
(1) 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価	103
(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	103
(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額	103
(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額	103
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	103
9. 金利リスクに関する事項	103

VI 連結情報

1. グループの概況	104
(1) グループの事業系統図	104
(2) 子会社の概況	105
(3) 連結事業概況	106
(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	107
(5) 連結貸借対照表	107
(6) 連結損益計算書	108
(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	109
(8) 連結注記表	110
(9) 連結剰余金計算書	128
(10) 農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況	128
(11) 連結事業年度の事業別経常収益等	128
2. 連結自己資本の充実の状況等	129
《定性的な開示事項》	
(1) 連結自己資本比率の状況	129
(2) 信用リスクに関する事項	129
(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	130
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	130
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	130
(6) CVAリスクに関する事項	130
(7) マーケット・リスクに関する事項	130
(8) オペレーショナル・リスクに関する事項	131
(9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	131
(10) 金利リスクに関する事項	131
《定量的な開示事項》	
(1) 自己資本の構成に関する事項	132
(2) 自己資本の充実度に関する事項	133

① 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳	
② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要	
(3) 信用リスクに関する事項	1 3 6
① 信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高	
② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	
③ 貸出金償却の額	
④ 信用リスク・アセット残高内訳表	
⑤ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額	
⑥ 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表	
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	1 4 2
① 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	1 4 2
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	1 4 2
(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	1 4 3
① 出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価	
② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益	
③ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	
④ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額	
(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	1 4 3
(9) 金利リスクに関する事項	1 4 3

【JAの概要】

1. 機構図	1 4 4
2. 役員一覧	1 4 5
3. 会計監査人の名称	1 4 5
4. 組合員数	1 4 6
5. 組合員組織の状況	1 4 6
6. 特定信用事業代理業者の状況	1 4 6
7. 地区一覧	1 4 7
8. 店舗一覧	1 4 8
9. 沿革・あゆみ	1 4 9

【参考】

開示項目一覧	1 5 0
--------	-------

- ※ 1. 本冊子は農協法第 54 条の 3 に基づき作成したディスクロージャー資料です。
 ※ 2. 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しています。

ごあいさつ

平素は、JAたかつきの事業各般にわたり、一方ならぬご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度は、長年続いたデフレマインドからの完全な脱却に向け、大きな転換点を迎えた1年となりました。前年度から続く歴史的な水準の賃上げが波及し、「賃金と物価の好循環」が実体経済においてより確かなものへと定着し、緩やかながらも回復基調となりました。一方で、米国トランプ政権による高関税政策や地政学的な緊張に伴う不透明感が大きな影を落とす状況が続いています。

農業面においては、長年続いた「コメ余り」から一転し、需給が高まり、生産コストの上昇、猛暑・異常気象による収量不安から米の調達競争が激化し米価の高騰が続きました。当JAにおいても米の買取・販売価格を見直し一定量の確保に努めました。

このような情勢のなか、当JAでは10年後も、20年後も地域に輝くJAであり続けるため、「未来へつなぐ協同のきずな」をテーマとした第10次総合経営計画を設定し、Ⅰ 持続可能な地域農業の振興、Ⅱ 組合員の豊かなくらしの実現、Ⅲ 健全・強固な経営基盤の確立、Ⅳ 協同組合らしい人づくり、Ⅴ 広報活動の強化によるJAの魅力発信の5つの重点取組事項に取り組んできました。

末筆となりましたが、本誌によって、より一層当JAへの信頼を深めていただければ誠に幸甚に存じます。



高槻市農業協同組合

代表理事組合長 森本 茂

経営理念

JAのアイデンティティを大切に、信用を重んじ、堅実経営に徹し、日々事業の向上に努め、組合員と地域の発展のために、かぎりなく貢献しその社会的役割を誠実に果たしていくことを旨とします。

JAたかつきのめざす基本方向

- 私たちJAたかつきは農業協同組合としての本分を忘れることなく、組合員の営農と地域農業への貢献を第一とします。
- 私たちJAたかつきは地域に根ざした総合事業体として地域に開かれ、地域に貢献する事業活動を展開します。
- 私たちJAたかつきは一にも二にも堅実経営を実践し組合員の信頼度を高め、その利用率向上と利用メリットの還元に努めます。

(参考) 【内部統制システム基本方針】

法令順守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ②重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ②個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。

- ②理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ②中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5 監事監査の実効性を確保するための体制

- ①監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ②監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ①各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ②「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ①会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

1. 事業の概況

(1) 指導事業

〈営農活動〉

総合営農センター機能の充実、農業労働力の支援、「出向く営農指導体制」の構築と営農指導力の強化、都市農業を守る創造的なサービスの提供、農業者の収入増加につながる販売戦略に取り組み、「地産地消」の拡大を通じた「国産国消」への貢献、安全・安心な地元農産物を提供することにより、持続可能な地域農業の実現に努めました。

また、広報誌、ホームページ、SNS等を通じた情報発信、多様な組合員との対話に基づく組織運営により、協同組合としての組織力を高めました。

〈生活文化〉

各地区女性会、各種組合員・利用者組織（女性組織、ふれあい友の会など）間の交流や地域の特性を生かした多彩な活動を支援し、女性協議会による高槻市農林業祭への出店、女性会会員を対象とした「防災セミナー」の開催など仲間づくり活動に努めました。

また、活動と事業の好循環の実践を通じ、さらなる組合員の豊かな暮らしの実現のため「一支店一協同活動」の取り組みを発展させ、全支店が組合員や地域住民とのふれあい、接点強化に努めました。

〈教育広報〉

広報誌『ふれあい』やホームページを通じ、組合員や地域住民に対し地域農業やJAに対する理解醸成をはかるとともに、次世代を担う子どもたちや子育て世代に対し農業への関心を高めるため、行政や学校、実行組合と連携した農業体験、学校学習田、出前・出張授業への協力に努めました。

〈農政活動〉

持続可能な地域農業の実現のため、行政・関係団体と連携し、農政の諸問題の解決及び鳥獣被害への対策・支援に努めました。



(2) 信用事業

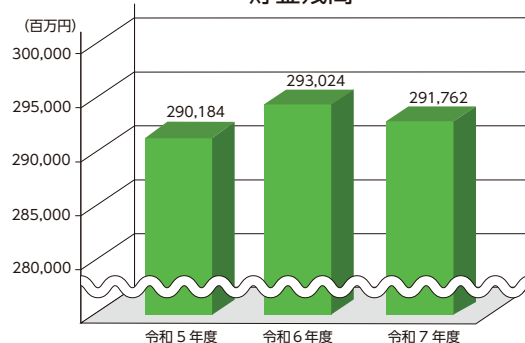
〈貯 金〉

総合事業の強みを生かし、生活メインバンク（年金振込・給与振込）の取り組み強化による家計のメイン化推進に取り組みました。

また、組合員・利用者にとって「我が家の事を誰よりもわかってきている金融機関はJA（オンリーワン）」という関係性構築に向け、年金相談会・相続セミナーの開催や財産診断・遺言信託などの各種相談活動を強化し、組合員・利用者との絆づくりに努めました。

このような結果、本年度末の貯金残高は2,917億円（計画対比99.37%）となりました。

貯金残高

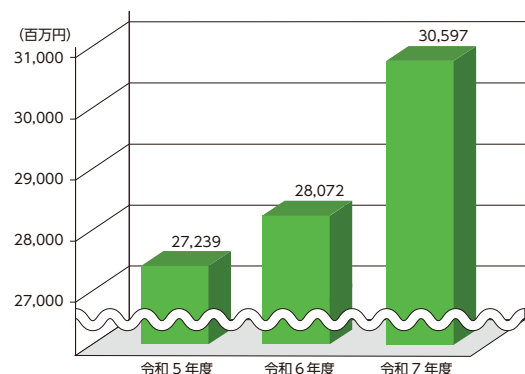


〈貸 出 金〉

農業関連融資に対応するため農業者との対話を通じて、ニーズに対応した最適な提案を実施しました。また、組合員・地域住民の資金需要に対応するため、平日及び休日相談会を開催し、融資相談活動を積極的に実施しました。

このような結果、本年度末の貸出金残高は305億円（計画対比107.35%）となりました。

貸出金残高



〈貸 金 庫〉

組合員・利用者の財産を盗難・紛失とトラブル・災害等から守る本店ビル内設置の貸金庫の保安全管理に努めました。

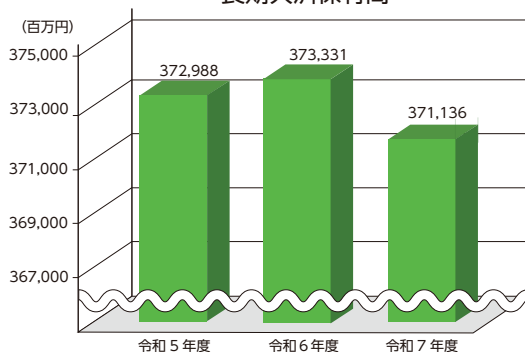
(3) 共済事業

組合員・利用者や次世代と繋がる「3Q活動」、「ほっとバトン活動」の展開により、「情報の提供」「保障の点検」「請求忘れの確認」等を実施し、契約者満足度の向上に努めました。

またライフステージに応じた「ひと・いえ・くるま」や農業保障の最適な提供を通じた組合員・利用者との繋がり強化、Webマイページ・JA共済アプリの登録やキャッシュレス・ペーパーレス手続き、コンプライアンス体制の強化に努めました。

このような結果、本年度末の長期共済保有高は3,711億円（計画対比100.03%）、自動車共済契約掛金は1億4千万円（計画対比103.48%）となりました。

長期共済保有高

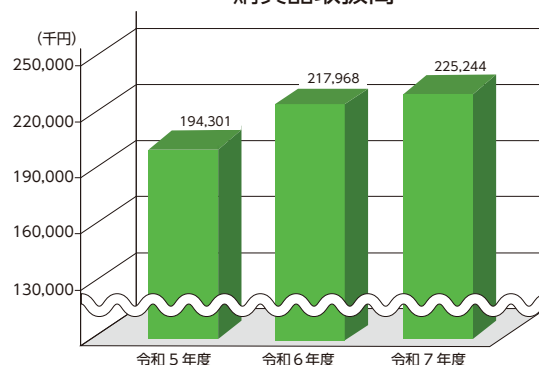


(4) 購買事業

当JA管内においてジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の発生が年々増加している状況を踏まえ、行政（高槻市・島本町）と連携し、薬剤購入費用の一部を助成しました。また、越冬個体数を減少させる効果のある「石灰窒素」を適切な時期（気温、地温、水温等）に施用できるよう斡旋・販売するなど、生産者の営農支援に取り組みました。また、全農等と連携した「健康ふれあい館」や補聴器の体験会、総合展示会など組合員のくらしを豊かにするイベントの開催を通じ、購買品取扱高の向上に努めました。

このような結果、本年度末の購買品取扱高は2億2千万円（計画対比112.62%）となりました。

購買品取扱高

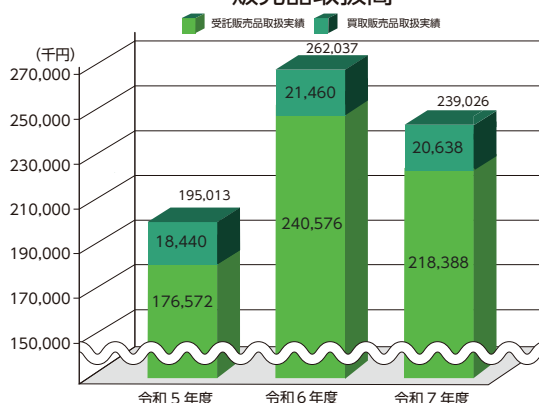


(5) 販売事業

地元産米「ヒノヒカリ」「キヌヒカリ」について、自家消費米を除く売渡希望数量の全量を買入れるとともに、米価市況価格の高騰を受け、地元産米の買取価格を前年より増額するとともに、3月にはさらに買入数に対し、1,000円（30kg/袋）の追加支払いを行いました。また、農産物直売所においては、「北海道ミニ物産展」等のイベント企画を通じて来店者の拡大に取り組むなど、出荷者の所得向上に努めました。

このような結果、本年度末の販売品取扱高は2億3千万円（計画対比103.92%）となりました。

販売品取扱高



(6) 加工事業

純米米粉「ささめ雪」の学校給食等への提供を通じた地産地消運動の推進により、食と農に対する理解醸成に努めました。

(7) 利用事業

総合営農センター内の共同乾燥調整施設「ライスセンター」の各機器について稼働前後の点検による保守・修繕を行い、組合員が円滑に収穫作業をできるよう努めました。



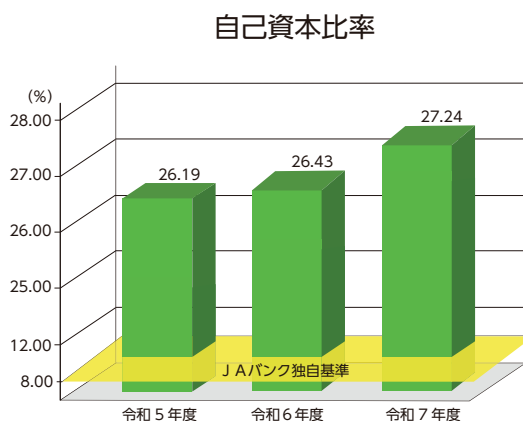
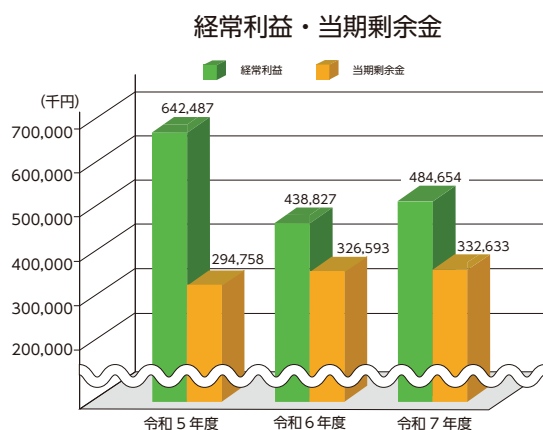
このような結果、ライスセンターへの生粳による集荷は925トン、玄米による集荷は106トンとなりました。

また、総合営農センター内の共同育苗施設「育苗センター」を活用し、水稻苗及び野菜苗の生産・供給に努めるとともに、農作業オペレーター部会等と連携し、水稻作を中心とする農作業受委託事業に取り組むとともに、組合員の農業継続を支援しました。

このような結果、水稻苗35,182箱、野菜苗38,088ポットを生産供給するとともに農作業の受委託については、耕耘・代かき71.6ha（158軒）、機械田植24.8ha（139軒）、稲刈り24.2ha（140軒）、うち全面委託1.1ha（8軒）となりました。

（8）その他

これらの活動の結果、令和7年度決算に基づく経常利益は4億8千万円、当期剰余金は3億3千万円を計上するとともに、経営の健全性を示す一つの指標となる単体自己資本比率は27.24%を確保することができました。



2. 農業振興活動

農業関係の持続的な取り組み

当JAでは、総合営農センターを拠点とした都市農業の確立と土地の有効活用による「農業と住環境の調和したまちづくり」や、大都市近郊の有利性を生かした農業の活性化の促進、「都市と農業の共生する魅力ある地域づくり」により組合員のくらしの安定と生活環境の向上に貢献すること、これらを実現する活動を展開しています。

1. ブランド化に向けた取り組み

当JAでは、安全・安心の農産物を広く地域住民に供給するため、主幹作物である米については、栽培品種を平坦部で「ヒノヒカリ」、山間部で「キヌヒカリ」とし、栽培管理についても統一化を図る「水稻栽培ごよみ」を配布し、良食味米を追求した「JAたかつき銘柄米（ブランド米）」の生産を奨励しています。また、直売所に出荷する野菜についても、独自の安全基準を設定した「槻っ子やさい」として認証し、そのブランド力向上に努めています。

2. 担い手不足・遊休農地解消に向けた取り組み

組合員の兼業化・高齢化による担い手不足、遊休農地化の防止・解消を図るため、組合員の農作業を当JAと農作業オペレーター部会が連携し作業受託するなど農地の保全を基軸とした地域環境整備に努めています。また、組合員の営農にきめ細やかな対応ができるように、営農指導課による営農指導・相談活動に取り組むとともに、広報誌、総合営農センターニュースによる営農情報の提供、「ふれあい農業塾」による担い手の育成に努めています。

3. 次世代に向けた取り組み

当JAでは子どもたちに地域農業に関心を持ってもらい、地産地消をより推進していくため、管内全小中学校への米飯給食の供給、営農指導員や当JA職員による出張・出前授業などに取り組んでいます。このほか、地域農業の理解を醸成し、地域住民と農家組合員との交流を図るため、高槻市・島本町農林業祭への協賛、支店前朝市、支店前でのふれあい祭などを実施しています。



地域密着型金融への取り組み

1. 農業者等の経営支援に関する取り組み方針

当ＪＡでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、「金融円滑化にかかる基本方針」を定め、農業者等の経営支援に取り組んでいます。

2. 農業者等の経営支援に関する体制整備

常勤理事（信用事業担当）を金融円滑化管理責任者とし、金融共済部に金融円滑化管理担当者を設置することにより、当ＪＡにおける金融円滑化の方針や施策の徹底を図るとともに、組合長以下関係役員・部長を構成員とするコンプライアンス委員会において金融円滑化にかかる対応を一元管理し、組織横断的に協議を行っています。

3. 農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

組合員の兼業化・高齢化による担い手不足、遊休農地化の防止・解消を図るため、地域農業再生協議会・関係機関・団体と連携し、遊休農地の実態把握・解消に向けた体制整備に取り組んでいます。

また、金融課、営農指導課、本店融資課に担い手金融リーダーを、一部店舗にＪＡバンク農業金融プランナーを設置し、農業メインバンク機能強化先を選定し、定期訪問を実施しています。

4. ライフサイクルに応じた担い手支援

ＪＡの総合事業の特性を生かし、信用・共済・購買・販売・指導等各事業間の連携を通じ、担い手をはじめとする多様な農業者への総合的な支援、関係機関・団体と連携した経営所得安定対策、農業関連融資等に取り組んでいます。

5. 経営の将来性を見極める融資手法をはじめ担い手に適した資金供給手法の取り組み

取引実績や青色申告書等を活用した経営分析による適切な資金提案を行うとともに、認定農業者に対し、「農業近代化資金」「農業経営基盤強化資金」「農業改良資金」、担い手に対し、「農業近代化資金」「経営体育成強化資金」「農業改良資金」等による資金供給を行っています。

6. 農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

農山漁村等地域を担う農業者以外の地域住民等に対する地域農業への理解醸成を図るため、管内小学生を対象とした食農教育の充実、農林業祭や朝市、ふれあい祭等による啓発に努めています。また、地産地消の推進拠点として農産物直売所「農風館」の拡充、地場農産物のPRに努めています。

3. 地域貢献情報等

地域社会の一員として

当ＪＡは、高槻市・島本町の一市一町を事業区域として、常に農家・組合員目線で地域のために事業を展開しています。協同組合の本分である相互扶助の精神のもと、組合員の社会的・経済的地位の向上と地域社会への貢献という組合の目的を達成するため、地域の一員として事業活動を展開しています。

当ＪＡでは、総合事業のメリットを発揮し、各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域に根ざした協同組合として、環境・文化・教育・健康等への貢献活動を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに努めています。

地域からの資金調達状況

当ＪＡの令和８年３月末現在の貯金残高は２，９１７億円で、組合員の計画的な資産づくりをお手伝いさせていただくため、目的や期間に応じた各種貯金を取り扱っています。（貯金残高の内訳はＰ．７６、商品一覧はＰ．３１に掲載しています。）

地域への資金供給状況

当ＪＡの令和８年３月末現在の貸出金残高は３０５億円で、住宅ローンをはじめとするさまざまな資金を必要とする組合員等にご利用いただいています。（貸出金残高の内訳はＰ．７７、商品一覧はＰ．３２に掲載しています。）

文化的・社会的貢献に関する事項

1. 主たる貢献活動

- ・農林業祭等による「食」と「農」への理解醸成、農業者と地域住民とのふれあいの場の提供
- ・地元警察署と連携した振り込め詐欺等特殊詐欺被害防止啓発運動
- ・各種農業関連イベントや地域活動への協賛・後援
- ・管内全小・中学校への米飯給食地元産米の供給
- ・全店舗ＡＥＤ（自動体外式除細動器）の設置
- ・スポーツ・レクリエーション貢献活動
- ・こども１１０番
- ・次代に向けた食農教育活動
- ・各支店に血圧計を設置
- ・地域美化運動



2. 利用者ネットワーク化への取り組み

- ・ 年金友の会（会員のつどい、親睦旅行等）
- ・ 住宅経営研究会（資産管理、税務研修等）
- ・ 各地区女性会の正副会長で構成する女性協議会の運営
- ・ 各目的別ふれあい友の会の支援

3. 情報提供活動としての取り組み

- ・ ホームページの随時更新
- ・ 広報誌『ふれあい』の定期発行
- ・ 年金相談会の開催
- ・ 住宅ローン休日相談会の開催
- ・ 税務・法律相談の開催



4. 環境問題への取り組み

- ・ 期限切れ農薬、廃プラスチックの適正回収
- ・ 夏のエコスタイルキャンペーンの実施
- ・ SDGs債（グリーンボンド）の購入による脱炭素社会を支援



5. 各種募金・公益団体等への寄付等

- ・ 赤い羽根共同募金、歳末助け合い運動、生活困窮者に対する食料提供など社会福祉活動への協力



組合員・利用者本位の業務運営に関する取り組み

当JAでは組合員・利用者の資産形成をサポートし、生活向上に寄与するという協同組合としての目的を果たすため、「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」を以下のとおり定めています。

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、JAのアイデンティティを大切に、信用を重んじ、堅実経営に徹し、日々事業の向上に努め、組合員と地域の発展のために、かぎりなく貢献しその社会的役割を誠実に果たしていくことを旨とします。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直してまいります。

1. 組合員・利用者への最適な商品提供

（1）金融商品

貯金・ローン等をはじめとする組合員・利用者の皆さまの暮らしに便利な商品・サービスを、ライフスタイルの変化等に合わせて提供します。

なお、当組合は、投資性金融商品の組成には携わっておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

(2) 共済仕組み・サービス

組合員・利用者の皆さまが、生活や農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう最良の共済仕組み・サービスを提供します。なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供しておりません。【原則2本文および（注）、原則3（注）、原則6本文および（注2、3）】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

(1) 信用の事業活動

- ①組合員・利用者の皆さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に応じて、貯金・ローン等の最良・最適な商品をご提案します。特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、ご家族も含めてご理解いただけるよう丁寧な説明を行います。
- ②商品・サービスのご提案にあたっては、希望する商品やサービスの利用目的を十分に確認したうえで、商品の比較が容易となるよう、パンフレット・タブレット等を活用し分かりやすい情報提供を実施します。特に、組合員・利用者の皆さまが負担する手数料・費用等の重要な情報は、丁寧に説明します。【原則2本文および（注）、原則4、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

(2) 共済の事業活動

- ①組合員・利用者の皆さまに対して、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりの加入目的・ライフプラン等に応じた、最良・最適な保障・サービスをご提案します。
- ②保障の加入にあたっては、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、十分に保障内容をご理解・ご納得いただけるよう、分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。
- ③特にご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすくご説明し、ご家族も含めて十分ご納得、ご満足いただけるよう、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、きめ細やかな対応を行います。

- ④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はございません。
- ⑤各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、日々の接点を通じてより安心いただけるアフターフォローを実施します。【原則2本文および（注）、原則4本文、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。【原則3本文および（注）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- （1）組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品・共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産運用や保障ニーズに応え、的確な金融商品・保障・サービスを提供、堅確な事務を行うことができる人材を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】
- （2）組合員・利用者の皆さまへの適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、外部資格取得を推奨しています。【原則6（注5）、原則7本文および（注）】

＜取得を推奨する外部資格＞

- ・証券外務員（対象：全職員）
- ・内部管理責任者試験（対象：全管理職）
- ・FP技能士（対象：全職員）

- (3) また、組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を誠実に受け止め、業務改善に取り組むとともに、組合員・利用者の皆さまに対して、最適な金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、継続的に職員育成を行う態勢を構築します。【原則2本文および（注）、原則6（注5）、原則7本文および（注）】
- (4) 業績の評価にあたっては、「手数料収入等への貢献度」ではなく、顧客ニーズに沿った商品販売・保障提案を行った結果としての「預かり資産残高等」の他、「提案プロセス」を評価材料としております。【原則7本文および（注）】

以上

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月改訂）との対応を示しています。

経営者保証に関する取り組み

当ＪＡは、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するため態勢整備を実施しました。

当ＪＡは、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

本ガイドラインの詳細については、以下のＵＲＬよりご参照ください。

一般社団法人全国銀行協会

<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

日本商工会議所

<https://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2013/1205140000.html>

経営者保証に関する取組方針

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合は、「経営者保証に関するガイドラインを融資慣行として浸透・定着させるための取組方針」を尊重し、その趣旨や内容を踏まえた以下の取組方針を定め、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着に努めてまいります。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

4. リスク管理の状況

リスク管理の基本方針等

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面するさまざまなリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置づけ、リスクに応じた対策を適切に講じています。

・個別与信審査体制

融資案件の審査を担当する部署（総務部審査課）を設置し、厳正なチェックを行い、健全な貸出の実行に努めています。また、既貸出先の業況を把握するとともに、担保評価の精緻化や厳格な自己査定を実施しています。

・ALM（リスク管理）委員会

経営情勢の変化や市場金利の変動等により発生する各種リスクを管理するため、定期的に「ALM（リスク管理）委員会」を開き、安定的な収益を確保するための運営方針を協議・決定しています。

①信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し、本・支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在しているなかで金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡ保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ（リスク管理）委員会を定期的で開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ（リスク管理）委員会で決定された方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達とのミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、

収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会等に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの低減に努めています。また、事務ミス等について情報を共有・管理し、更には再発防止への取り組みを徹底することにより、自己改善の向上及び事務の堅確性向上を図ることを目的とした事務リスク管理会議を定期的に行っています。このほか万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「オンラインシステム管理要領」「JA大阪システム利用事務手続」を策定しています。

⑦業務継続リスク管理

業務継続リスクとは、自然災害の発生、感染症の拡大等により通常業務運営が困難又は不可能となるリスクのことです。当JAではこのような突発的な事象に対処していくため、「業務継続リスク管理規程」等を制定しており、緊急事態発生時には「緊急対策本部」を設置し、一元的に指揮・命令を行う体制としています。

また、地域住民の皆さまの生活や経済活動維持に努めるため、万一の大規模な自然災害、感染症の蔓延等の危機発生時において、早期に被害の復旧を図り、必要最低限の業務を継続するための業務継続計画(BCP)として「業務継続マニュアル」を策定するなど、より強固な危機管理態勢の構築に向けた取り組みを進めています。

法令遵守の体制

【コンプライアンス基本方針】

当組合は、「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の理念に基づき、地域の農業生産の振興を旨として、地域金融機関としての役割など協同組合組織として、組合員や地域住民の農と生活全般にわたる事業活動を通じて、農業の発展と地域経済・社会の発展に寄与するという重要な社会的責任を担っています。

この基本的使命・社会的責任を果たすため、以下のコンプライアンス基本方針に基づいて事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本部各部署、本・支店にコンプライアンス担当者を設置することにより、コンプライアンスの推進を行っています。基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会などを通じて全役職員に徹底しています。毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効性のある推進に努めるとともに、専務理事直轄とするコンプライアンス部を設置し、コンプライアンス態勢の更なる充実・強化に努めています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。（詳細は次ページのとおりで。）

組合員から監事への情報提供窓口設置について

当ＪＡの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（第 35 条の 5）及び農協法施行規則（第 81 条）に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当ＪＡの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば、封書にて下記宛に連絡くださいますようお願いいたします。

なお、ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは、受付いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

連 絡 先： 〒 569-0071 高槻市城北町 1 - 1 5 - 8
高槻市農業協同組合 本店
072-672-6603
受付監事： 三上 勤

※当ＪＡの業務に関する一般的な苦情については、下記のとおり窓口を設置していますので、そちらをご利用ください。

【一般苦情相談窓口】

一般的な苦情・相談等の窓口は、金融課（信用事業）・共済課（共済事業）・営農経済部（営農・経済事業）・総務部（その他全般）及び各支店に設置しています。

【利用者保護等への取り組み】

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令などにより営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。）の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。（「利用者保護等管理方針」については、下記をご参照ください。）

JAバンク利用者保護等管理方針

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守いたします。また、お客さまの保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 当組合は、お客さまに対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 当組合は、お客さまからの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、お客さまの理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。
3. 当組合は、お客さまに関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、お客さま情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めます。
5. 当組合は、当組合との取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理いたします。

※1 本方針の「お客さま」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業で取引をされている方及び今後取引を検討されている方」をいいます。

※2 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてお客さまと当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

【利益相反管理への取り組み】

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります。（「利益相反管理方針の概要」については、下記をご参照ください。）

利益相反管理方針の概要

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインならびに当組合で定める利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行いたします。

当組合は、法令等にしたがって、当組合の利益相反管理方針の概要をここに公表いたします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型等

「利益相反のおそれのある取引」の類型としては、以下に掲げるものが考えられます。

- （１）お客さまと当組合の間の利益が相反する類型。
- （２）当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （１）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （２）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （３）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管

理統括部署に報告します。

- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法。
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法。
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法。（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限ります。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法。

5. 利益相反のおそれのある取引の記録及び保存

利益相反の特定及びその管理のために行った措置については、当組合で定める利益相反管理規程に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないこととします。また、当組合の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めています。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら高槻市農業協同組合（Tel 072-671-5421）までご連絡ください。

【マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応】

当JAでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します。（「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」については、下記をご参照ください。）

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

高槻市農業協同組合

高槻市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（管理態勢等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（職員の安全確保）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

【金融円滑化への取り組み】

当ＪＡでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。（「金融円滑化にかかる基本方針」については、下記をご参照ください。）

金融円滑化にかかる基本方針

高 槻 市 農 業 協 同 組 合

高槻市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応できるよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には

（１）組合長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（２）常務理事（信用事業担当）を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（３）金融共済部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店（含、本店）における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

【金融ADR制度への対応】

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規程などを整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等などで公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当ＪＡの苦情等受付窓口（受付時間：９時～１７時（休業日を除く））

信用事業 金融共済部金融課（電話：０７２-６７２-９６１４）

共済事業 金融共済部共済課（電話：０７２-６７２-９６１３）

②紛争解決措置の内容

当ＪＡでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター （電話：０３-３５８１-００３１）

第一東京弁護士会仲裁センター （電話：０３-３５９５-８５８８）

第二東京弁護士会仲裁センター （電話：０３-３５８１-２２４９）

京都弁護士会紛争解決センター （電話：０７５-２３１-２３７８）

兵庫県弁護士会紛争解決センター （電話：０７８-３４１-８２２７）

公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）

①の窓口又はＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。
なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」といいます。）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

1 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたります。

2 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国のすべての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容はＪＡバンク相談所又は東京三弁護士会仲裁センターなどにお問い合わせください。

・ 共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ＡＤＲ

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）については、上記ホームページをご覧ください。
①の窓口又はＪＡ共済相談受付センター（電話：0120-536-093）にお問合せください。

【内部監査体制】

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査部門は、当ＪＡの本部、本・支店及び子会社の全てを対象とし、毎年度策定する内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長及び監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

5. 主な事業の内容等

主な事業の内容

(1) 信用事業

JAの信用事業は貯金、貸出（融資）、為替などの業務を行っています。JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。便利で一層信頼される地域密着型金融機関として、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運用しています。

〈貯金業務〉

JA貯金は組合員や地域住民との家族の生活設計、それぞれのライフステージにおける利用者のニーズにこたえるため、さまざまな貯金商品を用意しています。

〈貸出（融資）業務〉

組合員や地域の皆さまの生活を豊かにするための資金を融資しています。

また、地方公共団体、地元企業などへ農業以外の事業に必要な資金を貸出し、地域社会の発展・向上に貢献しています。

特に住宅ローンは平日の住宅ローン相談会に加え、本店にて第一日曜日、第三土曜日に特別相談会を実施しています。

〈その他の業務・サービス〉

全国のJA・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫など当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関にもお振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替を取り扱うほか、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、郵便局等でも現金が引き出せるキャッシュサービスや、各種自動支払いや給与振込サービス、口座振替サービスなどを取り扱っています。

また、本店ビルにおいて安全な貸保護函（貸金庫）を設置し、大切な財産をお守りするなど、いろいろなサービスに努めています。

※通帳・証書・キャッシュカード・印鑑などの紛失・盗難時のご連絡は、年間を通して、終日24時間受付いたします。

平日 9:00～17:00

お客様の取引先支店まで

休日及び平日の上記以外の時間帯

0120 - 212 - 217（夜間・休日緊急ダイヤル）

〈貯金商品一覧〉

貯 金 種 類		特 徴	期 間
当 座 性 貯 金	総 合 口 座	1冊の通帳で、受け取る・支払う・貯める・借りるの機能を備えた便利な口座です。	出し入れ自由
	普 通 貯 金	日常の出し入れ、公共料金等の自動支払い・給与・年金等の自動受取などにご利用いただけます。	//
	普 通 貯 金 無 利 息 型 (決 済 用)	利息は付きませんが、貯金保険制度による「全額保護の対象」となります。	//
	貯 蓄 貯 金	残高に応じた利率を適用し、使いみちの決まらないお金を預けて増やしながら、いつでも使える貯金です。	//
	通 知 貯 金	まとまったお金を1週間以上お預けいただくための貯金です。ただし引き出しの2日前までにご連絡が必要です。	1週間以上
	納 税 準 備 貯 金	税金のお支払いに備える貯金で引き出しは原則として納税時のみで、利息は非課税です。なお、納税以外の引き出しは、原則課税扱いとなります。	お引き出しは納税時
定 期 性 貯 金	大 口 定 期 貯 金	1,000万円以上の大きな資金の運用に最適な定期貯金です。お預け入れ期間は1ヵ月以上で最長10年までいろいろお選びいただけます。	1ヵ月以上 10年以内
	ス ー パ ー 定 期 貯 金	安全かつ確実にお金を増やしたい方におすすめの定期貯金です。プランにあわせて期間をお選びいただけます。	//
	期 日 指 定 定 期 貯 金	お預け入れ期間は3年ですが、1年間の据置期間後は1ヵ月前までに満期日をご指定いただければ、必要な時にいつでも引き出しできます。	1年以上 3年以内
	相 続 定 期 貯 金 つ な ぎ 愛	当JA又は、他金融機関での相続手続完了後1年以内に、相続により取得した金額を原資としてお預けいただくと上乗せ金利を適用します。	1年
	積 立 定 期 貯 金	計画的にいつでも積立できる定期貯金です。積立期間や積立金額を定めず、毎月自由にお預けいただけるエンドレス型、積立周期を指定していただける満期型、積立・掛金・受取期間それぞれを指定していただける年金型の3型からお選びいただけます。	エンドレス型（定めなし）、満期・年金型 (6ヵ月以上10年)
	定 期 積 金	目標を定めて、無理のない資産の積立を行っていきたい方におすすめです。	6ヵ月以上5年
	隔 月 掛 金 定 期 積 金 な ご み	JAで年金をお受け取りになる方におすすめの商品です。年金受給月に合わせて、無理なく積み立てを行っていくプランです。またさまざまな特典もご用意しております。	1年～5年
	プ レ 年 金 定 期 積 金 そ な え 得	公的年金のお受け取りをJAでご予約いただいた55才以上65才未満の方を対象とした商品です。上乗せ利回りで、第二の人生を安心して生活するための資産設計の手助けになります。	//
	学 資 定 期 積 金 き っ す	18歳以下の子弟を養育しているご家族の方を対象にした商品です。お子様の将来の積立に役立ちます。	//

〈貸出（融資）商品一覧〉

種 類	特 徴	期 間	融資金額
住 宅 ロ ー ン	新築・増改築、建売住宅やマンションの購入、他金融機関の住宅ローンの借換えなど、JAの住宅ローンは、さまざまな住宅プランにお役立ていただけます。	3年以上50年以内	10万円以上 2億円以内
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築、車庫の建築、造園とさまざまなリフォームにご利用いただけます。	1年以上 20年以内	10万円以上 1,500万円以内
経 営 刷 新 資 金	貸家、アパート、マンション、貸倉庫、貸ガレージ等不動産経営の事業関連設備資金が対象です。	35年以内	10億円以内
教 育 ロ ー ン	高校、高専、短大、大学、専修学校等に就学予定のお子さまの入学金や授業料などの学費にご利用いただけます。	6ヵ月以上 15年以内	10万円以上 1,000万円以内
マ イ カ ー ロ ー ン	新車や中古車のご購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。	6ヵ月以上 15年以内	10万円以上 1,000万円以内
カ ー ド ロ ー ン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲なら、いつでも何回でも繰り返し利用することが可能で、使いみちが自由なので、さまざまな場面にご利用いただけます。	1年の自動更新	300万円以内
農 機 ハ ウ ス ロ ー ン	農機具の購入・整備にかかる諸費用やパイプハウス等の農業設備の取得・建築費用にご利用いただけます。	1年以上 10年以内	1,800万円以内
担 い 手 応 援 ロ ー ン	JAの税務対応支援を受けることにより、経営状況をチェックしながら利用できる運転資金です。	1年以内	3,000万円以内
農 業 振 興 資 金	農業経営上必要な資金、農地取得等にご利用いただけます。	30年以内	10億円以内
新 規 就 農 応 援 資 金	農業経営にかかる設備・運転資金としてご利用いただけます。	[長期資金] 17年以内 [短期資金] 1年以内	1,000万円以内
資 産 継 承 ロ ー ン	受け継いだ資産に対する相続税の納税や他の相続人に支払うために必要な資金にご利用いただけます。	30年以内	3億円以内

※上記融資金額には各種条件がございますので、詳しくは最寄りの本支店へお問い合わせください。

〈その他の業務・サービス一覧〉

種 類	特 徴
ネ ッ ト バ ン ク	JAバンクが提供するインターネットバンクです。窓口やATMに行かずに、パソコン・スマートフォンからインターネットを通じてアクセスするだけで、残高照会やお振込みなどのサービスがご利用いただけます。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気、電話、ガス、水道、NHKなどの公共料金をはじめ、納税やクレジット代金等を指定の口座から自動的にお支払いします。
自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金などの各種年金、配当金など、お客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かける手間を省け、期日忘れありません。
キャ ッ シ ュ カ ー ド	JAのキャッシュカードは全国のJAのほか、銀行・信用金庫・郵便局等のCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入支払機）でご利用になれます。また、買い物などの支払いが即時決済できるデビットカードや、偽造キャッシュカード対策として『ICキャッシュカード』を発行しています。

国債の窓口販売	国が発行する信用力の高い国債には、利率が満期まで変わらない固定金利タイプ3年・5年と、半年毎に適用金利が変わる変動金利タイプ10年の個人向け国債や、さらに満期が2年・5年・10年といった新型窓口販売方式国債があります。利子の支払は年2回となっています。
貸金庫業務	組合員の大切な貴重品を盗難、紛失のトラブル、火災等の災害から守る重要なサービス施設として本店ビル内に設置しています。
遺言信託管理コース (遺言信託代理業務)	農中信託銀行及び大阪府信連が遺言書作成のアドバイスを行い、お客さまが作成された遺言公正証書は農中信託銀行及び大阪府信連が責任を持ってお預かりし、相続開始時にはご指定の方にお引渡しいたします。
遺言信託執行コース (遺言信託代理業務)	農中信託銀行及び大阪府信連が遺言書作成のアドバイスを行い、お客さまが作成された遺言公正証書は農中信託銀行及び大阪府信連が責任を持ってお預かりいたします。また、相続開始時には農中信託銀行及び大阪府信連が遺言執行者として執行手続等を行います。
遺産整理業務 (信託代理業務)	農中信託銀行及び大阪府信連が複雑で手間のかかる相続手続きについて、相続人の皆さまのお手伝いをさせていただきます。具体的には、「財産目録の作成」「相続人の皆さままで合意された遺産分割協議書の文書化」「各種財産の名義変更」などの手続きを承ります。

〈JA キャッシュカード入出金時間・手数料一覧〉

金融機関名	お取引内容	ご利用時間		手数料
J A バ ン ク	入 出 金	平 日	8 : 00 ~ 21 : 00	無 料
		土 曜	8 : 00 ~ 21 : 00	
		日曜・祝日	8 : 00 ~ 21 : 00	
セ ブ ン 銀 行 イーネットATM ローソン銀行	入 出 金	平 日	8 : 00 ~ 8 : 45	220円
			8 : 45 ~ 18 : 00	110円
			18 : 00 ~ 21 : 00	220円
		土 曜	8 : 00 ~ 9 : 00	220円
			9 : 00 ~ 14 : 00	110円
			14 : 00 ~ 21 : 00	220円
		日曜・祝日	8 : 00 ~ 21 : 00	220円
三 菱 U F J 銀 行	出 金 ※入金不可	平 日	8 : 00 ~ 8 : 45	110円
			8 : 45 ~ 18 : 00	無 料
			18 : 00 ~ 21 : 00	110円
		土 曜	8 : 00 ~ 9 : 00	110円
			9 : 00 ~ 14 : 00	110円
			14 : 00 ~ 21 : 00	110円
		日曜・祝日	8 : 00 ~ 21 : 00	110円
ゆ う ち ょ 銀 行	入 出 金	平 日	8 : 00 ~ 8 : 45	220円
			8 : 45 ~ 18 : 00	110円
			18 : 00 ~ 21 : 00	220円
		土 曜	8 : 00 ~ 9 : 00	220円
			9 : 00 ~ 14 : 00	110円
			14 : 00 ~ 21 : 00	220円
		日曜・祝日	8 : 00 ~ 21 : 00	220円

- ※ 当JAの「JAバンク優遇プログラム」により、個人のお客さまにつきましては、ゆうちょ銀行・セブン銀行・イーネットATM・ローソン銀行のATM利用手数料を月2回(当月25日から翌月24日の期間)まで無料(対象口座は当座貯金一般・普通貯金【一般・総合・営農】)でご利用いただけます。なお、当JAで初めてお取引される方については、お取引開始月の翌月25日より優遇が受けられます。
- ※ 稼働時間はATMにより異なります。当JAのATMについてはP.148でご確認ください。
- ※ その他の提携金融機関(MICS)のATM手数料は、ご利用金融機関による所定の手数料となります。
- ※ ご利用手数料は自動的に貯金口座より引き落としされます。また、手数料には、消費税が含まれます。なお、残高照会はいつでも無料です。
- ※ イーネットATMはファミリーマート・ポプラ等のコンビニエンスストアに設置されています。
- ※ コンビニエンスストア(ファミリーマート等)の一部の店舗においては、ATMが設置されていない場合があります。「イーネットATMマーク」「ローソン銀行ATMマーク」をご確認のうえ、ご利用ください。

〈振込手数料一覧表〉

取引内容	当JA本支店						系統金融機関あて			他金融機関あて		
	窓口		ATM		ネットバンク		窓口	ATM	ネットバンク	窓口	ATM	ネットバンク
	自店	僚店	自店	僚店	自店	僚店	—	—	—	—	—	—
3万円未満 (一件につき)	無料	220円	無料	無料	無料	110円	220円	110円	110円	550円	330円	220円
3万円以上 (一件につき)	無料	440円	無料	無料	無料	220円	440円	330円	220円	770円	550円	440円

※ 視覚障害者・手が不自由な方等に対する窓口での振込手数料については、ATM利用手数料まで減額を行います。詳しくは窓口までお尋ねください。
※ 当JAの「JAバンク優遇プログラム」により、個人のお客様につきましてはJAネットバンクの振込手数料を月2回（当月25日から翌月24日の期間）まで無料（対象口座は当座貯金一般、普通貯金【一般・総合・営農】）でご利用いただけます。

〈ATMでの一日あたりの利用限度額〉

キャッシュカード種別	磁気のみ対応のATM	ICカード対応のATM
磁気キャッシュカード	50万円	
ICキャッシュカード	50万円	

※ 対象となるお取引はキャッシュカードによるお引き出しです（振替、振込を含む）。
なお、デビットカードによるお取引を含みます。
※ 1日あたりのご利用限度額を超えるお取引は窓口にてお取り扱いいたします。
※ ご利用限度額は1回あたりの取引額を累積して管理いたします。
※ ICキャッシュカードは磁気ストライプカード機能も有しており、ICキャッシュカードに対応していないATMでは磁気ストライプカードとしてご利用いただくことになります。
※ お取り扱いにかかる手数料は「ご利用限度額」に含みません。
※ 1回あたりの取扱金額及び取扱金種は、JA・セブン銀行・提携金融機関・ゆうちょ銀行の各店舗により異なる場合があります。

〈両替、金種指定出金、硬貨整理手数料〉

お取り扱い枚数（紙幣+硬貨）	手数料（お取り扱い1件あたり）	お取り扱い枚数（紙幣+硬貨）	手数料（お取り扱い1件あたり）
1枚～100枚	無料	501枚～1,000枚	660円
101枚～500枚	330円	1,001枚以上	500枚毎に330円を追加

※お取り扱い枚数の算定基準は、お客様がお受け取りになる枚数、又はお客様から当店へお引き渡しになる枚数のいずれか多い方とさせていただきます。
※貯金の払戻しに際して金種を指定される場合、ご指定の枚数に応じて、上記の手数をいただきます。
※硬貨から紙幣への両替に関する手数料及び硬貨による口座へのご入金、お振込、税金・公共料金等の支払いに関する手数料についても上記の手数をいただきます。
※硬貨計数後に上記のお取引を取りやめる場合や金額を変更される場合も所定の手数をいただきます。
※一日に複数回に分けて上記のお取引をされる場合は、合算した紙幣・硬貨枚数に応じた所定の手数をいただきます。
※汚損硬貨及び記念硬貨も算定の対象とさせていただきます。
ただし、以下のお取り扱いの場合につきましては、手数料はいただきません。
●記念硬貨への両替 ●個人の場合、組合員本人口座への硬貨の入金及び金種指定出金 ●法人の場合、代表者が組合員又は組合員が主たる構成員である口座への硬貨入金及び金種指定出金 ●「災害義援金取扱要領」に基づく振込手数料の全国無料化案件リストに掲載されている口座への振込

〈各種発行手数料関係〉

項	目	手数料
貯金残高証明書	1通	550円
相続貯金等残高証明書	1通	1,100円

利息支払証明書	1 通	550 円
取引履歴明細（照合）表 10年以内	1 通	2,200 円
取引履歴明細（照合）表 10年超20年以内	1 通	3,300 円
取引履歴明細（照合）表 20年超	1 通	実 費
通帳・証書再発行手数料	1 冊・1 通	1,100 円
ICキャッシュカード再発行手数料	1 枚	1,100 円
キャッシュカード暗証番号照会回答書	1 通	550 円
未利用口座管理手数料		1,320 円
成年後見支援貯金	口座開設手数料	13,200 円
	口座維持手数料	13,200 円
口座管理法に基づく相続時口座照会手数料		4,600 円

〈融資関係各種発行手数料〉

項 目	手 数 料
貸出金残高証明書 1 通	550 円
融資証明書 1 通	550 円
住宅取得年末残高証明書（再発行） 1 通	550 円
貸出金・利息払込証明書 1 通	550 円
各種ローン償還明細表（再発行） 1 通	550 円
ローンカード再発行手数料 1 枚	1,100 円

〈融資実行・条件変更等手数料（住宅ローン・リフォームローン・資産継承ローン・経営刷新資金）〉

項 目	手 数 料
実行手数料	33,000 円
全額繰上返済手数料	33,000 円
一部繰上返済手数料	店頭での返済 5,500 円
	ネットバンクでの返済 無 料
条件変更手数料	5,500 円

〈貸金庫使用料〉

項 目	使 用 料
貸金庫使用料 （大きさ 高さ 9.0cm、間口 24.4cm、奥行 53.8cm）	年額 19,800 円

※貸金庫利用時間 9:00～17:00（月曜日から金曜日）

〈その他手数料〉

項 目			手 数 料
国債の保護預かり手数料			無 料
個人情報開示手数料			1,100 円
出資金残高証明書			550 円
ADP手数料			月額利用料 11,000 円
取立手数料	電子交換	支払期日まで30日以内	1 通 1,100 円
		支払期日まで31日以上	1 通 2,200 円
	個別取立	支払期日まで30日以内	1 通 1,100 円
		支払期日まで31日以上	1 通 2,200 円
取立手形不渡り手数料			1 通 1,100 円
送金・振込の組戻料			1 件 660 円

(2) 共済事業

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助の精神のもと、組合員・利用者の皆さまが不安なく暮らせるよう、生活を取り巻くさまざまなリスクに対して「ひと・いえ・くるま」の幅広い保障を提供しています。

〈「ひと」に関する保障〉

種 類	特 徴
終 身 共 済	万一のとき、手厚い一時金を受け取れる一生涯の保障です。この一時金に加え、残されたご家族の収入保障として、年金をお受け取りいただけます。※家族収入保障特約を付加した場合。
養 老 生 命 共 済	貯蓄しながら備えられる万一のときのための保障です。満期時にはまとまった満期共済金をお受け取りいただけます。定期的にまとまった資金を受け取れる中途給付プランも選択できます。
定 期 生 命 共 済	お手頃な共済掛金で大きな保障を得られ、ご家族をしっかりとお守りすることができます。必要な期間だけ備えたい方のために、共済期間をさまざまなタイプから選びいただけます。
定 期 生 命 共 済 (通減期間設定型) みちびき	お手頃な共済掛金でライフステージに応じた必要十分な万一保障をしっかりと準備できます。
医 療 共 済 メ デ ィ フ ル	日帰り入院からまとまった一時金を受け取れる充実の医療保障です。 健康で一時金のお支払いがなかった場合、健康祝金を受け取れるプランも選択できます。
が ん 共 済	「生きる」を応援する、充実のがん保障です。がん診断時や、再発時・長期治療のとき、まとまった共済金を受け取ることができ、さまざまながん治療を一生涯保障*します。 ※共済期間を終身とした場合。
特 定 重 度 疾 病 共 済 そ な エ ー ル	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
生 活 障 害 共 済 さ さ エ ー ル	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。公的な制度*に連動したわかりやすい保障です。 ※身体障害者手帳制度
介 護 共 済	一生涯備えられる介護保障です。介護共済金（一時金）は、ご自宅の改修などの初期費用に役立てられます*。 ※「共済金年金支払特約」の付加により年金方式でお受け取りいただくことも可能です。

予定利率変動型年金共済ライフロード	確実に受け取れる安心に、増える楽しみをプラスした年金共済です。年金額の増加が期待でき、一度増加した年金額は減りません*。 ※予定利率の推移によっては増加しない場合があります。
こども共済	お子さまの教育資金の備えと万一保障です。「貯蓄性」や「保障の充実性」など、ニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。「学資金」を効率的に準備したい方へおすすめの保障です。
引受緩和型終身共済	通院中の方や病歴がある方など、健康に不安のある方も簡単な告知でお申込みいただけるご加入しやすい、一生にわたる万一保障です。80歳までご加入いただけます。
引受緩和型医療共済	通院中の方、病歴がある方も簡単な告知でお申込みいただけ、持病の悪化・再発もしっかり保障いたします。また、全額自己負担となる先進医療*にも備えられます。 ※先進医療保障ありを選択した場合。
一時払終身共済	一生にわたって、お亡くなりになられたときの保障が確保でき、死亡共済金を相続対策にご活用いただけます。医師による診査は必要なく、簡単な告知だけでお申込みいただけますので、お気軽にご加入いただけます。
生存給付特則付一時払終身共済	生存給付金を生前贈与としてご活用いただけ、死亡共済金を相続対策にもご活用いただけます。医師による診査は必要なく、簡単な告知だけでお申込みいただけますので、お気軽にご加入いただけます。
一時払養老生命共済	将来に向けて、確実に資金づくりができ、お亡くなりになられたときの保障もあわせて確保できます。医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけますので、お気軽にご加入いただけます。
一時払介護共済	まとまった資金で一生にわたって備えられる介護保障です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障で、不安の高まる高齢期も安心です。
認知症共済	一生にわたって備えられる認知症の保障です。認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害（MCI）まで幅広く保障します。
傷害共済	日常のさまざまな災害による死亡やケガを保障します。スピーディーに共済金をお支払いします。10名様以上のご契約は、共済掛金がお得になります。診査は不要です。
賠償責任共済	賠償責任共済は、被共済者（共済の保障を受けられる方をいいます）について加害者として法的な賠償責任が生じた場合に、経済的負担を代替・軽減する共済です。
農業者賠償責任共済	農業に関する幅広い賠償責任をカバーします。「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する賠償リスクを保障します。

〈「いえ」に関する保障〉

種類	特徴
建物更生共済 むてきプラス	火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害も、しっかり保障します。
建物更生共済 My家財プラス	椅子やタンス、テレビなど、お住まいにある家財・家具の損害を保障します。
火災共済	建物・不動産の火災などによる損害を保障します。

〈「くるま」に関する保障〉

種類	特徴
自動車共済 クルマスター	クルマスターなら、保障もサービスも、安心・充実！必要な保障を無駄なくそろえた自動車共済です。
自賠責共済	法律ですべての自動車（二輪・原付も含まれます*。）（注記）の自賠責共済（保険）への加入が義務づけられています。自賠責共済（保険）は自動車の運行に起因して他人を死傷させたときの損害（対人賠償）に備える共済（保険）です。 ※トラクターやコンバインなどの農耕作業用小型特殊自動車は含みません。

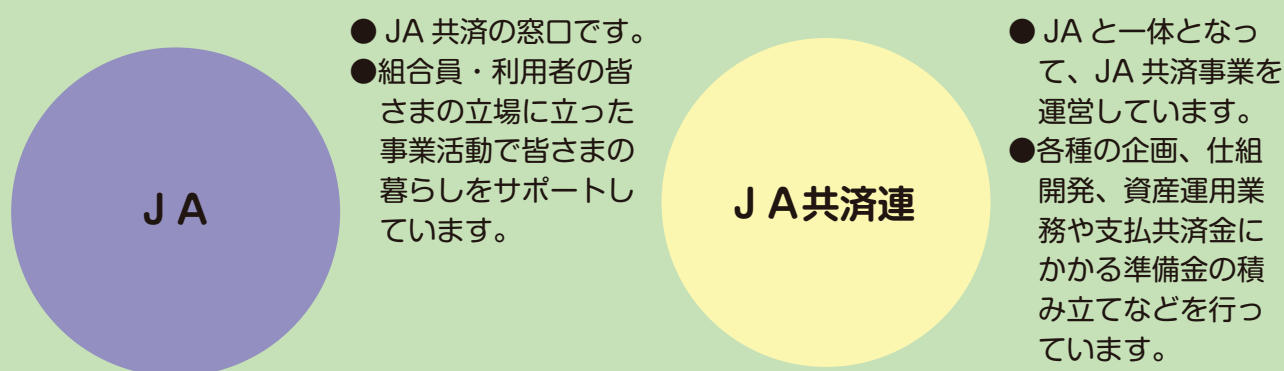
〈JA 共済の役割〉

JA 共済は、JA と JA 共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者の皆さまに密着した生活総合保障活動を行っています。

共済契約は、JA と JA 共済連が共同でお引き受けいたします。

JA と JA 共済連の機能分担

JA 共済は、JA と JA 共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆さまに「ひと・いえ・くるまの総合保障」を提供しています。



(3) 経済事業

〈購買事業〉

組合員・利用者への農業生産に必要な質の良い有機・化成肥料・農薬・生活に必要な物資を供給しています。また、予約購買、引き取り制度、物流の集中化等により供給コストの低減に取り組んでいます。

このほか、農業生産資材を常時取り揃えた「緑彩館」を運営し、組合員・利用者の利便性向上に努めています。

〈販売事業〉

総合営農センターで均一に精米された安全・安心の地元産米を地域住民、管内小・中学校用米飯給食、病院等に供給しています。

JA たかつきのお米は理想の肥培管理に基づく良質なお米としてブランド化を図っています。管内で収穫されたお米はその売渡希望数量の全量を買入れ、各支店、緑彩館、農風館で販売しています。

また、地元で採れたものを地元で食べる地産地消運動を積極的に推進するため、農産物直売所「農風館」を運営し、管内農家組合員が育てた地元産野菜を販売しています。

〈主要購買・販売品目〉

種 類				内 容 ・ 留 意 事 項
購 買 品	生 産 資 材	飼 料	料	家畜の飼料、その他の配合飼料ほか
		肥 料	料	水稻用肥料、野菜園芸用肥料、土壌改良資材ほか
		農 薬	薬	除草剤、殺虫剤、殺菌剤、園芸農薬ほか
		保 温 資 材	材	農業用ビニール、マルチほか
		包 装 資 材	材	保有米紙袋、出荷米紙袋、トマト等出荷用箱、野菜出荷用袋ほか
		農 業 機 械	械	トラクター、コンバイン、動力噴霧器ほか
		石 油 類	類	灯油ほか
		自 動 車（二 輪 車 除 く）		農業用軽トラックほか
		建 築 資 材	材	シロアリ駆除工事ほか
		そ の 他		種子、ヒナ、野菜苗ほか
	生 活 物 資	一 般 食 品		清涼飲料水ほか
		衣 料 品	品	雨合羽、軍手、帽子、長靴ほか
		耐 久 消 費 財	財	仏壇、石碑・燈籠、掛軸ほか
		日 用 保 健 雑 貨 用 品		トイレットペーパーほか
		そ の 他		書籍ほか
販 売 品	米		地元産米「ヒノヒカリ」・「キヌヒカリ」ほか	

〈加工事業〉

地元産米の消費拡大に向け今注目されている米粉（純米米粉「ささめ雪」）の製造・加工を行っています。

※一部商品は農風館及び緑彩館で取り扱っています。

〈利用事業〉

地域農業を守るため、総合営農センターに共同利用施設ライスセンターを設置し、農作業の効率化に取り組むとともに、コイン精米機・農産物加工センターなど、各種施設の利用促進、共同育苗施設（育苗センター）を活用した良質な機械田植用水稲苗、野菜苗の生産・供給に努めています。

このほか、組合員の兼業化、高齢化に伴う遊休農地の防止・解消のため、農地の保全を基軸とした地域環境整備として組合員の農作業を当JA・農作業オペレーター部会等と連携し作業受託しています。

（４）指導事業

〈営農活動〉

地域農業の持続的発展を図っていくため、総合営農センターを拠点として、組合員の営農にきめ細やかな対応ができるよう営農指導・相談活動を行うとともに、広報誌への営農記事の連載をはじめ、総合営農センターニュース、ふれあい農業塾、農業版電子図書館等により営農情報の提供に努めています。

また、農業と共生する地域をめざした遊休農地の防止・解消、農地の保全を基軸とした地域環境の整備や、未来を担う子どもたちに農業への関心を深めてもらおうと「食農教育」の充実に取り組んでいます。このほか地域農業を守るため、総合営農センターに共同利用施設ライスセンターを設置し農作業の効率化に取り組んでいます。

〈生活文化〉

人と人との絆や地域コミュニティの重要性を再認識し、組合員・地域住民のくらしのニーズに対応した主体的な活動（女性会活動・ふれあい友の会活動）をＪＡの総合力を発揮して支援しています。また、組合員の暮らしを守る相談活動として子会社（高槻コープサービス株式会社）、ＪＡバンク資産相談部と連携し対応しています。

〈教育広報〉

「組合員・地域住民の快適な暮らし」と「ＪＡたかつきを基軸とした協同活動」を築いていくため、広報誌を毎月発行するとともに、ホームページの活用、総合営農センターニュースの発行などを行っています。また、組合員大会や文化セミナーなど各種イベントによりＪＡと組合員・地域住民とを結びつける活動に取り組んでいます。

このほか、ＪＡの「理念」「思い」「大切にしたい考え方」を広めていく「地域協同活動」の一環として、協同意識をはぐくむため家庭雑誌『家の光』の購読普及に取り組んでいます。

〈農政活動〉

持続可能な農業と地域づくりに向け、行政機関、各実行組合等と連携し、担い手不足・遊休農地解消、有害鳥獣対策、農地税制等、当ＪＡを取り巻く諸課題解決に向けた農政活動に積極的に取り組んでいます。

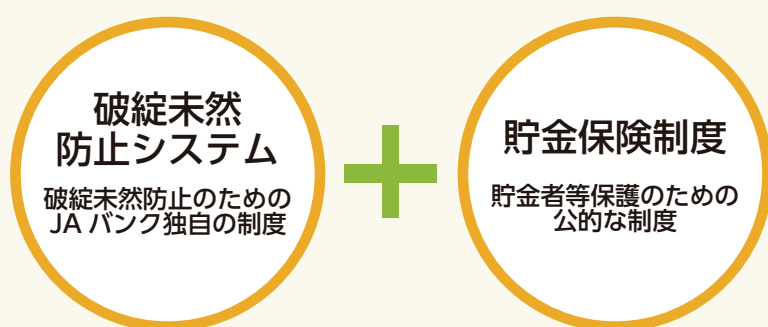
（５）そのほか事業

- ①資産保全業務…………… 子会社「高槻コープサービス株式会社」と連携し、組合員の資産管理・保全、土地の有効活用などを提案
- ②相談業務…………… 税務相談 毎月第２・第４水曜日
法律相談 毎月第３水曜日

- ③営農・園芸相談…… 定例的に実施
- ④貸部屋業務……… 本店ビル内コミュニティーホールや支店ふれあいホール等

JAバンク・セーフティーネット

JA バンク・セーフティーネット



当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

（１）破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

（２）貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

6. J A 自己改革実践状況報告

報告の目的

当組合では、JAたかつきのめざす基本方向のもと、第10次総合経営計画（令和7年度～令和9年度）の5つの重点実践課題「持続可能な地域農業の振興」「組合員の豊かなくらしの実現」「健全・強固な経営基盤の確立」「協同組合らしい人づくり」「広報活動の強化によるJAの魅力発信」を実現するため、さまざまな自己改革に取り組みました。

自己改革は、地域の農業とくらしになくてはならない組織となることをめざす改革であり、当該改革における取り組み等を組合員の皆さまと共有するため、令和元年度総代会より自己改革実践状況について報告しています。

報告方針

自己改革実践状況報告については、以下の方針に基づき、作成しています。

- ①自己改革実践状況については、その取り組み目的等が明確になるよう重点事項毎の項目に分けて記載しています。
- ②自己改革実践状況報告は、令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)における取り組みを対象としています。

実践状況報告

I 持続可能な地域農業の振興

1. 持続可能な地域農業の実現

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
都市農業の振興に向けた経営計画の策定・実践	「大阪農業を次代へつなごう活動」の分析・改善	巡回訪問し、後継者情報を把握・事業継承を支援に努めました。
	「自己改革工程表」等をふまえた中期経営計画の策定・実践	第10次総合経営計画を策定し総代会において総代からの承認を得るとともに、各四半期ごとに進捗状況を検討し、地区別総代懇談会において半期の進捗状況を総代に説明しました。
農業・農村における自然災害等への対策	農業保険（収入保険・農業共済）等の保険（共済）を通じた備えの提供	VR体験を通じて、農業保険の大切さを実感してもらい、関係機関、関係部署と連携し、農業保険の周知・提供に取り組みました。
	行政等と連携した各種被害等への対策・支援	高槻市との包括連携協定による有害鳥獣対策事業を協議し、有害鳥獣被害防止対策資材の助成として200万円を助成しました。

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
食料安全保障の強化に向けた農業・農村振興に資する政策確立・支援	組合員・JAグループの意見・要望等を反映した農政活動の推進(市町村等との定期的な意見・情報交換等を含む)	行政・関係機関と連携を強化し、農政の諸問題の解決に努め、農政運動強化に取り組みました。

2. 環境に配慮した農業の実現

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
次世代の担い手確保に向けた取り組み	就農支援(新規就農者や定年帰農者向け「ふれあい農業塾」等の充実等)による農作業オペレーター部会会員・農風館生産者クラブ会員の増加	「ふれあい農業塾」による講座内容に圃場実習を加え充実を図り、会員の増加に努め、新規就農者向けの年間講座開催に向け高槻市と協議しました。
地域農業を支える多様な農業者への支援	農作業受託・農機レンタル等による農業支援	中央会等と連携し、要領等の整備が完了、次年度より開始できる見込みとなりました。
	SNSを活用した営農経済に特化した情報発信の提供	LINEによる営農情報や各種イベント等の情報発信に努めました。(R8.4.8現在登録者数465名)
農業労働力支援、農業の関係人口拡大等に向けた取り組み	集落営農組織との連携を含めた農作業受託事業等への取り組み	OP部会と連携し受託面積120.6ha(耕起39.5ha・田植24.8ha・稲刈24.2ha・保全32.1ha)、水稻苗35,182箱の受託事業等を行いました。
	行政と連携した不耕作農地の解消も含めた農業関係人口増加への取り組み	行政・関係団体と連携し、イベント等で地元農産物のPRし、農業理解に努めました。
食の安全・安心や環境に配慮した農業の推進	環境負荷低減に向けた取り組み(粃殻等の推奨、大阪エコ農産物の推奨等)支援	粉碎粃殻・米ぬかを販売し、年1回の期限切れ農薬・廃棄ビニールを回収しました。
	直売所経営等、地産地消の推進や大阪版カーボンニュートラル等の取り組みを通じて、都市農業の利点を付加価値として消費者にPR	農産物即売会等により都市農業の魅力発信、地産地消による地元産農産物のPRに努めました。

3. 農業所得の増大と地元農産物の安定供給

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
「地産地消」の拡大を通じた「国消国産」への貢献	直売所や食農教育と連携した学校給食への農産物提供等を通じた「地産地消」により「国消国産」に繋げる取り組み	学校給食への地元産米を全量確保し、農産物提供等を通じた「地産地消」に取り組みました。

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
「地産地消」の拡大を通じた「国消国産」への貢献	組合員（生産者）・地域住民（消費者）との重要な接点である直売所の店舗運営に向けた運営改善の取り組み	直売所生産者視察研修の実施とHACCPに沿った衛生管理講習を実施しました。
	直売所運営を通じた、地域住民への地場農産物への理解促進および消費拡大（地産地消）	地域住民への地場農産物への理解促進及び消費拡大に取り組んだ結果、今年度の取扱高は、2,063万円（うち野見町店1,808万円、かしだ店255万円）となりました。
販売力強化の取り組み	再生産可能価格に準じた価格での希望数量全量買取	買取価格を改定したことにより、一定の集荷数量が確保できました。
	適正な価格に基づく地元産米の供給	新米販売時、市場価格を踏まえた価格での販売を行いました。
	高温耐性品種への移行準備	実行組合長会と各地区実行組合長会議に出席し、高温耐性品種の特性等を説明しました。
生産トータルコスト低減に向けた取り組み	堆肥を活用した肥料等の普及・拡大を通じたトータルコストの削減	農業塾等での籾殻を活用した土づくりの推奨を図りました。
	営農指導や土壌診断等を通じた生産トータルコスト低減への貢献	土壌診断を実施し、適正施肥の提案により施肥コスト低減に繋がりました。
JA営農経済事業の機能・体制強化に向けた取り組み	JA認定営農指導員の計画的な育成	営農指導員資格試験合格者2名の資格認証申請し、新たに1名が営農指導員資格試験に合格しました。

Ⅱ 組合員の豊かなくらしの実現

1. JA事業の好循環による組合員の豊かなくらしの実現

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
「組合員のくらしを軸とした活動・事業」の展開	一支部一協同活動の実施	令和7年度全支店で1支部1協同活動を実施しました。学習田稲刈り（6支店）、農業体験（2支店）、朝市開催（1支店）、支店祭り（1支店）、環境美化推進活動（3支店）、支店内展示会（1支店）、支店美化（4支店）を実施しました。
	イベント等におけるアンケートの実施、文化活動による組合員のJA事業への参加・参画	女性協議会主催「防災セミナー」を開催し各地区女性会会員101名が参加しました。
	准組合員モニター制度のさらなる充実	令和7年度准組合員モニターは13名が参加し、全4回のミーティングを実施しました。

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
組合員との接点 (つながり) 創出・ 強化の取り組み	ふれあい訪問日による関係性 深化	11月24日を「ふれあい訪問日」とし役職員で8,337軒の 組合員宅を訪問しました。
	支店イベントの充実	健康ふれあい館(三箇牧支店)、相続セミナー(島本支店)、 健康教室(樫田支店)を実施しました。

2. 総合事業による組合員の豊かなくらしの実現

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
組合員の快適な生活 を支える拠点運営・ サービス提供(生活・ 購買事業)	総合営農センター等でのイ ベント開催等を通じた組合員と の交流並びに利便性向上	JA宅配倶楽部、オーダースーツ採寸会、総合展示会等を 開催した結果、今年度の購買品取扱高は2億2,524万円と なりました。
生活を支える最適な 金融・保障サービスの 提供(信用・共済事業)	オンリーワン戦略の実践徹底 と定着(信用事業)	重要顧客先は2件以上および大口利用安定先は60%以上 の訪問カバー率を確保し、問題解決型の活動を実践しま した。
	組合員・利用者本位の保障・ サービス提供(共済事業)	ラブレッツ安心チェック5,086件と共済新契約時の高齢 者対応率93.4%を確保し、組合員・利用者本位の保障・ サービスを提供しました。

3. 各種協同活動の実践による協同組合としての強みの発揮

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
組合員組織の支援 (女性組織活動、 ふれあい友の会 活動、文化活動等)	女性組織、ふれあい友の会等 組織間の交流	女性会とハイキング友の会で合同ハイキングを実施しま した。
	新たな文化活動の策定	他JAや他組織から情報収集し、新たな文化活動企画を 協議しました。
組合員組織や准組合 員との会員相互の 親睦の深化	年金友の会等による旅行や イベントの実施および活動の 促進	年金友の会会員のつどい(1,715名)及び会員親睦旅行 (686名)や住宅経営研究会総会(57名)・視察研修(24 名)、税務研修会(69名)、親睦会(41名)を実施し、会員間 の交流を図りました。
	JA女性組織の仲間づくり活 動の促進	各地区女性会を支援し、各種講習会や健康体操などで 活動(39回)を実施しました。
食農教育や健康増進 活動等を通じた地域 住民等とのつながり 強化	行政、学校、地域の多様な団体 との連携による食農教育の 推進(出張(出前)授業、田植・ 稲刈体験、バケツ稲づくり)	管内3小学校への出前授業を実施し、管内中学校2校の 農業に関する総合学習に協力しました。高槻市・島本町の 小学3年生を対象としたキャリア教育教材「小学生の ためのお仕事ノート」取材に協力しました。

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
食農教育や健康増進活動等を通じた地域住民等とのつながり強化	「地産地消」等への理解醸成に向けた広報誌による情報発信	農林業祭や北海道ミニ物産展、新米販売キャンペーン等を開催し地域住民等とのつながり強化に努めました。また広報誌『ふれあい』に直売所の記事を掲載しました。

4. 多様な組合員等の活性化

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
JA関係組織の活性化やJA運営への参画	JA運動を担う女性組合員の増加	准組合員12,050人中、女性は6,340人となりました。
	女性協議会による各地区女性会向けセミナーの開催	3月19日『家の光』12月号の記事を活用した「防災セミナー」を開催し、各地区女性会会員101名が参加しました。
	担い手・女性層からの理事登用	役員改選を行い、理事20名中6名を担い手・女性層から登用しました。
	農作業オペレーター部会会員の増加及び交流・活性化	視察研修旅行、総会等で積極的に対話し、情報交換、交流をしました。
JAの提供する価値に基づく仲間づくり	農林業祭や直売所等を通じた農業振興の応援団の拡大	准組合員モニターに対し、総合営農センター業務を紹介しました。

Ⅲ 健全・強固な経営基盤の確立

1. 持続可能な経営基盤の確立・強化

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
経営戦略の高度化	収支シミュレーションを踏まえた経営計画（事業計画）の策定	令和6年度決算に基づき収支シミュレーションを作成するとともに、第10次総合経営計画と合わせた3カ年計画を作成した。また、令和7年度決算見通しに基づき収支シミュレーションの見直しを図りました。
将来を見据えた経営基盤の確立・強化	デジタル活用による業務効率化	JA大阪電算及びJA大阪中央会と連携し新たな経済システムの導入を図りました。

2. 組合員・利用者から信頼される組織・業務運営の実践

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
ガバナンスの強化	内部統制システム基本方針の運用状況の検証	全ての部署、子会社において定期監査、事後監査等を実施し内部統制システムの有効性を検証しました。

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
内部統制の強化と 3線モデルの実効性 向上	不祥事未然防止に向けた自主 点検等の強化	事務所管部署と連携し店舗巡回を実施しました。また 自店検査検査の有効性確保と事務所管部署が行った 研修会の理解度確認を支店役席者に対し行うことに より、事務リスクの低減、不祥事未然防止を図りました。
	3線モデル強化による専門 人材の育成	FP、ALMフィクサー、その他信用事業、共済事業にかか る資格取得、事務リスク管理会議において、内部統制に 関する基本方針等が遵守と事務リスクの情報共有に より運用の徹底を図りました。

3. 各事業での対応

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
信用事業	マネーライフプラン提案の 浸透と地域シェアの拡大	7カ月間（夏季、冬季、年度末）キャンペーン及び年金・ 給振獲得推進を実施しました。
	小中学生向けマネーライフ プラン教育の浸透	榎田支店にて榎田小学校の生徒による社会見学を実施し ました。
	利便性を活かした店周開拓 と年金受給口座の獲得	年金相談会（5回）の開催、大冠支店の店周開拓及び 年金紹介キャンペーンを推進しました。
	住宅ローン・小口ローン等の 地域資金ニーズへの対応	本店融資課による業者営業での住宅ローンへの取組 強化、支店での経営刷新資金、住宅ローンの紹介活動 及び小口ローンを推進しました。
	メイン強化先の定例訪問に よる農業者資金ニーズへの 対応	訪問による関係強化と聞き取ったニーズを基に農業融資 などの提案を行い、商品を提供しました。
経済事業	生産基盤の確立と販売力強化	土壌診断、籾殻での土づくり等を推進し、生産コスト削減 による生産基盤の確立に努めました。
	組合員・地域住民のくらしを 豊かにするイベント等の開催	農林業祭、農産物展示即売会、総合展示会等を通じ組合 員・地域住民とのつながりの強化に努めました。
	環境負担軽減農業の普及	土壌診断に基づく施肥設計により、過剰施肥の抑制指導 および行政と連携した大阪エコ農産物の推奨に努めま した。
共済事業	契約者満足度の向上と次世代 と繋がる「3Q活動」の展開	3Qコールを含め3Q活動及びほっとバトン活動を積極的 に実施し、利用者満足度の向上や次世代との繋がり強化 において一定の成果を達成しました。
	長期共済保有契約高の保全・ 管理	3Q訪問活動を強化し、適切な情報提供と顧客ニーズに 沿った提案活動を実施しました。

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
共済事業	高齢者対応等の普及推進におけるコンプライアンス態勢の強化	高齢者対応については、適宜、指導等を実施し、コンプライアンスへの意識を高め、態勢の強化を徹底し、不祥事の未然防止への注意喚起を実施しました。
	次世代、次々世代と一緒に なって参加できるイベントの開催	「アンパンマン交通キャラバン」を開催し、組合員・利用者やその次世代とのつながり強化を図りました。

4. 創立60周年に向けた取り組み

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
各記念事業の実施	創立60周年記念事業実行委員会を設置	創立60周年記念事業選任担当者を設置し、各種事業についての検討・とりまとめの実施及び記念事業テーマを制定しました。

Ⅳ 協同組合らしい人づくり

1. 協同組合らしい人づくり

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
経営戦略と連動した 人材育成の見直しと 実践	職員の協同組合理念・農業理解への取組み	農業検定受験者の募集を行い、職員の協同組合理念、農業に対する理解醸成に取り組みました。農業検定は全体で、1級:8名、2級:61名、3級:71名となりました。
	職員教育研修実施計画に基づく職員教育の実施と管理	職員教育研修実施計画に基づき、各研修会へ派遣しました。
JA経営・協同組合運動を支える 人づくり	ワンストップミーティングを活用した組合員ニーズに応えるためのコミュニケーション能力・課題解決力の強化	9月～11月を第1Q,12月～2月までを第2Qとして月1回以上の開催を旨とし、経済部門を除く全部門で実践しました。
	組合員との対話力向上に向けた農業関連研修資材の活用	新入職員、中途採用職員に対し、農業新聞を活用した研修を実施しました。
JA経営・協同組合運動を支える人材の確保	インターンシップ、オープンカンパニーの実施	オープンカンパニーを開催し、採用活動においては、一定の応募人数を確保することができました。
	広報戦略と連動しましたイメージアップ施策の実施	マイナビ掲載写真、記事を更新し、分かりやすい内容とした結果、令和9年度新採用にかかるマイナビ応募者は81名となりました。
	女性職員のキャリア形成支援	管理職82名中、女性の管理職は27名となりました。
	定年再雇用職員の活躍促進	定年再雇用の管理職を1名配置しました。

2. 働きやすい、働きたいと感じる職場づくり

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
職場の実態等をふまえた職場改善	エンゲージメント調査の実施、結果の分析	府下JAの事例等を確認しました。
	面談制度を活用した部署内コミュニケーションの活性化	考課者を対象とした考課者研修会を実施しました。
	ワンストップミーティング実施による職場改善の実践	ワンストップミーティングを通じて、組合員の意見等取り入れました。
多様な職員が活躍できる職場環境づくり	新たな人事評価制度の策定・運用	考課表の一部変更等新たな人事評価制度への対応を進めました。
	階層別研修会等の活用	各種信用事業業務検定試験に14名受験し8名が合格しました。

V 広報活動の強化によるJAの魅力発信

1. 情報発信による農業・JAに対する理解醸成

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
農業に対する国民理解の醸成	農林業祭や食育イベント、HP、広報誌等による「国消国産」運動の情報発信	「国消国産」に関するポスターを掲示し情報を発信しました。
「日本農業新聞」等を活用した外部への情報発信	「日本農業新聞」への積極的な投稿	「日本農業新聞」へ60本投稿をしました。
国際協同組合年を契機とした協同組合の価値についての情報発信	地域住民に対する、「協同組合の価値」「社会への貢献」等の情報発信	広報誌・HPでの情報発信をしました。

2. 組織内広報等によるJA理解の促進

実施方策	実践事項	令和7年度実践状況
情報発信強化と持続可能な組織・経営基盤の確立をはかるための広報	家の光記事を活用しましたセミナーの開催	3月19日『家の光』12月号の記事を活用した「防災」セミナーを開催し、各地区女性会会員101名が参加しました。
	アンケート等を活用しました必要な情報を必要な人に届ける広報体制の確立	広報誌等で実施のアンケートの設問等について検討しました。

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和 6 年度 (令和 7 年 3 月 31 日現在)	令和 7 年度 (令和 8 年 3 月 31 日現在)
(資 産 の 部)		
1. 信 用 事 業 資 産	304,650,723	300,460,088
(1) 現 金	1,273,533	1,280,593
(2) 預 金	239,259,086	231,656,001
系 統 預 金	229,718,546	222,141,602
系 統 外 預 金	9,540,540	9,514,398
(3) 有 価 証 券	34,578,443	35,243,176
国 債	26,246,720	26,804,290
地 方 債	1,083,260	1,015,770
社 債	7,248,463	7,423,116
(4) 貸 出 金	28,072,072	30,597,176
(5) そ の 他 の 信 用 事 業 資 産	1,467,588	1,683,141
未 収 収 益	1,414,987	1,653,096
そ の 他 の 資 産	52,601	30,045
2. 共 済 事 業 資 産	9,506	5,349
(1) そ の 他 の 共 済 事 業 資 産	9,506	5,349
3. 経 済 事 業 資 産	170,799	261,597
(1) 経 済 事 業 未 収 金	76,715	91,256
(2) 棚 卸 資 産	93,448	169,703
購 買 品	41,828	42,323
販 売 品	48,465	125,390
そ の 他 の 棚 卸 資 産	3,155	1,990
(3) そ の 他 の 経 済 事 業 資 産	634	636
4. 雑 資 産	137,907	153,530
5. 固 定 資 産	4,666,753	4,950,489
(1) 有 形 固 定 資 産	4,656,364	4,943,050
建 物	4,381,314	4,666,368
機 械 装 置	650,215	653,525
土 地	1,997,419	1,997,419
リ ー ス 資 産	201,553	205,604
建 設 仮 勘 定	105,161	157,101
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	503,883	574,181
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,183,183	△ 3,311,150
(2) 無 形 固 定 資 産	10,388	7,438
6. 外 部 出 資	8,503,967	8,503,967
系 統 出 資	8,004,505	8,004,505
系 統 外 出 資	337,800	337,800
子 会 社 等 出 資	161,662	161,662
7. 前 払 年 金 費 用	179,824	197,972
8. 繰 延 税 金 資 産	16,537	13,083
資 産 の 部 合 計	318,336,018	314,546,077

(単位：千円)

科 目	令 和 6 年 度 (令和 7 年 3 月 31 日現在)	令 和 7 年 度 (令和 8 年 3 月 31 日現在)
(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 負 債	294,554,365	293,178,917
(1) 貯 金	293,024,776	291,762,089
(2) 借 入 金	500,000	100,000
(3) その他の信用事業負債	1,025,438	1,312,647
未 払 費 用	265,407	547,045
そ の 他 の 負 債	760,031	765,602
(4) 睡眠貯金払戻引当金	4,149	4,179
2. 共 済 事 業 負 債	600,414	604,324
(1) 共 済 資 金	377,087	383,912
(2) 未経過共済付加収入	223,326	220,412
3. 経 済 事 業 負 債	33,508	39,670
(1) 経 済 事 業 未 払 金	31,686	38,380
(2) 経 済 受 託 債 務	1,822	1,290
4. 雑 負 債	634,635	639,984
(1) 未 払 法 人 税 等	48,401	91,123
(2) リ ー ス 債 務	143,282	108,713
(3) 資 産 除 去 債 務	12,353	11,402
(4) そ の 他 の 雑 負 債	430,598	428,745
5. 諸 引 当 金	206,970	188,321
(1) 賞 与 引 当 金	64,292	65,534
(2) 役員退職慰労引当金	40,005	31,377
(3) 特例業務負担引当金	102,672	91,409
負 債 の 部 合 計	296,029,894	294,651,218
(純 資 産 の 部)		
1. 組 合 員 資 本	23,214,485	23,505,854
(1) 出 資 金	996,529	988,794
(2) 利 益 剰 余 金	22,219,909	22,517,739
利 益 準 備 金	2,150,000	2,150,000
そ の 他 利 益 剰 余 金	20,069,909	20,367,739
信用事業安定積立金	4,770,000	4,900,000
経営安定化準備積立金	300,000	300,000
営農支援基金積立金	1,175,000	1,200,000
施設整備積立金	3,625,000	3,730,000
教育研修基金積立金	497,000	500,000
記念事業積立金	50,000	60,000
圧 縮 積 立 金	41,626	39,687
特 別 積 立 金	5,766,370	5,766,370
当期末処分剰余金	3,844,912	3,871,680
(うち当期剰余金)	(326,593)	(332,633)
(3) 処 分 未 済 持 分	△ 1,953	△ 679
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 908,360	△ 3,610,994
(1) その他有価証券評価差額金	△ 908,360	△ 3,610,994
純 資 産 の 部 合 計	22,306,124	19,894,859
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	318,336,018	314,546,077

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)
1. 事業総利益	2,345,304	2,477,694
事業収益	3,187,956	3,722,967
事業費用	842,652	1,245,273
(1) 信用事業収益	2,245,926	2,786,505
資金運用収益	2,180,015	2,712,902
(うち預金利息)	(1,376,713)	(1,725,834)
(うち有価証券利息)	(489,527)	(628,012)
(うち貸出金利息)	(230,673)	(274,764)
(うちその他受入利息)	(83,100)	(84,290)
役務取引等収益	42,358	44,612
その他事業直接収益	—	60
その他経常収益	23,552	28,930
(2) 信用事業費用	410,599	836,908
資金調達費用	302,830	691,501
(うち貯金利息)	(296,539)	(681,032)
(うち給付補填備金繰入)	(3,700)	(4,603)
(うちその他支払利息)	(2,590)	(5,865)
役務取引等費用	7,373	7,344
その他事業直接費用	—	34,080
その他経常費用	100,394	103,982
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	(4,016)	(110)
信用事業総利益	1,835,327	1,949,597
(3) 共済事業収益	454,998	452,680
共済付加収入	425,545	415,812
その他の収益	29,452	36,868
(4) 共済事業費用	8,067	3,980
共済推進費用	179	283
共済保全費用	394	648
その他の費用	7,494	3,049
共済事業総利益	446,930	448,699
(5) 購買事業収益	160,662	165,619
購買品供給高	152,803	158,663
購買手数料	3,715	3,954
その他の収益	4,142	3,001
(6) 購買事業費用	136,662	140,452
購買品供給原価	134,489	138,843
その他の費用	2,172	1,608
購買事業総利益	23,999	25,166
(7) 販売事業収益	242,521	220,232
販売品販売高	240,576	218,388
販売手数料	1,684	1,619
その他の収益	260	224
(8) 販売事業費用	207,938	199,005
販売品販売原価	190,087	189,115
販売費用	5,730	4,008
その他の費用	12,120	5,882
販売事業総利益	34,583	21,226
(9) 加工事業収益	2,974	2,530
加工品販売高	2,974	2,530
(10) 加工事業費用	2,681	1,962
加工品販売原価	2,675	1,962
その他の費用	5	0
加工事業総利益	293	567
(11) 利用事業収益	75,755	90,987
ライスセンター利用料	25,435	37,887
水稻育苗収益	24,596	25,295
野菜育苗収益	2,751	2,915
受託農作業収益	20,084	21,685
その他の収益	2,887	3,202

(単位：千円)

科 目	令和 6 年 度 (令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで)	令和 7 年 度 (令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで)
(12) 利 用 事 業 費 用	31,510	36,087
ライスセンター関連費用	7,193	11,084
水 稻 育 苗 費 用	12,249	11,819
野 菜 育 苗 費 用	1,588	1,315
受 託 農 作 業 費 用	7,711	8,639
そ の 他 の 費 用	2,765	3,228
利 用 事 業 総 利 益	44,244	54,900
(13) 農地利用集積円滑化事業収益	476	473
農地利用集積円滑化事業受取賃借料	446	446
そ の 他 の 収 益	29	26
(14) 農地利用集積円滑化事業費用	448	448
農地利用集積円滑化事業支払賃貸料	446	446
そ の 他 の 費 用	1	1
農地利用集積円滑化事業総利益	28	25
(15) 指 導 事 業 収 入	4,641	3,938
指 導 事 業 補 助 金	3,165	3,159
実 費 収 入	163	175
指 導 収 入	821	87
農 産 物 検 査 料	492	517
(16) 指 導 事 業 支 出	44,744	26,428
営 農 改 善 費	35,370	14,979
生 活 改 善 費	2,874	4,361
教 育 情 報 費	6,499	7,087
指 導 事 業 収 支 差 額	△ 40,102	△ 22,489
2. 事 業 管 理 費	2,084,306	2,169,181
(1) 人 件 費	1,372,094	1,385,293
(2) 業 務 費	260,915	261,501
(3) 諸 税 負 担 金	97,730	108,837
(4) 施 設 費	340,711	400,465
(5) そ の 他 事 業 管 理 費	12,853	13,084
事 業 利 益	260,997	308,512
3. 事 業 外 収 益	191,280	191,344
(1) 受 取 雑 利 息	116	84
(2) 受 取 出 資 配 当 金	150,540	150,540
(3) 賃 貸 料	38,042	37,881
(4) 雑 収 入	2,581	2,838
4. 事 業 外 費 用	13,450	15,203
(1) 支 払 雑 利 息	3,037	3,119
(2) 寄 付 金	135	148
(3) 減 価 償 却 費	689	799
(4) 租 税 公 課	3,467	3,473
(5) 組 合 員 慶 弔 関 係 費 用	3,166	2,717
(6) 固 定 資 産 処 分 損	—	2,608
(7) 雑 損 失	2,954	2,336
経 常 利 益	438,827	484,654
5. 特 別 損 失	11,944	27,362
(1) 固 定 資 産 処 分 損	11,944	27,362
税 引 前 当 期 利 益	426,882	457,291
法 人 税・住 民 税 及 び 事 業 税	78,481	121,203
法 人 税 等 調 整 額	21,807	3,453
6. 法 人 税 等 合 計	100,288	124,657
当 期 剰 余 金	326,593	332,633
当 期 首 繰 越 剰 余 金	3,085,318	3,469,046
信 用 事 業 安 定 積 立 金 取 崩 額	30,000	—
営 農 支 援 基 金 積 立 金 取 崩 額	25,000	—
施 設 整 備 積 立 金 取 崩 額	375,000	70,000
教 育 研 修 基 金 積 立 金 取 崩 額	3,000	—
当 期 末 処 分 剰 余 金	3,844,912	3,871,680

3. 注記表

令和6年度

Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品及び販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自J A利用ソフトウェアについては、当J Aにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。なお、当年度は貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

また、当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当J Aの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
 - ① 時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品及び販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自J A利用ソフトウェアについては、当J Aにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
- (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。なお、当年度は貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金（前払年金費用）

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

また、当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担引当金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当J Aの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物等を当JAが集荷し、業者・消費者等に販売する事業であり、当JAは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業、加工事業、農地利用集積円滑化事業、指導事業

当JAは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡し又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間の取引の相殺表示を行っています。

また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 85,703千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年3月理事会提出の「将来課税所得の見積り（収支予測）」を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

(1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は152,383千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

土 地	建 物	機械装置	工具器具備品
23,754	50,441	74,165	4,023

(2) 土地収用法を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は188,258千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

土 地
188,258

令和 7 年 度

- (1) 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当JAは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (2) 販売事業
組合員等が生産した農産物等を当JAが集荷し、業者・消費者等に販売する事業であり、当JAは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- (3) 利用事業、加工事業、農地利用集積円滑化事業、指導事業
当JAは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。
7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法
記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。
8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について
当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間の取引の相殺表示を行っています。
また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。
- (2) 当JAが代理人として関与する取引の損益計算書の表示について
購買事業収益のうち、当JAが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当JAが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅱ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 86,818千円（繰延税金負債との相殺前）
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
課税所得の見積額については、令和8年3月理事会提出の「将来課税所得の見積り（収支予測）」を基礎として、当JAが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。
しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及びJAの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

- (1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は152,383千円であり、その内訳は、次のとおりです。
(単位：千円)

土 地	建 物	機械装置	工具器具備品
23,754	50,441	74,165	4,023

- (2) 土地収用法を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は188,258千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

土 地
188,258

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金10,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 該当する事項はありません。

子会社に対する金銭債務の総額 390,850千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の額

理事、監事に対する金銭債権の総額 64,437千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当する事項はありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

3) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は277,879千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当J Aの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当J Aが実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	39,723千円
うち事業取引高	90千円
うち事業取引以外の取引高	39,633千円
(2) 子会社との取引による費用総額	11,174千円
うち事業取引高	158千円
うち事業取引以外の取引高	11,016千円

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当J Aが保有する金融資産は、主として当J A管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、35.62%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

令和 7 年度

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金10,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 該当する事項はありません。

子会社に対する金銭債務の総額 391,902千円

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の額

理事、監事に対する金銭債権の総額 57,605千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当する事項はありません。

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

3) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は300,941千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当JAの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当JAが実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	38,282千円
うち事業取引高	98千円
うち事業取引以外の取引高	38,183千円
(2) 子会社との取引による費用総額	7,898千円
うち事業取引高	890千円
うち事業取引以外の取引高	7,007千円

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品に対する取組方針

(1) 金融商品の状況に関する事項

当JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債券の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、32.68%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が、0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,653,228千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	239,259,086	237,888,077	△1,371,008
有価証券			
その他有価証券	34,578,443	34,578,443	—
貸出金	28,072,072	25,978,473	△2,093,598
資 産 計	301,909,601	298,444,994	△3,464,607
貯金	293,024,776	291,799,398	△1,225,378
借入金	500,000	498,014	△1,985
負 債 計	293,524,776	292,297,412	△1,227,364

令和7年度

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当ＪＡで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が、0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,022,059千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行なっています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	231,656,001	231,822,751	166,750
有価証券			
その他有価証券	35,243,176	35,243,176	—
貸出金	30,597,176	26,669,552	△3,927,623
資 産 計	297,496,353	293,735,479	△3,760,873
貯金	291,762,089	290,035,376	△1,726,713
借入金	100,000	99,856	△143
負 債 計	291,862,089	290,135,232	△1,726,857

令和6年度

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	8,503,967

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	239,259,086	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	—	100,000	300,000	100,000	800,000	35,100,000
貸出金（*）	1,128,210	949,843	907,228	860,278	833,337	23,393,174
合 計	240,387,296	1,049,843	1,207,228	960,278	1,633,337	58,493,174

（*） 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）130,130千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*）	210,489,779	23,762,361	57,811,338	319,275	471,572	170,450
借 入 金	400,000	100,000	—	—	—	—
合 計	210,889,779	23,862,361	57,811,338	319,275	471,572	170,450

（*） 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

令和7年度

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	8,503,967

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	231,656,001	—	—	—	—	—
有価証券 その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	100,000	1,100,000	1,130,000	37,470,000
貸出金（*）	1,142,748	992,982	947,657	918,989	902,477	25,692,321
合 計	232,798,749	992,982	1,047,657	2,018,989	2,032,477	63,162,321

（*） 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）124,397千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯 金（*）	207,941,449	51,727,831	30,950,339	453,033	521,409	168,026
借 入 金	100,000	—	—	—	—	—
合 計	208,041,449	51,727,831	30,950,339	453,033	521,409	168,026

（*） 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 其他有価証券

其他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	18,059,590	17,474,974	584,615
	国 債	16,298,520	15,930,774	367,745
	社 債	1,761,070	1,544,200	216,870
	計	18,059,590	17,474,974	584,615
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券	16,518,853	18,011,829	△1,492,976
	国 債	9,948,200	10,917,888	△969,688
	地 方 債	1,083,260	1,100,000	△16,740
	社 債	5,487,393	5,993,940	△506,547
	計	16,518,853	18,011,829	△1,492,976
合 計		34,578,443	35,486,803	△908,360

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づく退職給付に充てるため、りそな銀行との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,322,850千円
勤務費用	82,837千円
利息費用	13,228千円
数理計算上の差異の発生額	△146,599千円
退職給付の支払額	△123,568千円
期末における退職給付債務	1,148,749千円

令和 7 年度

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 其他有価証券

其他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	1,481,920	1,244,200	237,720
	社 債	1,481,920	1,244,200	237,720
	計	1,481,920	1,244,200	237,720
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券	33,761,256	34,644,050	△3,882,794
	国 債	26,804,290	29,850,621	△3,046,331
	地 方 債	1,015,770	1,100,000	△84,230
	社 債	5,941,196	6,693,429	△752,233
	計	33,761,256	37,644,050	△3,882,794
合 計		35,243,176	38,888,250	△3,645,074

2. 当事業年度中に売却した其他有価証券

(単位：千円)

種 類	売 却 額	売 却 益
社 債	400,060	60

3. 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当事業年度における減損処理額は、其他有価証券の社債 34,080千円です。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、又は30%以上50%未満下落した場合で一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しています。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づく退職給付に充てるため、りそな銀行との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,148,749千円
勤務費用	72,850千円
利用費用	24,123千円
数理計算上の差異の発生額	△11,149千円
退職給付の支払額	△114,741千円
期末における退職給付債務	1,119,832千円

令和6年度

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,588,703千円
期待運用収益	15,887千円
数理計算上の差異の発生額	△65,343千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	70,424千円
退職給付の支払額	△123,568千円
期末における年金資産	1,486,103千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,148,749千円
確定給付企業年金制度	△1,486,103千円
未積立退職給付債務	△337,353千円
未認識数理計算上の差異	157,528千円
貸借対照表計上額純額	△179,824千円
前払年金費用	△179,824千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	82,837千円
利息費用	13,228千円
期待運用収益	△15,887千円
数理計算上の差異の費用処理額	△19,788千円
合計	60,390千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	45%
株式	39%
その他	16%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.10%
長期期待運用収益率	1.00%

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,505千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額13,505千円と相殺して表示しています。

なお、J Aが翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（繰延税金資産）

特例業務負担引当金	29,290千円
有価証券償却否認額	179,781千円
減価償却超過額（除建物・不動産）	48,437千円
その他の有価証券評価差額金	260,063千円
その他	62,678千円
繰延税金資産小計	580,251千円
評価性引当額	△494,548千円
繰延税金資産合計（A）	85,703千円

令和 7 年度

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,486,103千円
期待運用収益	14,861千円
数理計算上の差異の発生額	70,160千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	67,810千円
退職給付の支払額	<u>△114,741千円</u>
期末における年金資産	1,524,193千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,119,832千円
確定給付企業年金制度	<u>△1,524,193千円</u>
未積立退職給付債務	<u>△404,360千円</u>
未認識数理計算上の差異	<u>206,387千円</u>
貸借対照表計上額純額	<u>△197,972千円</u>
前払年金費用	△197,972千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	72,850千円
利用費用	24,123千円
期待運用収益	△14,861千円
数理計算上の差異の費用処理	<u>△32,450千円</u>
合計	49,662千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債権	34%
株式	48%
その他	<u>18%</u>
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.10%
長期期待運用収益率	1.00%

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,899千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額13,899千円と相殺して表示しています。

なお、J Aが翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

有価証券償却否認額	189,538千円
有価証券評価差額金	1,033,827千円
その他	<u>141,249千円</u>
繰延税金資産小計	1,364,615千円
評価性引当額	<u>△1,277,796千円</u>
繰延税金資産合計 (A)	86,818千円

令和6年度

(繰延税金負債)	
資産除去債務の資産計上額	△80千円
固定資産圧縮積立金	△15,899千円
外部出資	△1,702千円
前払年金費用	△51,483千円
繰延税金負債合計 (B)	△69,165千円
繰延税金資産の純額 (A+B)	16,537千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.82%
法人税軽減税率	△0.09%
住民税均等割等	0.22%
中小企業投資促進税制の税額控除	△2.57%
評価性引当額の増減	△0.04%
税率変更等による影響額	0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.49%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.92%から28.63%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は614千円減少し、法人税等調整額は614千円増加しています。

IX. 収益認識に関する注記

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容及び減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として工具器具備品です。

リース資産の減価償却の方法

「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当JAは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に13年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.752%）を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高	14,209千円
時の経過による調整額	24千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,881千円
当事業年度の期末残高	12,353千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

令和7年度

(繰延税金負債)	
資産除去債務の資産計上額	△57千円
固定資産圧縮積立金	△15,295千円
外部出資	△1,702千円
前払年金費用	△56,679千円
繰延税金負債合計 (B)	△73,734千円
繰延税金資産の純額 (A+B)	13,083千円

2. 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

IX. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X. その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容及び減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として工具器具備品です。

リース資産の減価償却の方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当JAは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に13年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.752%）を採用しています。

③当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度の期首残高 12,353千円

時の経過による調整額 25千円

資産除去債務の履行による減少額 △977千円

当事業年度の期末残高 11,402千円

(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

4. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度 総代会承認日 令和7年6月26日	令 和 7 年 度 総代会承認日 令和8年6月26日
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,844,912	3,871,680
任 意 積 立 金 取 崩 額	1,938	1,938
圧 縮 積 立 金	1,938	1,938
剰 余 金 処 分 額	377,804	34,576
(1) 任 意 積 立 金	343,000	—
信用事業安定積立金	130,000	—
営農支援基金積立金	25,000	—
施設整備積立金	175,000	—
教育研修基金積立金	3,000	—
記念事業積立金	10,000	—
(2) 出 資 配 当 金	34,804	34,576
(出資配当率)	(年3.5%)	(年3.5%)
次 期 繰 越 剰 余 金	3,469,046	3,839,042

(注) 1. 任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準、取崩基準等は、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	信用事業安定積立金	経営安定化準備積立金	営農支援基金積立金
目 的	金利変動等に対処するため	確定給付企業年金の補完に対処するため	営農支援事業の費用に対処するため
目 標 額	4,900,000	300,000	1,200,000
積 立 基 準	貯金・貸出金の1.5%相当額	退職要支給額充足相当額	正組合員1戸当り50万円相当額
取 崩 基 準	信用事業の基盤に影響を及ぼすリスクに対応するため必要と認めた額	退職給付会計において償却に必要と認めた額	組合員の営農支援と地域農業の振興のため必要と認めた額
令和6年度積立額	130,000	—	25,000
令和7年度積立額	—	—	—

(単位：千円)

種 類	施設整備積立金	教育研修基金積立金	記念事業積立金
目 的	施設の整備に対処するため	教育、研修費用に対処するため	記念事業準備の費用に対処するため
目 標 額	4,000,000	500,000	60,000
積 立 基 準	施設取得価格の90%相当額	役職員1人当り200万円相当額	記念事業費相当額
取 崩 基 準	施設の整備に要した費用のうち必要と認めた額	組合員と地域に貢献するため役職員の能力向上に必要と認めた額	記念事業の費用のうち必要と認めた額
令和6年度積立額	175,000	3,000	10,000
令和7年度積立額	—	—	—

(注) 2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 40,000千円

令和7年度 40,000千円

5. 部門別損益計算書

令和6年度

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	3,187,956	2,245,926	454,998	438,381	44,937	3,714	
事業費用 ②	842,652	410,599	8,067	342,877	45,313	35,796	
事業総利益 ③ (①-②)	2,345,304	1,835,327	446,930	95,504	△ 376	△ 32,082	
事業管理費 ④	2,084,306	1,275,572	467,816	210,024	104,597	26,297	
(うち減価償却費) ⑤	(169,372)	(84,244)	(27,215)	(37,748)	(17,929)	(2,236)	
(うち人件費) ⑤'	(1,372,094)	(836,580)	(309,093)	(147,408)	(61,240)	(17,773)	
※うち共通管理費 ⑥		264,160	85,829	30,875	14,663	1,828	△ 397,355
(うち減価償却費) ⑦		(83,762)	(27,215)	(9,789)	(4,649)	(579)	(△ 125,994)
(うち人件費) ⑦'		(137,190)	(44,574)	(16,035)	(7,615)	(949)	(△ 206,363)
事業利益 ⑧ (③-④)	260,997	559,755	△ 20,886	△ 114,520	△ 104,973	△ 58,379	
事業外収益 ⑨	191,280	127,163	41,316	14,863	7,058	880	
※うち共通 ⑩		127,163	41,316	14,863	7,058	880	△ 191,280
事業外費用 ⑪	13,450	8,943	2,905	1,045	496	61	
※うち共通 ⑫		8,943	2,905	1,045	496	61	△ 13,450
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	438,827	677,975	17,525	△ 100,702	△ 98,411	△ 57,560	
特別利益 ⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	11,944	7,940	2,580	928	441	55	
※うち共通 ⑰		7,940	2,580	928	441	55	△ 11,944
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	426,882	670,034	14,945	△ 101,630	△ 98,852	△ 57,615	
営農指導事業分配額 ⑲		36,637	16,939	3,757	282	△ 57,615	
営農指導事業分配後 税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	426,882	633,397	△ 1,994	△ 105,387	△ 99,134		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 人頭制と事業管理費(人件費を除く)割と事業総利益割の平均値

(2) 営農指導事業 均等割(信用事業5割、共済事業4割、その他経済関連1割)と事業総利益割の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	66.48	21.60	7.77	3.69	0.46	100.00
営農指導事業	63.59	29.40	6.52	0.49		100.00

(参考) 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	318,336,018	312,017,942	962,006	932,181	373,647	44,662	4,005,578
総資産(共通資産配賦後)※	318,336,018	314,680,622	1,827,137	1,243,612	521,547	63,099	
(うち固定資産)	4,666,753	2,333,229	757,925	1,027,047	487,748	60,803	

※共通資産の他部門への配賦基準

人頭制と事業管理費(人件費を除く)割と事業総利益割の平均値

令和7年度

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	3,722,967	2,786,505	452,680	448,514	32,118	3,150	
事業費用②	1,245,273	836,908	3,980	352,485	30,757	21,143	
事業総利益③ (①-②)	2,477,694	1,949,597	448,699	96,029	1,361	△ 17,992	
事業管理費④	2,169,181	1,330,080	491,659	201,253	106,077	40,112	
(うち減価償却費)⑤	(205,723)	(112,328)	(36,138)	(35,014)	(17,126)	(5,117)	
(うち人件費)⑤'	(1,385,293)	(842,253)	(314,270)	(138,917)	(63,158)	(26,695)	
※うち共通管理費⑥		286,503	92,359	31,504	15,407	4,605	△ 430,378
(うち減価償却費)⑦		(112,103)	(36,138)	(12,327)	(6,028)	(1,800)	(△ 168,396)
(うち人件費)⑦'		(136,894)	(44,130)	(15,053)	(7,362)	(2,200)	(△ 205,639)
事業利益⑧ (③-④)	308,512	619,517	△ 42,961	△ 105,224	△ 104,716	△ 58,104	
事業外収益⑨	191,344	127,379	41,062	14,006	6,850	2,047	
※うち共通⑩		127,379	41,062	14,006	6,850	2,047	△ 191,344
事業外費用⑪	15,203	10,120	3,263	1,113	544	163	
※うち共通⑫		10,120	3,263	1,113	544	163	△ 15,203
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	484,654	736,776	△ 5,162	△ 92,331	△ 98,409	△ 56,220	
特別利益⑭	—	—	—	—	—	—	
※うち共通⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失⑯	27,362	18,212	5,872	2,004	980	293	
※うち共通⑰		18,212	5,872	2,004	980	293	△ 27,362
税引前当期利益⑱ (⑬+⑭-⑯)	457,291	718,564	△ 11,034	△ 94,335	△ 99,390	△ 56,514	
営農指導事業分配額⑲		36,196	16,383	3,635	300	△ 56,514	
営農指導事業分配後 税引前当期利益⑳ (⑱-⑲)	457,291	682,368	△ 27,417	△ 97,971	△ 99,689		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 人頭割と事業管理費(人件費を除く)割と事業総利益割の平均値

(2) 営農指導事業 均等割(信用事業5割、共済事業4割、その他経済関連1割)と事業総利益割の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	66.57	21.46	7.32	3.58	1.07	100.00
営農指導事業	64.05	28.99	6.43	0.53		100.00

(参考) 部門別の資産

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産
事業別の総資産	314,546,077	307,826,980	957,849	978,468	362,271	103,739	4,316,767
総資産(共通資産配賦後)※	314,546,077	310,700,426	1,884,154	1,294,639	516,901	149,955	
(うち固定資産)	4,950,489	2,523,073	813,267	987,098	482,761	144,288	

※共通資産の他部門への配賦基準

人頭割と事業管理費(人件費を除く)割と事業総利益割の平均値

6. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について(要請)」(平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号)に基づく、当JAの財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月9日

高槻市農業協同組合
代表理事組合長 森 本 茂

7. 会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けています。

Ⅱ 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、口、人)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	3,144,361	3,224,516	3,856,775	3,187,956	3,722,967
信用事業収益	2,267,308	2,354,899	2,988,504	2,245,926	2,786,505
共済事業収益	464,365	445,462	451,205	454,998	452,680
農業関連事業収益	375,862	386,011	376,249	438,381	448,514
その他事業収益	36,826	38,142	40,815	48,651	35,268
経 常 利 益	804,275	752,401	642,487	438,827	484,654
当 期 剰 余 金	594,953	564,369	294,758	326,593	332,633
出 資 金	1,017,319	1,009,037	1,003,486	996,529	988,794
(出 資 口 数)	(1,017,319)	(1,009,037)	(1,003,486)	(996,529)	(988,794)
純 資 産 額	25,229,775	24,174,403	23,589,764	22,306,124	19,894,859
総 資 産 額	321,752,383	322,131,250	316,828,234	318,336,018	314,546,077
貯 金 等 残 高	292,652,142	294,824,338	290,184,711	293,024,776	291,762,089
貸 出 金 残 高	26,069,908	26,511,901	27,239,380	28,072,072	30,597,176
有 価 証 券 残 高	47,940,720	41,936,510	30,285,920	34,578,443	35,243,176
剰余金配当金額	35,515	35,238	35,017	34,804	34,576
出資配当の額	35,515	35,238	35,017	34,804	34,576
職 員 数	178	179	176	176	178
単体自己資本比率	26.00%	26.05%	26.19%	26.43%	27.24%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 利益総括表

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
資 金 運 用 収 益	2,180,015	2,712,902	532,886
資 金 調 達 費 用	302,830	691,501	388,670
資 金 運 用 収 支	1,877,185	2,021,400	144,215
役 務 取 引 等 収 益	42,358	44,612	2,254
役 務 取 引 等 費 用	7,373	7,344	△ 29
役 務 取 引 等 収 支	34,984	37,268	2,283
そ の 他 信 用 事 業 収 益	23,552	28,990	5,437
そ の 他 信 用 事 業 費 用	100,394	138,062	37,667
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△ 76,842	△ 109,072	△ 32,230
信 用 事 業 粗 利 益	1,912,170	1,949,627	37,457
(信 用 事 業 粗 利 益 率)	(0.63%)	(0.65%)	(0.02%)
共 済 事 業 粗 利 益	424,972	414,880	△ 10,091
(共 済 事 業 粗 利 益 率)	(0.11%)	(0.11%)	(0.00%)
購 買 事 業 粗 利 益	22,029	23,774	1,744
(購 買 事 業 粗 利 益 率)	(10.11%)	(10.55%)	(0.45%)

販 売 事 業 粗 利 益 (販 売 事 業 粗 利 益 率)	46,443 (17.72%)	26,884 (11.27%)	△ 19,559 (△ 6.45%)
事 業 粗 利 益 (事 業 粗 利 益 率)	2,560,474 (0.80%)	2,673,732 (0.84%)	113,258 (0.04%)
事 業 純 益	476,168	504,551	28,382
実 質 事 業 純 益	476,168	504,551	28,382
コ ア 事 業 純 益	476,168	538,571	62,402
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	476,168	538,571	62,402

- (注) 1. 信用事業粗利益率=信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 共済事業粗利益率=共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
3. 購買事業粗利益率=購買事業粗利益÷購買取扱高×100
4. 販売事業粗利益率=販売事業粗利益÷販売取扱高×100
5. 事業粗利益率=事業粗利益÷総資産平均残高×100
6. 事業純益=事業粗利益-事業管理費-一般貸倒引当金繰入額
7. 実質事業純益=事業純益+一般貸倒引当金繰入額
8. コア事業純益=実質事業純益-国債等債券関係損益
9. コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)=コア事業純益-投資信託解約損益

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平 均 残 高	利 息	利回り	平 均 残 高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	302,386,952	2,180,015	0.72%	300,931,975	2,712,902	0.90%
う ち 預 金	243,665,784	1,376,713	0.56%	233,681,696	1,725,834	0.73%
う ち 有 価 証 券	31,322,087	489,527	1.56%	38,183,169	628,012	1.64%
う ち 貸 出 金	27,399,080	230,673	0.84%	29,067,108	274,764	0.94%
資 金 調 達 勘 定	292,722,197	302,830	0.10%	291,364,889	691,501	0.23%
うち貯金・定期積金	292,063,019	300,239	0.10%	291,097,218	685,636	0.23%
う ち 借 入 金	659,178	—	—	267,671	—	—
総 資 金 利 ざ や	—	—	0.14%	—	—	0.17%

- (注) 1. 総資金利ざや=資金運用利回り-資金調達原価(資金調達利回り+経費率(令和6年度 0.48%、令和7年度 0.50%))
2. 注1の経費率には、信用事業の指導部費負担額を含めています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和 6 年度 増 減 額	令和 7 年度 増 減 額
受 取 利 息	△ 13,336	532,886
う ち 預 金	71,212	349,120
う ち 有 価 証 券	△ 79,161	138,485
う ち 貸 出 金	17,579	44,090
支 払 利 息	185,646	388,670
うち貯金・定期積金	184,152	385,396
差 引	△ 198,983	144,215

(注) 増減額は前年度対比です。

Ⅲ 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
当 座 貯 金	24,015	0.00%	19,440	0.00%	△4,575
普 通 貯 金	116,446,117	39.73%	115,598,358	39.62%	△847,759
貯 蓄 貯 金	331,376	0.11%	333,407	0.11%	2,031
その他の流動性貯金	96,999	0.03%	105,362	0.03%	8,362
流 動 性 貯 金 計	116,898,508	39.89%	116,056,568	39.77%	△841,940
定 期 貯 金	172,851,917	58.98%	172,751,742	59.20%	△100,175
定 期 積 金	3,081,643	1.05%	2,760,830	0.94%	△320,813
その他の定期性貯金	192,707	0.06%	192,948	0.06%	241
定 期 性 貯 金 計	176,126,268	60.10%	175,705,521	60.22%	△420,746
合 計	293,024,776	100.00%	291,762,089	100.00%	△1,262,687

②貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	平 均 残 高	構成比	平 均 残 高	構成比	
当 座 貯 金	30,242	0.01%	21,144	0.00%	△9,098
普 通 貯 金	116,117,161	39.75%	116,698,278	40.08%	581,116
貯 蓄 貯 金	347,519	0.11%	331,389	0.11%	△16,130
その他の流動性貯金	111,450	0.03%	120,556	0.04%	9,105
流 動 性 貯 金 計	116,606,374	39.92%	117,171,368	40.25%	564,993
定 期 貯 金	172,021,324	58.89%	170,862,433	58.69%	△1,158,891
定 期 積 金	3,239,238	1.10%	2,871,906	0.98%	△367,332
その他の定期性貯金	196,082	0.06%	191,510	0.06%	△4,571
定 期 性 貯 金 計	175,456,645	60.07%	173,925,850	59.74%	△1,530,794
合 計	292,063,019	100.00%	291,097,218	100.00%	△965,800

③定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 定 期	172,848,487	99.99%	172,749,312	99.99%	△99,175
変 動 金 利 定 期	3,430	0.00%	2,430	0.00%	△999
合 計	172,851,917	100.00%	172,751,742	100.00%	△100,175

(注) 1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
証 書 貸 付	17,941,941	63.91%	20,472,778	66.91%	2,530,836
当 座 貸 越	130,130	0.46%	124,397	0.40%	△ 5,732
金 融 機 関 貸 付	10,000,000	35.62%	10,000,000	32.68%	—
合 計	28,072,072	100.00%	30,597,176	100.00%	2,525,104

②貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	平 均 残 高	構成比	平 均 残 高	構成比	
証 書 貸 付	17,270,794	63.03%	18,944,148	65.17%	1,673,353
当 座 貸 越	128,286	0.46%	122,960	0.42%	△ 5,325
金 融 機 関 貸 付	10,000,000	36.49%	10,000,000	34.40%	—
合 計	27,399,080	100.00%	29,067,108	100.00%	1,668,028

③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固 定 金 利 貸 出	15,801,678	56.28%	16,448,239	53.75%	646,560
変 動 金 利 貸 出	12,140,262	43.24%	14,024,538	45.83%	1,884,276
そ の 他	130,130	0.46%	124,397	0.40%	△ 5,732
合 計	28,072,072	100.00%	30,597,176	100.00%	2,525,104

④貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
		残 高	残 高	
物的担保	貯 金 等	239,935	228,519	△ 11,416
保 証	農業信用基金協会保証	17,177,057	19,652,786	2,475,728
	そ の 他 の 保 証	563,914	637,655	73,740
	計	17,740,972	20,290,441	2,549,469
信 用		10,091,164	10,078,215	△ 12,949
合 計		28,072,072	30,597,176	2,525,104

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する事項はありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設 備 資 金	17,082,550	60.85%	19,443,232	63.54%	2,360,681
運 転 資 金	10,913,170	38.87%	11,080,844	36.21%	167,674
そ の 他	76,350	0.27%	73,099	0.23%	△ 3,251
合 計	28,072,072	100.00%	30,597,176	100.00%	2,525,104

⑦貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農 業	72,390	0.25%	81,165	0.26%	8,775
金 融・ 保 険 業	10,000,000	35.62%	10,000,000	32.68%	—
不 動 産 業	3,523,203	12.55%	4,191,080	13.69%	667,876
各 種 サービス 業	14,162	0.05%	17,274	0.05%	3,112
地 方 公 共 団 体	—	—	19,765	0.06%	19,765
個人(住宅・消費・納税資金等)	14,462,315	51.51%	16,287,890	53.23%	1,825,574
合 計	28,072,072	100.00%	30,597,176	100.00%	2,525,104

- (注) 1. 土地開発公社向け貸出金は不動産業に含めています。
2. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいています。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

・営農類型別

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
農 業	76,078	72,010	△ 4,068
う ち 穀 作	31,748	33,024	1,275
う ち 野 菜・ 園 芸	6,458	4,811	△ 1,646
う ち 果 樹・ 樹 園 農 業	5,950	5,067	△ 882
そ の 他 農 業	31,921	29,107	△ 2,814
農 業 関 連 団 体 等	—	5,003	5,003
合 計	76,078	77,013	935

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関連する事業に必要な資金等が該当します。なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が該当します。

・資金種類別

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	71,464	73,553	2,089
農 業 制 度 資 金	4,614	3,460	△ 1,154
うち 農業近代化資金	4,614	3,460	△ 1,154
合 計	76,078	77,013	935

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

⑨農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

・農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：千円)

区 分	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危 険 債 権	—	—
要 管 理 債 権	—	—
合 計	—	—
正 常 債 権	28,081,152	30,606,488

(注1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていませんが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

(注3) 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4) 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注5) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2及び注4に掲げるものを除く。)をいいます。

(注6) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

・金融再生法開示債権の保全状況

該当する事項はありません。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する事項はありません。

⑪貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当する事項はありません。

⑫貸出金償却等の額

該当する事項はありません。

(3) 為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度				令 和 7 年 度			
	仕 向		被 仕 向		仕 向		被 仕 向	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
送金・振込為替	29,454	30,645,166	214,155	48,640,985	29,456	31,884,077	214,532	49,804,649
代金取立為替	1	2,071	2	18,872	—	—	—	—
雑 為 替	579	146,756	137	17,523	545	103,306	171	14,979
合 計	30,034	30,793,994	214,294	48,677,381	30,001	31,987,383	214,703	49,819,629

②公共債の引受額・公共債窓販実績

該当する事項はありません。

③オフ・バランス取引の状況

該当する事項はありません。

(4) 有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種 類	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
国 債	23,012,581	29,185,889	6,173,307
地 方 債	1,027,899	1,099,769	71,869
社 債	7,281,605	7,897,511	615,905
合 計	31,322,087	38,183,169	6,861,082

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当する事項はありません。

③有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種 類	1 年以内	1 年超 3 年以内	3 年超 5 年以内	5 年超 7 年以内	7 年超 10 年以内	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度	国 債	—	—	—	3,080,700	13,217,820	9,948,200	—	26,246,720
	地方債	—	—	—	—	988,800	94,460	—	1,083,260
	社 債	—	400,750	888,660	1,252,693	2,243,940	2,462,420	—	7,248,463
令和7年度	国 債	—	—	—	10,105,150	1,861,050	10,313,400	—	22,279,600
	地方債	—	—	—	—	930,900	84,870	—	1,015,770
	社 債	—	96,770	2,144,843	907,393	2,118,110	2,156,000	—	7,423,116

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしていますが、令和6年度及び令和7年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報等

[売買目的有価証券]

該当する事項はありません。

[満期保有目的の債券]

該当する事項はありません。

[その他有価証券]

(単位：千円)

種 類		令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却減価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却減価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えるもの	債 券	18,059,590	17,474,974	584,615	1,481,920	1,244,200	237,720
	国 債	16,298,520	15,930,774	367,745	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,761,070	1,544,200	216,870	1,481,920	1,244,200	237,720
	小 計	18,059,590	17,474,974	584,615	1,481,920	1,244,200	237,720

貸借対照表計上額が取得原価又は償却減価を超えないもの	債 券	16,518,853	18,011,829	△ 1,492,976	33,761,256	37,644,050	△3,882,794
	国 債	9,948,200	10,917,888	△ 969,688	26,804,290	29,850,621	△3,046,331
	地方債	1,083,260	1,100,000	△ 16,740	1,015,770	1,100,000	△84,230
	社 債	5,487,393	5,993,940	△ 506,547	5,941,196	6,693,429	△752,233
	小 計	16,518,853	18,011,829	△ 1,492,976	33,761,256	37,644,050	△3,882,794
合 計		34,578,443	35,486,803	△ 908,360	35,243,176	38,888,250	△3,645,074

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しています。

②金銭の信託の時価情報

該当する事項はありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当する事項はありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む）

該当する事項はありません。

②残高有り投資信託口座数

該当する事項はありません。

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
生命系	終 身 共 済	7,235	60,657,698	7,280	58,861,645
	定 期 生 命 共 済	91	1,258,920	99	1,384,490
	養 老 生 命 共 済	2,343	13,930,988	2,081	12,223,597
	うちこども共済	1,516	6,795,752	1,473	6,383,552
	医 療 共 済	1,947	3,141,000	1,987	3,020,500
	が ん 共 済	326	86,500	347	84,000
	定 期 医 療 共 済	235	940,700	221	895,200
	介 護 共 済	663	2,523,327	652	2,468,472
	認 知 症 共 済	5		5	
	生 活 障 害 共 済	3		3	
	特定重度疾病共済	102		112	
	年 金 共 済	4,553	35,000	4,380	38,000
建物系	建 物 更 生 共 済	12,664	290,757,250	12,570	292,160,668
合 計		30,167	373,331,385	29,737	371,136,574

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
医 療 共 済	1,947	7,839 87,040	1,987	7,596 99,030
が ん 共 済	326	2,200	347	2,085 5,030
定 期 医 療 共 済	235	1,189	221	1,117
合 計	2,508	11,228 87,040	2,555	10,798 104,060

(注) 1.医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の金額は入院共済金額です。
2.「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
介 護 共 済	663	2,907,337	652	2,888,923
認 知 症 共 済	5	11,000	5	11,000
生活障害共済（一時金型）	2	11,000	2	11,000
生活障害共済（定期年金型）	1	1,000	1	1,000
特 定 重 度 疾 病 共 済	102	179,000	112	197,000

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
年 金 開 始 前	2,857	2,364,182	2,687	2,167,527
年 金 開 始 後	1,696	1,346,536	1,693	1,357,787
合 計	4,553	3,710,718	4,380	3,525,314

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：件、千円)

種 類	令 和 6 年 度			令 和 7 年 度		
	件 数	金 額	掛 金	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	841	12,193,950	10,217	818	12,058,180	10,174
自 動 車 共 済	3,630	—	142,028	3,596	—	145,922
傷 害 共 済	3,155	9,376,000	838	2,935	8,325,000	856
団 体 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
定 額 定 期 生 命 共 済	—	—	—	—	—	—
賠 償 責 任 共 済	216	—	491	189	—	426
自 賠 責 共 済	717	—	11,349	697	—	10,677
合 計	8,559	—	164,925	8,235	—	168,057

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は「—」。）を記載しています。

3. 購買事業取扱実績

(単位：千円)

種 類			令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
			購 買 品 取 扱 高	購 買 品 取 扱 高
生 産 資 材	飼 料		995	971
	肥 料		59,709	60,060
	農 薬		28,907	35,049
	保 温	資 材	5,651	4,474
	包 装	資 材	3,429	3,454
	農 業 機 械		36,233	39,128
	石 油 類		10,251	11,055
	自 動 車		4,966	3,580
	建 築 資 材		7,212	8,145
	そ の 他		11,621	11,488
	計		168,979	177,409
生 活 物 資	食 料 品	米	1,799	4,955
		生 鮮 食 品	4,806	3,289
		一 般 食 品	8,840	8,831
	衣 料 品		2,873	1,668
	耐 久 消 費 財		4,930	7,134
	日 用 雑 貨		25,690	21,752
	そ の 他		48	203
	計		48,989	47,835
	合 計			217,968

(注) 購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(1) 受託販売品

(単位：千円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度
		販売品取扱高	販売品取扱高
野	菜	21,460	20,638

(注) 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 買取販売品

(単位：千円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度
		販売品取扱高	販売品取扱高
米		240,576	218,388

5. 指導事業実績

(単位：千円)

項 目		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	指 導 事 業 補 助 金	3,165	3,159
	実 費 収 入	163	175
	指 導 収 入	821	87
	農 産 物 検 査 料	492	517
	計	4,641	3,938
費 用	営 農 改 善 費	35,370	14,979
	生 活 改 善 費	2,874	4,361
	教 育 情 報 費	6,499	7,087
	計	44,744	26,428
収 支 差 額		△ 40,102	△ 22,489

6. その他事業実績

(単位：千円)

種 類		令和 6 年度	令和 7 年度
収 益	加 工 事 業 収 益	2,974	2,530
	利 用 事 業 収 益	75,755	90,987
	農地利用集積円滑化事業収益	476	473
	計	79,205	93,991
費 用	加 工 事 業 費 用	2,681	1,962
	利 用 事 業 費 用	31,510	36,087
	農地利用集積円滑化事業費用	448	448
	計	34,639	38,498
差 引		44,566	55,492

IV 経営諸指標

1. 利益率

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.13%	0.15%	0.02%
資 本 経 常 利 益 率	1.91%	2.11%	0.20%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.10%	0.10%	0.00%
資 本 当 期 純 利 益 率	1.42%	1.45%	0.03%

$$\begin{aligned}
 \text{(注) 総資産経常利益率} &= \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100 \\
 \text{資本経常利益率} &= \frac{\text{経常利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100 \\
 \text{総資産当期純利益率} &= \frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100 \\
 \text{資本当期純利益率} &= \frac{\text{当期剰余金(税引後)}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100
 \end{aligned}$$

2. 貯貸率・貯証率

区 分		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
貯 貸 率	期 末	9.58%	10.48%	0.90%
	期 中 平 均	9.38%	9.98%	0.60%
貯 証 率	期 末	11.80%	12.07%	0.27%
	期 中 平 均	10.72%	13.11%	2.39%

$$\begin{aligned}
 \text{(注) 貯貸率(期末)} &= \frac{\text{貸出金残高}}{\text{貯金残高}} \times 100 \\
 \text{貯貸率(期中平均)} &= \frac{\text{貸出金平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100 \\
 \text{貯証率(期末)} &= \frac{\text{有価証券残高}}{\text{貯金残高}} \times 100 \\
 \text{貯証率(期中平均)} &= \frac{\text{有価証券平均残高}}{\text{貯金平均残高}} \times 100
 \end{aligned}$$

3. 職員一人あたり指標

(単位：千円)

項 目		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
信用事業	貯 金 残 高	1,664,913	1,639,112	△ 25,801
	貸 出 金 残 高	159,500	171,894	12,394
共 済 事 業	長期共済保有高	2,121,201	2,085,036	△ 36,165
経 済 事 業	購買品取扱高	1,238	1,265	27
	販売品取扱高	1,488	1,340	△ 148

(注) 各年度末の数値を令和6年度は176人、令和7年度は178人で除して算出しています。

4. 一店舗あたり指標

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減
貯 金 残 高	16,279,154	16,209,004	△ 70,150
貸 出 金 残 高	1,559,559	1,699,843	140,284
長 期 共 済 保 有 高	20,740,632	20,618,698	△ 121,934
購 買 品 取 扱 高	9,907	10,238	331

(注) 各年度末の数値を令和6年度、令和7年度ともに信用事業、共済事業を行う店舗、18店舗
購買事業を行う店舗、22店舗で除して算出しています。

V 自己資本の充実の状況等

◇農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年金融庁・農林水産省告示第4号)として開示しています。

◇「定性的な開示事項」の前年度の記載については、以下と同内容のため、記載を省略しています。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率の状況等

◇ 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、27.24%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【普通出資による資本調達額】

項 目	内 容
発行主体	高槻市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	988百万円(前年度996百万円)

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R & I)
株式会社日本格付研究所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング (S & P)
フィッチレーティングスリミテッド (F i t c h)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I、M o o d y ' s、J C R、S & P、F i t c h	
金融機関向けエクスポージャー	R & I、M o o d y ' s、J C R、S & P、F i t c h	
法人等向けエクスポージャー	R & I、M o o d y ' s、J C R、S & P、F i t c h	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、

外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当する事項はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

6. CVAリスクに関する事項

該当する事項はありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

該当する事項はありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇ リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、シス

テムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、P17・P18をご覧ください。

◇ B I の算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）及びF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S C及びF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ I L M の算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B I の算出から除外した事業部門の有無

該当する事項はありません。

◇ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L M の算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当する事項はありません。

9. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものをいい、当J Aにおいては、①子会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資が該当します。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。子会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やA L Mなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するA L M（リスク管理）委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びA L M（リスク管理）委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上することとしています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金(外部出資等損失引当金)の計上や直接償却(外部出資等償却)を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

10. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇ リスク管理の方針及び手続の概要

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、四半期でIRRBBを計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当する事項はありません。

◇ 金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量(Δ EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。
なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE 及び Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
重要な変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当する事項はありません。

◇ Δ EVE 及び Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

該当する事項はありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	23,179,681	23,471,277
うち、出資金及び資本準備金の額	996,529	988,794
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	22,219,909	22,517,739
うち、外部流出予定額 (△)	34,804	34,576
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1,953	△ 679
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	23,179,681	23,471,277
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	7,414	5,309
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7,414	5,309
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	128,340	141,293
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	135,755	146,602
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	23,043,926	23,324,674
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	83,408,712	81,879,898
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,776,300	3,734,097
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	87,185,013	85,613,996
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) × 100	26.43%	27.24%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

令和6年度

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,273,533	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,916,634	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,100,650	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	250,579,891	52,469,232	2,098,769
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,581,480	3,484,335	139,373
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	486,989	99,182	3,967
（うちトランザクター向け）	1,630	733	29
不動産関連向け	403,378	91,721	3,668
（うち自己居住用不動産等向け）	403,378	91,721	3,668
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	1,817	363	14
信用保証協会等による保証付	17,179,909	1,692,285	67,691
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	522,162	522,162	20,886
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	13,027,845	25,049,428	1,001,977
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	7,981,805	19,954,512	798,180
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	32,584	81,460	3,258
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	5,013,456	5,013,456	200,538
証券化	—	—	—
（うちS T C要件適用分）	—	—	—
（短期S T C要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちS T C・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—

他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	319,074,293	83,408,712	3,336,348
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	319,074,293	83,408,712	3,336,348
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡便方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a	—	所要自己資本額 b = a × 4%
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	—	所要自己資本額 b = a × 4%
	3,776,300	—	151,052
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a	—	所要自己資本額 b = a × 4%
	87,185,013	—	3,487,400

令和7年度

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金		1,280,593	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		29,927,181	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		1,120,416	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		243,189,917	50,039,769	2,001,590
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		—	—	—
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		7,941,560	3,671,259	146,850
(うち特定貸付債権向け)		—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		547,436	118,511	4,740
(うちトランザクター向け)		2,130	958	38
不動産関連向け		384,277	86,971	3,478
(うち自己居住用不動産等向け)		384,277	86,971	3,478
(うち賃貸用不動産向け)		—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)		—	—	—
(うちその他不動産関連向け)		—	—	—
(うちADC向け)		—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)		—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—
取立未済手形		20,902	4,180	167
信用保証協会等による保証付		19,656,043	1,940,923	77,636
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
株式等		522,162	678,810	27,152
共済約款貸付		—	—	—
上記以外		13,357,586	25,339,472	1,013,578
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		7,981,805	19,954,512	798,180
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		6,119	15,298	611

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	5,369,661	5,369,661	214,786
証券化	—	—	—
(うち S T C 要件適用分)	—	—	—
(短期 S T C 要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	317,948,077	81,879,898	3,275,195
C V A リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	317,948,077	81,879,898	3,275,195
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡便方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	—		—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	3,734,097		149,363
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	85,613,996		3,424,559

(2) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,776,300	3,734,097
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	151,052	149,363
B I	2,517,533	2,489,398
B I C	302,104	298,727

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

項 目	令和6年度				令和7年度			
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等		延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等		延滞エクスポージャー
法人								
農業	—	—	—	—	5,003	5,003	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	297,355	—	297,355	—	297,621	—	297,621	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設・不動産業	821,606	120,825	700,780	—	830,825	130,045	700,780	—
電気・ガス・熱供給・水道業	2,004,573	—	2,004,573	—	2,004,596	—	2,004,596	—
運輸・通信業	3,311,572	—	3,311,122	—	3,685,290	—	3,684,840	—
金融・保険業	26,886,610	10,005,948	—	—	26,885,689	10,005,665	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	1,267,647	13,927	1,253,719	—	1,266,777	13,057	1,253,719	—
日本国政府・地方公共団体	28,017,285	—	28,017,285	—	31,047,598	19,766	31,027,832	—
上記以外	229,824,994	—	—	—	222,460,873	—	—	—
個人	17,949,452	17,949,452	—	—	20,439,652	20,439,652	—	—
その他	8,693,194	—	—	—	9,024,147	—	—	—
業種別残高計	319,074,293	28,090,154	35,584,838	—	317,948,077	30,613,189	38,969,392	—
1年以下	239,428,688	89,687	—	—	232,056,302	82,059	—	—
1年超3年以下	606,800	206,011	400,788	—	302,430	202,408	100,021	—
3年超5年以下	1,247,642	341,084	906,557	—	2,571,631	330,879	2,240,751	—
5年超7年以下	4,899,552	597,189	4,302,362	—	16,564,897	574,081	15,990,816	—
7年超10年以下	17,243,160	879,423	16,363,737	—	6,224,583	871,950	5,352,632	—
10年超	39,341,566	25,730,174	13,611,391	—	43,592,661	28,307,491	15,285,170	—
期限の定めのないもの	16,306,883	246,584	—	—	16,635,569	244,316	—	—
残存期間別残高計	319,074,293	28,090,154	35,584,838	—	317,948,077	30,613,189	38,969,392	—

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「その他」には、ファンドのうちの個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当する事項はありません。

(3) 貸出金償却の額

該当する事項はありません。

(4) 信用リスク・アセット残高内訳表
令和6年度

(単位：千円)

項 目	令和6年度						リスク・ ウェイト の加重 平均値
	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセット の額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,273,533	—	1,273,533	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	26,916,634	—	26,916,634	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,100,650	—	1,100,650	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	250,579,891	—	250,579,891	—	52,469,232	21
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,581,480	—	7,567,553	—	3,484,335	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	482,908	40,804	244,549	4,080	99,182	40
（うちトランザクター向け）	45	—	16,300	—	1,630	733	45
不動産関連向け	20～150	403,378	—	402,859	—	91,721	23
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	403,378	—	402,859	—	91,721	23
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	1,817	—	1,817	—	363	20
信用保証協会等による保証付	0～10	17,179,909	—	16,922,849	—	1,692,285	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	522,162	—	522,162	—	522,162	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	13,027,845	—	13,027,845	—	25,049,428	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,981,805	—	7,981,805	—	19,954,512	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	32,584	—	32,584	—	81,460	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	5,013,456	—	5,013,456	—	5,013,456	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	83,408,712	—

令和7年度

(単位：千円)

項 目	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,280,593	—	1,280,593	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	29,927,181	—	29,927,181	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,120,416	—	1,120,416	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	243,189,917	—	243,189,917	—	50,039,769	21
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,941,560	—	7,941,560	—	3,671,259	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	544,055	33,809	329,104	3,380	118,511	36
（うちトランザクター向け）	45	—	21,300	—	2,130	958	45
不動産関連向け	20～150	384,277	—	383,752	—	86,971	23
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	384,277	—	383,752	—	86,971	23
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	20,902	—	20,902	—	4,180	20
信用保証協会等による保証付	0～10	19,656,043	—	19,409,230	—	1,940,923	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	522,162	—	522,162	—	678,810	130
上記以外	100～1250	13,357,586	—	13,357,586	—	25,339,472	190
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,981,805	—	7,981,805	—	19,954,512	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	6,119	—	6,119	—	15,298	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	5,369,661	—	5,369,661	—	5,369,661	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	81,879,898	—

(5) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

令和6年度

(単位：百万円)

項 目	令和6年度															
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,916		－		－		－		－		－		26,916			
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－			
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－		－		－		－		－		－		－			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	1,100		－		－		－		－		－		－	1,100		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－	－		
地方公共団体金融機構向け	－		－		－		－		－		－		－	－		
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－	－		
地 方 三 公 社 向 け	－		－		－		－		－		－		－	－		
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計		
国 際 開 発 銀 行 向 け	－		－		－		－		－		－		－	－		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	236,561		4,504		9,514		－		－		－		－	－	250,579	
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－		－		－		－		－		－		－	－	－	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－	－	－	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%	150%	その他	合計
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	998		6,569		－		－		－		－		－	－	7,567	
（うち特定貸付債権向け）	－		－		－		－		－		－		－	－	－	
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	－			－			－			－			－		－	
株 式 等	－			－			522			－			－		522	
	45%			75%			100%			その他			合計			
中堅中小企業等向け及び個人向け	1			25			45			176			248			
（うちトランザクター向け）	1			－			－			－			1			
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	276	－	－	－	18	－	－	－	－	－	15	92	402			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計			
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－		－			
	60%				その他				合計							
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－				－				－							
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向け うちADC向け	－				－				－				－			
	50%			100%			150%			その他			合計			
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－			－			－			－			－			
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－			－			－			－			－			
	0%		10%		20%		100%		その他		合計					
現金	1,273		－		－		－		－		1,273					
取立未済手形	－		－		1		－		－		1					
信用保証協会等による保証付	－		16,922		－		－		－		16,922					
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－					
共済約款貸付	－		－		－		－		－		－					

令和7年度

(単位：百万円)

項 目	令和7年度													
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)													
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,927		－		－		－		－		－		26,927	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－	
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－		－		－		－		－		－		－	
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他 合計	
我が国の地方公共団体向け	1,120		－		－		－		－		－		1,120	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－	
地方公共団体金融機構向け	－		－		－		－		－		－		－	
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－	
地 方 三 公 社 向 け	－		－		－		－		－		－		－	
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他 合計	
国 際 開 発 銀 行 向 け	－		－		－		－		－		－		－	
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150% その他 合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	229,172		14,017		－		－		－		－		243,189	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	－		－		－		－		－		－		－	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100% その他 合計	
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130% 150% その他 合計	
法 人 等 向 け (特定貸付債権向けを含む。)	998		6,943		－		－		－		－		7,941	
(うち特定貸付債権向け)	－		－		－		－		－		－		－	
	100%		150%			250%			400%			その他 合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－			－			－			－		
株 式 等	－		－			－			－			－		
	45%			75%			100%			その他 合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	2			44			36			249			332	
(うちトランザクター向け)	2			－			－			－			2	
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	272	－	－	－	16	－	－	－	－	－	14	81	383	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他 合計			
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－			
	60%				その他				合計					
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	－				－				－					
	100%			150%			その他 合計							
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	－			－			－			－				
	50%			100%			150%			その他 合計				
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－			－			－			－				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－			－			－			－				
	0%		10%		20%		100%		その他 合計					
現 金	1,280		－		－		－		－		1,280			
取 立 未 済 手 形	－		－		20		－		－		20			
信用保証協会等による保証付 株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－		19,408		－		－		0		19,409			
共 済 約 款 貸 付	－		－		－		－		522		522			

(6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

令和6年度

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	289,344,250	—	—	288,842,729
40%～70%	16,083,463	16,300	10%	16,085,093
75%	40,660	20,365	10%	41,164
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	51,830	4	10%	45,019
105%～130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	522,162	—	—	522,162
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	4,134	10%	413
合 計	306,042,367	40,804	10%	305,536,582

令和7年度

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	297,027,257	—	—	296,564,979
40%～70%	6,943,157	21,300	10%	6,945,287
75%	57,723	7,915	10%	58,515
80%	—	—	—	—
85%	—	—	—	—
90%～100%	36,780	2	10%	36,769
105%～130%	—	—	—	—
150%	—	—	—	—
250%	522,162	—	—	522,162
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	28	4,590	10%	487
合 計	304,587,110	33,809	10%	304,128,202

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,322	168,302	13,646	234,860
自己居住用不動産等向け	—	369,392	—	353,171
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	7,322	537,694	13,646	588,031

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場	—	—	—	—
非 上 場	8,503,967	8,503,967	8,503,967	8,503,967
合 計	8,503,967	8,503,967	8,503,967	8,503,967

(2) 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する事項はありません。

(3) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する事項はありません。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する事項はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	3,503	2,131	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	205	557
3	スティープ化	4,260	3,134		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	852	798		
7	最大値	4,260	3,134	205	557
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額	23,043		23,324	

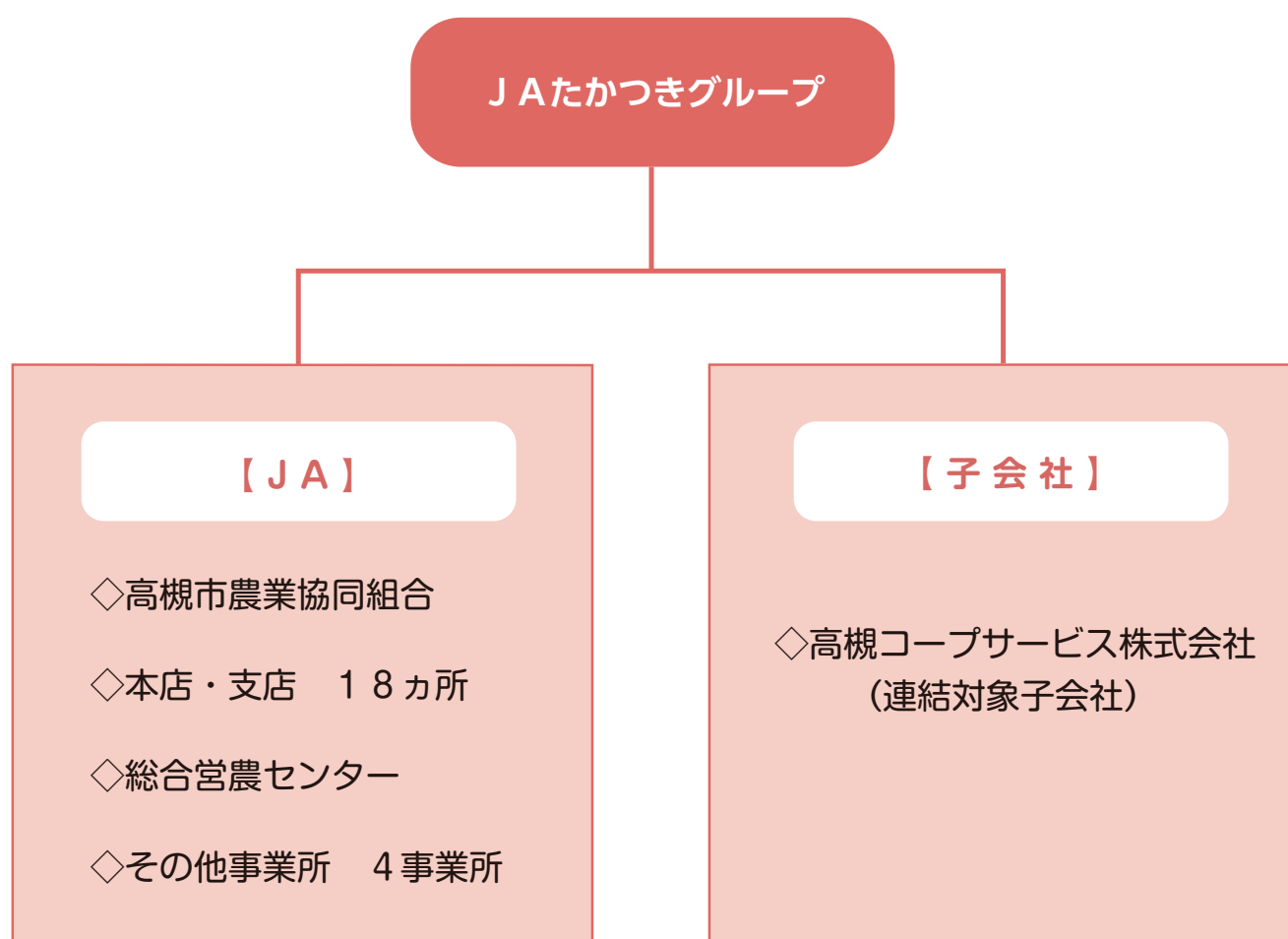
VI 連結情報

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

JA たかつきグループは、当 JA と子会社高槻コープサービス株式会社で構成されています。この子会社は連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づく連結の範囲に含まれる会社に相違ありません。



(2) 子会社の概況

(令和8年7月1日現在)

会 社 名	高槻コープサービス株式会社
代 表 者 氏 名	代表取締役社長 森 本 茂
設 立 年 月 日 (子 会 社 に 再 編) (会 社 名 称 の 変 更)	昭和48年5月17日 (平成元年 8月17日) (平成元年12月29日)
主たる営業所又は事務所の所在地	高槻市野見町4番1号
資 本 金 又 は 出 資 金	100,000千円(161,662株)
主 な 事 業 内 容	1. 不動産の所有及び運営管理 2. 不動産の受託管理、賃貸借、売買及び仲介 3. 植林及び山林の管理 4. 事務用・通信用の機器、設備の賃貸及び売買 5. 損害保険代理業務 6. 前各号に附帯又は関連する一切の業務
議 決 権 に 対 す る 当 J A の 保 有 割 合	100%
役 員 の 兼 任 等	6人
議決権に対する組合及び他の子会社等の保有割合	100%

(3) 連結事業概況

①連結事業の概況

令和7年度の当JAの連結決算は、子会社「高槻コープサービス株式会社」を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益3,778百万円、連結当期剰余金333百万円、連結純資産20,220百万円、連結総資産314,595百万円で、連結自己資本比率は27.36%となりました。

②高槻コープサービス株式会社の事業概況

当JA及び組合員の資産保全をはかり、子会社としての補完機能を発揮するため、各業務を積極的に展開しました。その結果、当期純利益は4,427千円、当期末処分利益は104,459千円となりました。

・不動産管理事業

JAたかつきならびに組合員との不動産管理委託契約に基づいて倉庫、貸家、借地、賃貸住宅、駐車場等の管理・拡充を推進しました。また、貸農園についても管理・維持に努めるとともに、整地・整理作業に積極的に取り組みました。

・施設施行事業

大手住宅メーカーと提携し共同住宅・戸建住宅の建築、リフォームの斡旋を推進した結果、共同住宅建築1件、戸建住宅新築1件の成約を得ました。

・宅建取引（仲介）事業

JAたかつきおよび組合員から委託を受けた不動産取引の仲介・斡旋に積極的に取り組み、1件の成約を得ました。また、JAたかつきから受託している借地権整理事業を推進し、現在も継続して鋭意対応しています。

・JA受託事業

土地や建物の有効利用の相談に積極的に取り組むなど、JAたかつきからの受託業務である「資産保全センター業務」としての役割を全うすべく努めました。

また、税理士による税務相談に加え新たに弁護士による法律相談を開始するなど、組合員の資産保全のための働きかけを行いました。

・損害保険代理店事業

共栄火災海上保険株式会社の代理店として、組合員向け団体傷害・賠償責任保険としての「JA安心倶楽部」・「JA自転車倶楽部」・「ゴルフ保険」の新規獲得ならびに継続契約の確保に努めました。また、傷害保険、火災保険及び役員賠償責任保険、施設賠償保険、施設災害保険の契約継続および拡大をはかりました。

・その他

当社所有の山林等の維持管理に努めました。

(4) 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益	3,193,876	3,277,260	3,911,176	3,250,159	3,778,590
信用事業収益	2,267,264	2,354,834	2,988,504	2,245,883	2,786,459
共済事業収益	464,365	445,462	451,205	454,998	452,681
農業関連事業収益	375,861	386,011	376,250	438,380	448,513
その他事業収益	86,384	90,951	95,217	110,897	90,937
連結経常利益	798,143	756,730	649,799	448,228	488,485
連結当期剰余金	629,993	566,204	297,730	331,800	333,827
連結純資産額	25,453,393	24,314,889	23,831,014	22,595,767	20,220,567
連結総資産額	321,673,151	321,949,691	316,766,314	318,336,411	314,595,366
連結自己資本比率	26.23%	26.24%	26.41%	26.68%	27.36%

- (注) 1. 連結経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
2. 連結当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
3. 信託業務の取り扱いはありません。
4. 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	304,651,347	300,460,731	1. 信用事業負債	294,163,535	292,787,034
(1)現金及び預金	240,533,243	232,937,238	(1)貯 金	292,634,035	291,370,735
(2)有 価 証 券	34,578,443	35,243,176	(2)借 入 金	500,000	100,000
(3)貸 出 金	28,072,072	30,597,176	(3)その他の信用事業負債	1,025,350	1,312,119
(4)その他の信用事業資産	1,467,588	1,683,141	(4)睡眠貯金払戻引当金	4,149	4,179
2. 共済事業資産	9,506	5,349	2. 共済事業負債	600,414	604,324
(1)未 収 収 益	9,506	5,349	(1)共 済 資 金	377,087	383,912
3. 経済事業資産	171,699	262,497	(2)その他の共済事業負債	223,326	220,412
(1)経済事業未収金	76,715	91,256	3. 経済事業負債	37,612	39,670
(2)棚 卸 資 産	94,348	170,603	(1)経済事業未払金	31,686	38,380
(3)その他の経済事業資産	634	636	(2)その他の経済事業負債	5,926	1,290
4. 雑 資 産	138,528	154,150	4. 雑 負 債	679,832	690,444
5. 固 定 資 産	4,666,932	4,950,668	5. 諸 引 当 金	214,148	194,235
(1)有形固定資産	4,656,319	4,943,004	(1)賞 与 引 当 金	64,662	65,913
建 物	4,381,314	4,666,368	(2)退職給付に係る負債	4,620	5,205
機 械 装 置	650,215	653,525	(3)役員退職慰労引当金	40,005	31,377
土 地	1,997,374	1,997,374	(4)特例業務負担引当金	102,672	91,409
リ ー ス 資 産	201,553	205,604	(5)そ の 他 引 当 金	2,188	331
建 設 仮 勘 定	105,161	157,101	6. 繰延税金負債	45,100	59,088
その他の有形固定資産	507,119	577,417	負債の部合計	295,740,643	294,374,799
減価償却累計額	△ 3,186,418	△ 3,314,385	(純資産の部)		
(2)無形固定資産	10,613	7,663	1. 組 合 員 資 本	23,391,700	23,684,262
6. 外 部 出 資	8,342,560	8,342,560	(1)出 資 金	996,529	988,794
7. 退職給付に係る資産	337,353	404,360	(2)利 益 剰 余 金	22,397,144	22,696,167
8. 繰延税金資産	18,484	15,047	(3)処 分 未 済 持 分	△ 1,953	△ 679
資産の部合計	318,336,411	314,595,366	(4)子会社の所有する親組合出資金	△ 20	△ 20
			2. 評価・換算差額等	△ 795,932	△ 3,463,695
			(1)その他有価証券評価差額金	△ 908,360	△ 3,610,994
			(2)退職給付に係る調整累計額	112,428	147,299
			純資産の部合計	22,595,767	20,220,567
			負債及び純資産の部合計	318,336,411	314,595,366

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
1. 事業総利益	2,412,266	2,539,257
事業収益	3,250,159	3,778,590
事業費用	837,893	1,239,332
(1) 信用事業収益	2,245,883	2,786,458
資金運用収益	2,180,015	2,712,902
(うち預金利息)	(1,376,713)	(1,725,834)
(うち有価証券利息)	(489,527)	(628,012)
(うち貸出金利息)	(230,673)	(274,764)
(うちその他受入利息)	(83,100)	(84,290)
役務取引等利益	42,315	44,565
その他事業直接収益	—	60
その他経常収益	23,552	28,930
(2) 信用事業費用	405,840	830,967
資金調達費用	302,671	690,610
(うち貯金利息)	(296,380)	(680,142)
(うち給付補てん備金繰入)	(3,700)	(4,603)
(うちその他支払利息)	(2,590)	(5,865)
役務取引等費用	7,373	7,344
その他事業直接費用	—	34,080
その他経常費用	95,794	98,932
(うち繰上償還金繰入額)	(4,016)	(110)
信用事業総利益	1,840,043	1,955,491
(3) 共済事業収益	454,998	452,680
共済付加収入	425,545	415,812
その他の収益	29,452	—
(4) 共済事業費用	8,067	3,980
共済推進費	179	283
共済保全費	394	648
その他の費用	7,494	—
共済事業総利益	446,930	448,699
(5) 購買事業収益	160,623	165,567
購買品供給高	152,764	158,612
購買手数料	3,715	3,954
その他の収益	4,142	—
(6) 購買事業費用	136,662	140,452
購買品供給原価	134,489	138,843
その他の費用	2,172	—
購買事業総利益	23,960	25,115
(7) 販売事業収益	242,521	220,232
販売品販売高	240,576	218,388
販売手数料	1,684	1,619
その他の収益	260	—
(8) 販売事業費用	207,938	199,005
販売品販売原価	190,087	189,115
販売費	5,730	4,008
その他の費用	12,120	—
販売事業総利益	34,583	21,226
(9) 加工事業収益	2,974	2,530
加工品販売高	2,974	2,530
(10) 加工事業費用	2,681	1,962
加工品販売原価	2,675	1,962
その他の費用	5	—
加工事業総利益	293	567
(11) 利用事業収益	75,755	90,987
ライスセンター利用料	25,435	37,887
水稻育苗収益	24,596	25,295
野菜育苗収益	2,751	2,915
受託農作業収益	20,084	21,685
その他の収益	2,887	3,202

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
(12) 利用事業費用	31,510	36,087
ライスセンター関連費用	7,193	11,084
水稻育苗費用	12,249	11,819
野菜育苗費用	1,588	1,315
受託農作業費用	7,711	8,639
その他の費用	2,765	3,228
利用事業総利益	44,244	54,900
(13) 農地利用集積円滑化事業収益	476	473
円滑化事業受取賃借料	446	446
その他の収益	29	26
(14) 農地利用集積円滑化事業費用	448	448
円滑化事業支払賃借料	446	446
その他の費用	1	1
農地利用集積円滑化事業総利益	28	25
(15) 不動産管理事業収益	62,285	55,720
賃貸料収入	37,445	37,864
手数料収入	14,977	6,957
管理料収入	3,446	8,960
その他の収入	6,415	1,937
(16) 不動産管理事業費用	—	—
不動産管理事業総利益	62,285	55,720
(17) 指導事業収入	4,641	3,938
指導補助金	3,165	3,159
実費収入	163	175
指導収入	821	87
農産物検査料	492	517
(18) 指導事業支出	44,744	26,428
営農改善費	35,370	14,979
生活改善費	2,874	4,361
教育情報費	6,499	7,087
指導事業収支差額	△ 40,102	△ 22,489
2. 事業管理費	2,103,679	2,188,745
(1) 人件費	1,386,420	1,400,257
(2) その他事業管理費	717,258	788,487
事業利益	308,586	350,512
3. 事業外収益	152,848	153,175
(1) 受取雑利息	116	84
(2) 受取出資配当金	147,306	147,306
(3) その他の事業外収益	5,425	5,784
4. 事業外費用	13,206	15,203
(1) 支払雑利息	3,037	3,119
(2) その他の事業外費用	10,169	12,084
経常利益	448,228	488,485
5. 特別損失	11,944	27,362
(1) 固定資産処分損	11,944	27,362
税金等調整前当期利益	436,284	461,122
法人税・住民税及び事業税	83,129	123,858
法人税等調整額	21,354	3,436
法人税等合計	104,484	127,295
当期剰余金	331,800	333,827

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
1.事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	436,284	461,122
減価償却費	170,061	206,523
資産除去債務関係損益(△は益)	24	25
睡眠貯金払戻引当金の増減額(△は減少)	1,692	30
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,202	1,250
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,494	585
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△ 10,033	△ 18,148
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	8,548	△ 8,628
特例業務負担引当金の増減額(△は減少)	△ 12,615	△ 11,262
その他引当金等の増減額(△は減少)	△ 1,911	△ 1,857
信用事業資金運用収益	△ 2,169,835	△ 2,699,456
信用事業資金調達費用	302,671	690,610
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 147,423	△ 147,391
支払雑利息	3,037	3,119
有価証券関係損益(△は益)	△ 10,180	20,574
固定資産売却損益(△は益)	13,027	29,930
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減(△は増加)	△ 832,691	△ 2,525,104
預金の純増減(△は増加)	△ 5,000,000	8,000,000
貯金の純増減(△は減少)	2,833,477	△ 1,263,299
信用事業借入金の純増減(△は減少)	△ 200,000	△ 400,000
その他の信用事業資産の純増減(△は増加)	4,074	22,245
その他の信用事業負債の純増減(△は減少)	561,680	5,199
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減(△は減少)	△ 38,971	6,824
未経過共済付加収入の純増減(△は減少)	△ 1,050	△ 2,914
共済未払費用の純増減(△は減少)	△ 320	—
その他の共済事業資産の純増減(△は増加)	△ 3,043	4,157
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減(△は増加)	7,785	△ 14,541
棚卸資産の純増減(△は増加)	38,597	△ 76,254
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△は減少)	△ 6,363	6,694
経済受託債務の純増減(△は減少)	427	△ 532
その他の経済事業資産の純増減(△は増加)	2	△ 2
その他の経済事業負債の純増減(△は減少)	799	△ 4,104

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで)	令和7年度 (令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで)
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減(△は増加)	△ 5,276	△ 14,479
その他の負債の純増減(△は減少)	4,879	3,214
信用事業資金運用による収入	2,103,620	2,461,658
信用事業資金調達による支出	△ 159,948	△ 409,041
小 計	△ 2,106,273	4,326,748
雑利息及び出資配当金の受取額	147,424	147,392
雑利息の支払額	△ 3,029	△ 3,105
法人税等の支払額	△ 370,231	△ 81,136
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,332,110	4,389,898
2.投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 6,407,510	△ 3,788,001
有価証券の売却による収入	△ 18,522	400,060
有価証券の償還による収入	300,000	—
固定資産の取得による支出	△ 450,843	△ 483,246
固定資産の処分等による支出	△ 11,944	△ 27,362
固定資産の売却による収入	9	40
資産除去債務の履行による支出	△ 1,881	△ 977
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,590,692	△ 3,899,486
3.財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済等による支出	△ 44,157	△ 45,152
出資の払戻による支出	△ 6,131	△ 6,378
持分の取得による支出	△ 167	△ 512
持分の譲渡による収入	276	429
出資配当金の支払額	△ 35,016	△ 34,803
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 85,196	△ 86,416
4.現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 9,007,999	403,994
5.現金及び現金同等物の期首残高	13,241,242	4,233,243
6.現金及び現金同等物の期末残高	4,233,243	4,637,238

(8) 連結注記表

令和6年度

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項
連結子会社 高槻コープサービス株式会社
2. 持分法の適用に関する注記
持分法適用の関連法人はありません。
3. 連結される子会社及び子法人等の連結事業年度に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。
4. のれんの償却方法及び償却期間
のれんの残高はありませんので、適用していません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲
 - (1) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。
 - (2) 現金及び現金同等物期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和6年3月31日	
現金・預金勘定	244,541,242千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△231,300,000千円</u>
現金及び現金同等物	<u>13,241,242千円</u>
令和7年3月31日	
現金・預金勘定	240,533,243千円
当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金	<u>△236,300,000千円</u>
現金及び現金同等物	<u>4,233,243千円</u>
 - (3) 重要な非資金取引
 - ①当連結事業年度に計上したファイナンス・リース取引に係る「リース資産」及び「リース債務」の額

リース資産	<u>42,532千円</u>
リース債務	<u>46,785千円</u>
 - ②当連結事業年度に計上した資産除去債務の金額
該当する事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法
 - (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法
2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
購買品及び販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
3. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しています。なお、自連結グループ利用ソフトウェアについては、当連結グループにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。
 - (3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。
4. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大いだと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

令和7年度

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 高槻コープサービス株式会社

2. 持分法の適用に関する注記

持分法適用の関連法人はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の連結事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

令和7年3月31日

現金・預金勘定 240,533,243千円

当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金 △236,300,000千円

現金及び現金同等物 4,233,243千円

令和8年3月31日

現金・預金勘定 232,937,238千円

当座預金、普通預金及び通知預金以外の預金 △228,300,000千円

現金及び現金同等物 4,637,238千円

(3) 重要な非資金取引

①当連結事業年度に計上したファイナンス・リース取引に係る「リース資産」及び「リース債務」の額

リース資産 9,620千円

リース債務 10,582千円

②当連結事業年度に計上した資産除去債務の金額

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式・・・移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの・・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品及び販売品・・・総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自連結グループ利用ソフトウェアについては、当連結グループにおける利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程及び資産の償却・引当要領により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

令和6年度

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。なお、当年度は貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

また、当連結事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日連結事業年度から費用処理することとしています。

③連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当連結グループの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当連結グループは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物等を当連結グループが集荷し、業者・消費者等に販売する事業であり、当連結グループは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業、加工事業、農地利用集積円滑化事業、指導事業

当連結グループは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡し又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 連結計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当連結グループは、事業別の収益及び費用について、事業間の取引の相殺表示を行っています。

また、連結損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(1) 当連結グループが代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当連結グループが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当連結グループが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

令和 7 年度

上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。なお、当年度は貸倒引当金を計上していません。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当連結事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。

また、当連結事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額から未認識数理計算上の差異を加減した金額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結事業年度から費用処理することとしています。

③連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担引当金

農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。

(6) 睡眠貯金払戻引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

当連結グループの利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当連結グループは利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

組合員等が生産した農産物等を当連結グループが集荷し、業者・消費者等に販売する事業であり、当連結グループは業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(3) 利用事業、加工事業、農地利用集積円滑化事業、指導事業

当連結グループは利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

7. 連結計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

8. その他連結計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当連結グループは、事業別の収益及び費用について、事業間の取引の相殺表示を行っています。

また、連結損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 当連結グループが代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当連結グループが代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当連結グループが代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 87,650千円（繰延税金負債との相殺前）

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年3月理事会提出の「将来課税所得の見積り（収支予測）」を基礎として、当連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び当連結グループの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌連結事業年度以降連結の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

(1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は152,383千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

土 地	建 物	機械装置	工具器具備品
23,754	50,441	74,165	4,023

(2) 土地収用法を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は188,258千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

土 地
188,258

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金10,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の額

理事、監事に対する金銭債権の総額 64,437千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当する事項はありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額ははありません。

1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

3) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は277,879千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当連結グループの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当連結グループが実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

令和 7 年度

Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結事業年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 88,782千円（繰延税金負債との相殺前）

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和 8 年 3 月理事会提出の「将来課税所得の見積り（収支予測）」を基礎として、当連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び当連結グループの経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌連結事業年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

- (1) 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は152,383千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

土 地	建 物	機械装置	工具器具備品
23,754	50,441	74,165	4,023

- (2) 土地収用法を受けて有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は188,258千円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位：千円)

土 地
188,258

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金10,000,000千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務の額

理事、監事に対する金銭債権の総額 57,605千円

理事、監事に対する金銭債務の総額 該当事項はありません。

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第 1 項第 1 号木(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

3) 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

5. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。この契約に係る融資未実行残高は277,879千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当連結グループの将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当連結グループが実行申込みを受けた融資の拒絶又は契約限度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連結グループは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債権の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当連結グループが保有する金融資産は、主として当連結グループ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当連結事業年度末における貸出金のうち、35.62%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当連結グループは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当連結グループでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当連結グループの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当連結グループで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当連結グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当連結グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が、0.74%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,653,228千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当連結グループでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

令和 7 年度

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連結グループは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や社債などの債権の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当連結グループが保有する金融資産は、主として当連結グループ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当連結事業年度末における貸出金のうち、32.68%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当連結グループは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当要領」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当連結グループでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当連結グループの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当連結グループで保有している金融商品は、すべてトレーディング目的以外の金融商品です。当連結グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当連結グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当連結事業年度末現在、指標となる金利が、0.45%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,022,059千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当連結グループでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

令和6年度

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表上額及び時価等

当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	239,259,086	237,888,077	△1,371,008
有価証券			
その他有価証券	34,578,443	34,578,443	—
貸出金	28,072,072	25,978,473	△2,093,598
資 産 計	301,909,601	298,444,994	△3,464,607
貯金	292,634,035	291,408,744	△1,225,290
借入金	500,000	498,014	△1,985
負 債 計	293,134,035	291,906,759	△1,227,276

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	8,342,560

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	239,259,086	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	—	100,000	300,000	100,000	800,000	35,100,000
貸出金（*）	1,128,210	949,843	907,228	860,278	833,337	23,393,174
合 計	240,387,296	1,049,843	1,207,228	960,278	1,633,337	58,493,174

（*） 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）130,130千円については「1年以内」に含めています。

また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

令和 7 年度

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表上額及び時価等

当連結事業年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	231,656,001	231,822,751	166,750
有価証券			
その他有価証券	35,243,176	35,243,176	—
貸出金	30,597,176	26,669,552	△3,927,623
資 産 計	297,496,353	293,735,479	△3,760,873
貯金	291,370,735	289,644,021	△1,725,822
借入金	100,000	99,856	△143
負 債 計	291,470,735	289,743,878	△1,725,966

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

種 類	貸借対照表計上額
外部出資	8,342,560

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	231,656,001	—	—	—	—	—
有価証券						
その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	100,000	1,100,000	1,130,000	37,470,000
貸出金（*）	1,142,748	992,982	947,657	918,989	902,477	25,692,321
合 計	240,387,296	1,049,843	1,207,228	960,278	1,633,337	58,493,174

（*） 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）124,397千円については「1年以内」に含めています。
また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

令和6年度

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金 (*)	210,129,037	23,762,361	57,781,338	319,275	471,572	170,450
借 入 金	400,000	100,000	—	—	—	—
合 計	210,529,037	23,862,361	57,781,338	319,275	471,572	170,450

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	18,059,590	17,474,974	584,615
	国 債	16,298,520	15,930,774	367,745
	社 債	1,761,070	1,544,200	216,870
	計	18,059,590	17,474,974	584,615
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券	16,518,853	18,011,829	△1,492,976
	国 債	9,948,200	10,917,888	△969,688
	地 方 債	1,083,260	1,100,000	△16,740
	社 債	5,487,393	5,993,940	△506,547
	計	16,518,853	18,011,829	△1,492,976
合 計		34,578,443	35,486,803	△908,360

令和7年度

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金 (*)	207,805,205	51,502,721	30,920,339	453,033	521,409	168,026
借 入 金	100,000	—	—	—	—	—
合 計	207,905,205	51,502,721	30,920,339	453,033	521,409	168,026

(*) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価又は償却原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種 類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	債 券	1,481,920	1,244,200	237,720
	社 債	1,481,920	1,244,200	237,720
	計	1,481,920	1,244,200	237,720
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	債 券	31,213,333	34,695,413	△3,482,080
	国 債	26,804,290	29,850,621	△3,046,331
	地 方 債	1,015,770	1,100,000	△84,230
	社 債	5,941,196	5,724,312	△752,233
	計	33,761,256	37,644,050	△3,882,794
合 計		35,243,176	38,888,250	△3,645,074

令和6年度

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づく退職給付に充てるため、りそな銀行との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,325,976千円
勤務費用	84,332千円
利息費用	13,228千円
数理計算上の差異の発生額	△146,599千円
退職給付の支払額	△123,568千円
期末における退職給付債務	1,153,369千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,588,703千円
期待運用収益	15,887千円
数理計算上の差異の発生額	△65,343千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	70,424千円
退職給付の支払額	△123,568千円
期末における年金資産	1,486,103千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,153,369千円
確定給付企業年金制度	△1,486,103千円
未積立退職給付債務	△332,733千円
連結貸借対照表計上額純額	△332,733千円
退職給付に係る負債	4,620千円
退職給付に係る資産	△337,353千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	84,332千円
利息費用	13,228千円
期待運用収益	△15,887千円
数理計算上の差異の費用処理額	△19,788千円
合計	61,885千円

(6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳（税効果控除前）

未認識数理計算上の差異	△157,528千円
合計	△157,528千円

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	45%
株式	39%
その他	16%
合計	100%

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.10%
長期期待運用収益率	1.00%

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,505千円を含めて計上していますが、連結損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額13,505千円と相殺して表示しています。

なお、当連結グループが翌連結事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

令和 7 年度

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職金規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。なお、同規程に基づく退職給付に充てるため、りそな銀行との契約による確定給付企業年金制度も併せて採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,153,369千円
勤務費用	73,435千円
利息費用	24,123千円
数理計算上の差異の発生額	△11,149千円
退職給付の支払額	△114,741千円
期末における退職給付債務	1,125,037千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,486,103千円
期待運用収益	14,861千円
数理計算上の差異の発生額	70,160千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出額	67,810千円
退職給付の支払額	△114,741千円
期末における年金資産	1,524,193千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,125,037千円
確定給付企業年金制度	△1,524,193千円
未積立退職給付債務	△399,155千円
連結貸借対照表計上額純額	△399,155千円
退職給付に係る負債	5,205千円
退職給付に係る資産	△404,360千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	73,435千円
利息費用	24,123千円
期待運用収益	△14,861千円
数理計算上の差異の費用処理額	△32,450千円
合計	50,247千円

(6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳（税効果控除前）

未認識数理計算上の差異	△206,387千円
合計	△206,387千円

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	34%
株式	48%
その他	18%
合計	100%

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.10%
長期期待運用収益率	1.00%

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,899千円を含めて計上していますが、連結損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額13,899千円と相殺して表示しています。

なお、当連結グループが翌連結事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金繰入超過額	18,076千円
特例業務負担引当金	29,290千円
有価証券償却否認額	179,781千円
減価償却超過額（除建物・不動産）	48,437千円
その他有価証券評価差額金	260,063千円
その他	49,992千円
繰延税金資産小計	585,642千円
評価性引当額	△497,992千円
繰延税金資産合計（A）	87,650千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務の資産計上額	△80千円
固定資産圧縮積立金	△15,899千円
外部出資	△1,702千円
前払年金費用	△96,584千円
繰延税金負債合計（B）	△114,266千円
繰延税金資産の純額（A+B）	△26,616千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.92%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.73%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.82%
法人税軽減税率	△0.09%
住民税均等割等	0.22%
中小企業投資促進税制の税額控除	△2.57%
評価性引当額の増減	△0.04%
税率変更等による影響額	0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.49%

3. 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以降に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.92%から28.63%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は581千円減少し、法人税等調整額は581千円増加しています。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和 7 年度

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(繰延税金資産)

有価証券償却否認額	189,538千円
その他有価証券評価差額金	1,033,827千円
その他	146,657千円
繰延税金資産小計	1,370,023千円
評価性引当額	△1,281,241千円
繰延税金資産合計 (A)	88,782千円

(繰延税金負債)

資産除去債務の資産計上額	△57千円
固定資産圧縮積立金	△15,295千円
外部出資	△1,702千円
前払年金費用	△115,768千円
繰延税金負債合計 (B)	△132,823千円
繰延税金資産の純額 (A+B)	44,041千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計運用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しています。

Ⅸ. 収益認識に関する注記

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

X.その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容及び減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として工具器具備品です。

リース資産の減価償却の方法

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当連結グループは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に13年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.752%）を採用しています。

③当連結事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当連結事業年度の期首残高	14,209千円
時の経過による調整額	24千円
資産除去債務の履行による減少額	△1,881千円
当連結事業年度の期末残高	12,353千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

令和 7 年度

X.その他の注記

1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記

(1) リース資産の内容及び減価償却の方法

ファイナンス・リース取引

①所有権移転ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として工具器具備品です。

リース資産の減価償却の方法

「Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。

2. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

①当該資産除去債務の概要

当連結グループは、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に13年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に1.752%）を採用しています。

③当連結事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

当連結事業年度の期首残高	12,353千円
時の経過による調整額	25千円
資産除去債務の履行による減少額	△977千円
当連結事業年度の期末残高	11,402千円

(2) 連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(9) 連結剰余金計算書

(単位：千円)

項 目	令 和 6 年 度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日)	令 和 7 年 度 (令和7年4月1日から令和8年3月31日)
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	22,106,827	22,406,843
利 益 剰 余 金 増 加 高	331,800	333,827
当 期 剰 余 金	331,800	333,827
利 益 剰 余 金 減 少 高	31,783	31,342
配 当 金	31,783	31,342
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	22,406,843	22,709,328

(10) 農協法及び金融再生法に基づく開示債権の状況

連結による上記債権は、単体によるものと変更ありません。(P.79 参照)

(11) 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

区 分	項 目	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
信 用 事 業	事 業 収 益	2,245,883	2,786,459
	経 常 利 益	682,731	742,719
	資 産 の 額	314,680,621	310,700,385
共 済 事 業	事 業 収 益	454,998	452,681
	経 常 利 益	17,525	△ 5,160
	資 産 の 額	1,827,137	1,884,154
農 業 関 連 事 業	事 業 収 益	438,380	448,513
	経 常 利 益	△ 100,702	△ 92,332
	資 産 の 額	1,243,612	1,294,640
そ の 他 事 業	事 業 収 益	110,897	90,937
	経 常 利 益	△ 151,325	△ 156,742
	資 産 の 額	585,039	716,187
計	事 業 収 益	3,250,159	3,778,590
	経 常 利 益	448,228	488,485
	資 産 の 額	318,336,411	314,595,366

(注) 連結事業収益は銀行等の連結経常収益に相当するものです。

2. 連結自己資本の充実の状況等

定性的な開示事項

(1) 連結自己資本比率の状況

◇ 連結自己資本比率の状況

令和8年3月末における連結自己資本比率は、27.36%となりました。

◇ 経営の健全性の確保と自己資本の充実

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【普通出資による資本調達額】

項 目	内 容
発行主体	高槻市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	988百万円(前年度 996百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、J Aを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(2) 信用リスクに関する事項

◇ リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.86)をご参照ください。

◇ 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定にあたり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & Pグローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリーリスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R & I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R & I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

(3) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあつて、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.87) をご参照ください。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当する事項はありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

(6) CVAリスクに関する事項

該当する事項はありません。

(7) マーケット・リスクに関する事項

該当する事項はありません。

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P.88) をご参照ください。

(9) 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P.89)をご参照ください。

(10) 金利リスクに関する事項

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容 (P.90) をご参照ください。

定量的な開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	23,353,693	23,649,686
うち、出資金及び資本剰余金の額	996,509	988,774
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	22,393,940	22,696,167
うち、外部流出予定額 (△)	34,803	34,576
うち、上記以外に該当するものの額	△ 1,953	△ 679
コア資本に算入される評価・換算差額等	112,428	14,729
うち、退職給付に係るものの額	112,428	14,729
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—	—
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—	—
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	23,466,121	23,664,415
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	7,560	5,457
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	7,560	5,457
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	240,769	288,592
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されたものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	248,329	294,049
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	23,217,791	23,370,365
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	83,234,051	81,660,491
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,776,300	3,734,097
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	87,010,352	85,394,589
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) × 100	26.68%	27.36%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
2. 当連結グループでは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

令和6年度

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		1,273,533	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		26,916,634	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		1,100,650	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		250,579,891	52,469,232	2,098,769
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)		7,581,480	3,484,335	139,373
(うち特定貸付債権向け)		—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		486,989	99,182	3,967
(うちトランザクター向け)		1,630	733	29
不動産関連向け		403,378	91,721	3,668
(うち自己居住用不動産等向け)		403,378	91,721	3,668
(うち賃貸用不動産向け)		—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)		—	—	—
(うちその他不動産関連向け)		—	—	—
(うちADC向け)		—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—
取立未済手形		1,817	363	14
信用保証協会等による保証付		17,179,909	1,692,285	67,691
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
出資等		360,755	360,755	14,430
共済約款貸付		—	—	—
上記以外		13,012,338	25,036,174	1,001,446
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		7,981,805	19,954,512	798,180
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		34,085	85,214	3,408
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に関するエクスポージャー)		—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段に係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)		4,996,447	4,996,447	199,857
証券化		—	—	—
(うちS T C要件適用分)		—	—	—
(短期S T C要件適用分)		—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)		—	—	—
(うちS T C・不良債権証券化適用対象外分)		—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		—	—	—
(うちルックスルー方式)		—	—	—
(うちマンデート方式)		—	—	—
(うち蓋然性方式250%)		—	—	—
(うち蓋然性方式400%)		—	—	—
(うちフォールバック方式)		—	—	—

他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	318,898,003	83,234,051	3,329,362
CVAリスク相当額 ÷ 8% (簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	318,898,003	83,234,051	3,329,362
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡便方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
	—	—	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
	3,776,300	151,052	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a	所要自己資本額 b = a × 4%	
	87,185,013	3,487,400	

令和7年度

(単位：千円)

信用リスク・アセット		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金		1,281,237	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		29,927,181	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		1,120,416	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		—	—	—
地方三公社向け		—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		243,189,917	50,039,769	2,001,590
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		7,941,560	3,671,259	146,850
(うち特定貸付債権向け)		—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け		547,436	118,511	4,740
(うちトランザクター向け)		2,130	958	38
不動産関連向け		384,277	86,971	3,478
(うち自己居住用不動産等向け)		384,277	86,971	3,478
(うち賃貸用不動産向け)		—	—	—
(うち事業用不動産関連向け)		—	—	—
(うちその他不動産関連向け)		—	—	—
(うちADC向け)		—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)		—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—
取立未済手形		20,902	4,180	167
信用保証協会等による保証付		19,656,043	1,940,923	77,636
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
出資等		360,755	468,981	18,759
共済約款貸付		—	—	—
上記以外		13,346,789	25,329,894	1,013,195
(うち重要な出資のエクスポージャー)		—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)		—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		7,981,805	19,954,512	798,180
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		6,931	17,329	693

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	5,358,052	5,358,052	214,322
証券化	—	—	—
(うち S T C 要件適用分)	—	—	—
(短期 S T C 要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—
(うちルックスルー方式)	—	—	—
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	317,776,517	81,660,491	3,266,419
C V A リスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	317,776,517	81,660,491	3,266,419
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡便方式又は標準的方式＞	マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	—		—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	3,734,097		149,363
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
	85,394,589		3,415,783

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,776,300	3,734,097
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	151,052	149,363
B I	2,517,533	2,489,398
B I C	302,104	298,727

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(3) 信用リスクに関する事項

①信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

項 目		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高			延滞エクスポージャー
		うち貸出金等	うち債券			うち貸出金等	うち債券		
法人	農業	—	—	—	—	5,003	5,003	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	297,355	—	297,355	—	297,621	—	297,621	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	821,606	120,825	700,780	—	830,825	130,045	700,780	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,004,573	—	2,004,573	—	2,004,596	—	2,004,596	—
	運輸・通信業	3,311,572	—	3,311,122	—	3,685,290	—	3,684,840	—
	金融・保険業	26,886,610	10,005,948	—	—	26,885,689	10,005,665	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,267,647	13,927	1,253,719	—	1,266,777	13,057	1,253,719	—
	日本国政府・地方公共団体	28,017,285	—	28,017,285	—	31,047,598	19,766	31,027,832	—
	上記以外	229,825,249	—	—	—	222,461,128	—	—	—
個人		17,949,452	17,949,452	—	—	20,439,652	20,439,652	—	—
その他		8,516,648	—	—	—	8,852,332	—	—	—
	業種別残高計	318,898,003	28,090,154	35,584,838	—	317,776,517	30,613,189	38,969,392	—
	1年以下	239,428,688	89,687	—		232,056,302	82,059	—	
	1年超3年以下	606,800	206,011	400,788		302,430	202,408	100,021	
	3年超5年以下	1,247,642	341,084	906,557		2,571,631	330,879	2,240,751	
	5年超7年以下	4,899,552	597,189	4,302,362		16,564,897	574,081	15,990,816	
	7年超10年以下	17,243,160	879,423	16,363,737		6,224,583	871,950	5,352,632	
	10年超	39,341,566	25,730,174	13,611,391		43,592,661	28,307,491	15,285,170	
	期限の定めのないもの	16,130,593	246,584	—		16,464,009	244,316	—	
	残存期間別残高計	318,898,003	28,090,154	35,584,838		317,776,517	30,613,189	38,969,392	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

該当する事項はありません。

③貸出金償却の額

該当する事項はありません。

④信用リスク・アセット残高内訳表
令和6年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ ウェイト の加重 平均値
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセット の額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,274,156	－	1,274,156	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	26,916,634	－	26,916,634	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	1,100,650	－	1,100,650	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	250,579,891	－	250,579,891	－	52,469,232	21
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,581,480	－	7,567,553	－	3,484,335	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	482,908	40,804	244,549	4,080	99,182	40
（うちトランザクター向け）	45	－	16,300	－	1,630	733	45
不動産関連向け	20～150	403,378	－	402,859	－	91,721	23
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	403,378	－	402,859	－	91,721	23
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	－	－	－	－	－	－
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	－	－	－	－	－	－
（うちその他不動産関連向け）	60	－	－	－	－	－	－
（うちADC向け）	100～150	－	－	－	－	－	－
劣後債券及びその他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	－	－	－	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	20	1,817	－	1,817	－	363	20
信用保証協会等による保証付	0～10	17,179,909	－	16,922,849	－	1,692,285	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	360,755	－	360,755	－	360,755	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	13,012,338	－	13,012,338	－	25,036,174	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	－	－	－	－	－	－
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,981,805	－	7,981,805	－	19,954,512	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	34,085	－	34,085	－	85,214	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	4,996,447	－	4,996,447	－	4,996,447	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	－	－	－	－	－	83,234,051	－

令和7年度

(単位：千円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和7年度					リスク・ ウェイト の加重 平均値
		CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	1,281,237	—	1,281,237	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	29,927,181	—	29,927,181	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	1,120,416	—	1,120,416	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	243,189,917	—	243,189,917	—	50,039,769	21
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,941,560	—	7,941,560	—	3,671,259	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	544,055	33,809	329,104	3,380	118,511	36
（うちトラザクター向け）	45	—	21,300	—	2,130	958	45
不動産関連向け	20～150	384,277	—	383,752	—	86,971	23
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	384,277	—	383,752	—	86,971	23
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	20,902	—	20,902	—	4,180	20
信用保証協会等による保証付	0～10	19,656,043	—	19,409,230	—	1,940,923	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	0	360,755	—	360,755	—	468,981	130
上記以外	100～1250	13,346,789	—	13,346,789	—	25,329,894	190
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	7,981,805	—	7,981,805	—	19,954,512	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	6,931	—	6,931	—	17,329	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	5,358,052	—	5,358,052	—	5,358,052	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	81,660,491	—

⑤ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を
勘案した後のエクスポージャーの額
令和6年度

(単位：百万円)

項 目	令和6年度																				
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																				
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計								
我が国の中央政府及び中央銀行向け	26,916		－		－		－		－		－		26,916								
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－								
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－		－		－		－		－		－		－								
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計							
我が国の地方公共団体向け	1,100		－		－		－		－		－		－	1,100							
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－	－							
地方公共団体金融機構向け	－		－		－		－		－		－		－	－							
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－	－							
地 方 三 公 社 向 け	－		－		－		－		－		－		－	－							
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		その他	合計							
国 際 開 発 銀 行 向 け	－		－		－		－		－		－		－	－							
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		150%	その他	合計						
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	236,561		4,504		9,514		－		－		－		－		250,579						
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	－		－		－		－		－		－		－		－						
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計					
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－		－	－					
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%	その他	合計				
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	998		6,569		－		－		－		－		－		－	7,567					
(うち特定貸付債権向け)	－		－		－		－		－		－		－		－	－					
	100%			150%			250%			400%			その他			合計					
劣後債権及びその他資本性証券等	－			－			－			－			－			－					
株 式 等	－			－			360			－			－			360					
	45%			75%			100%			その他			合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	1			25			45			176			248								
(うちトラザクター向け)	1			－			－			－			1								
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		40%		50%		62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	276		－		－		－		18		－		－		－		－		15	92	402
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		75%		93.75%		105%		150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－		－		－		－		－		－		－		－		－		－	－	－
	70%			90%			110%			112.50%			150%			その他			合計		
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－			－			－			－			－			－			－	－	
	60%					その他					合計										
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－					－					－										
	100%				150%				その他				合計								
不動産関連向け うち A D C 向け	－				－				－				－								
	50%				100%				150%				その他				合計				
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－				－				－				－				－				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－				－				－				－				－				
	0%			10%			20%			100%			その他			合計					
現金	1,274			－			－			－			－			1,274					
取立未済手形	－			－			1			－			－			1					
信用保証協会等による保証付	－			16,922			－			－			0			16,922					
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－			－			－			－			－			－					
共済約款貸付	－			－			－			－			－			－					

令和7年度

(単位：百万円)

項 目	令和7年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）												
	0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	29,927	－		－		－		－		－		29,927	
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－		－		－		－		－		－	
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－	－		－		－		－		－		－	
	0%	10%	20%		50%		100%		150%		その他	合計	
我が国の地方公共団体向け	1,120	－		－		－		－		－		1,120	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－		－		－		－		－		－	
地方公共団体金融機構向け	－	－		－		－		－		－		－	
我が国の政府関係機関向け	－	－		－		－		－		－		－	
地 方 三 公 社 向 け	－	－		－		－		－		－		－	
	0%	10%	20%		50%		100%		150%		その他	合計	
国 際 開 発 銀 行 向 け	－	－		－		－		－		－		－	
	20%	30%	40%	50%		75%	100%		150%	その他		合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	229,172	14,017	－		－		－		－		－		243,189
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－		－		－		－		－		－	
	10%	15%	20%		25%		35%		50%		100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	－	－		－		－		－		－		－	
	20%	50%	75%	80%	85%	100%		130%	150%	その他		合計	
法 人 等 向 け （特定貸付債権向けを含む。）	998	6,943	－		－		－		－		－		7,941
（うち特定貸付債権向け）	－	－		－		－		－		－		－	
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－		
株 式 等	－		－		－		－		－		－		
	45%		75%		100%		その他		合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	2		44		36		249		332				
（うちトラザクター向け）	2		－		－		－		2				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	272	－	－	－	16	－	－	－	－	－	14	81	383
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－		
	60%				その他				合計				
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	－				－				－				
	100%			150%			その他			合計			
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	－			－			－			－			
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－		－		－		－		－				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－		－		－		－		－				
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現 金	1,281		－		－		－		－		1,281		
取 立 未 済 手 形	－		－		20		－		－		20		
信用保証協会等による保証付	－		19,408		－		－		0		19,409		
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－		
共 済 約 款 貸 付	－		－		－		－		360		360		

⑥資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

令和6年度

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	289,344,874	－	－	288,843,352
40%～70%	16,083,463	16,300	10%	16,085,093
75%	40,660	20,365	10%	41,164
80%	－	－	－	－
85%	－	－	－	－
90%～100%	51,830	4	10%	45,019
105%～130%	－	－	－	－
150%	－	－	－	－
250%	360,755	－	－	360,755
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	4,134	10%	413
合 計	305,881,584	40,804	10%	305,375,799

令和7年度

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	297,027,901	－	－	296,565,623
40%～70%	6,943,157	21,300	10%	6,945,287
75%	57,723	7,915	10%	58,515
80%	－	－	－	－
85%	－	－	－	－
90%～100%	36,780	2	10%	36,769
105%～130%	－	－	－	－
150%	－	－	－	－
250%	360,755	－	－	360,755
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	28	4,590	10%	487
合 計	304,426,347	33,809	10%	303,967,439

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	適格金融 資産担保	保 証	適格金融 資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,322	168,302	13,646	234,860
自己居住用不動産等向け	—	369,392	—	353,171
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	7,322	537,694	13,646	588,031

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する事項はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

項 目	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時 価	連結貸借対照表計上額	時 価
上 場	—	—	—	—
非 上 場	8,342,560	8,342,560	8,342,560	8,342,560
合 計	8,342,560	8,342,560	8,342,560	8,342,560

② 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する事項はありません。

③ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当する事項はありません。

④ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する事項はありません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する事項はありません。

(9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△ EVE		△ NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	3,503	2,131	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	205	557
3	スティープ化	4,260	3,134		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	852	798		
7	最大値	4,260	3,134	205	557
		令和6年度		令和7年度	
8	自己資本の額		23,217		23,324

2. 役員一覧

・理事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	代表権	備考	役 職 名	氏 名	代表権	備考
代表理事組合長	森 本 茂	有	※2	理 事	橋 本 吾 睦	無	
代表理事専務	上 田 浩 一	有	※3	//	和 田 康 之	//	※2
常 務 理 事	瀨 多 賀 夫	無	※2※3	//	岸 田 勝 彦	//	※2
//	平 城 英 一	//	※3	//	藤 飯 盛 信	//	※2
理 事	前 田 昌 宏	//	※2	//	好 本 勲	//	
//	仁 部 武	//		//	小 原 眞 一 郎	//	※1
//	樋 口 光 治	//		//	吉 田 正 子	//	※2
//	長 尾 孝 治	//		//	川 上 幸 子	//	※2
//	木 村 和 男	//		//	宮 本 淳 子	//	
//	吉 田 隆	//	※2	//	樋 口 千 賀 子	//	
計20名（うち女性4名）							

- (注) 1. 備考欄に「※1」を付した方は、農協法第30条第12項第1号の規定に該当する理事です。
 2. 備考欄に「※2」を付した方は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”に該当する理事です。
 3. 備考欄に「※3」を付した方は、農協法第30条第12項第2号の規定に該当する理事です。
 4. 常務理事 瀨 多賀夫は、農協法第30条3項に定める信用事業を担当とする専任理事です。

・監事

(令和8年7月1日現在)

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
代 表 監 事	宮 田 隆	監 事	久 保 田 茂 幸
常 勤 監 事	三 上 勤	//	鳥 野 忠 澄
監 事	清 水 博 文	計5名	

- (注) 1. 宮田 隆は、農協法第30条第14項に定める要件を満たす員外監事です。
 2. 三上 勤は、農協法第30条第15項に定める要件を満たす常勤監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和8年7月1日現在)

名 称	みのり監査法人
代 表 者	理事長 大森 一幸
主 たる 事 務 所	東京都港区芝 5-29-11

4. 組合員数

(令和 8 年 3 月 31 日現在、単位：人、団体)

区 分		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度
正組合員	個 人	2,161	2,145
	法 人		
	農 事 組 合 法 人	2	2
	そ の 他 の 法 人	—	—
	計	2,163	2,147
准組合員	個 人	12,077	12,050
	農 業 協 同 組 合	—	—
	農 事 組 合 法 人	—	—
	そ の 他 の 団 体	47	48
	計	12,124	12,098
合 計		14,287	14,245

5. 組合員組織の状況

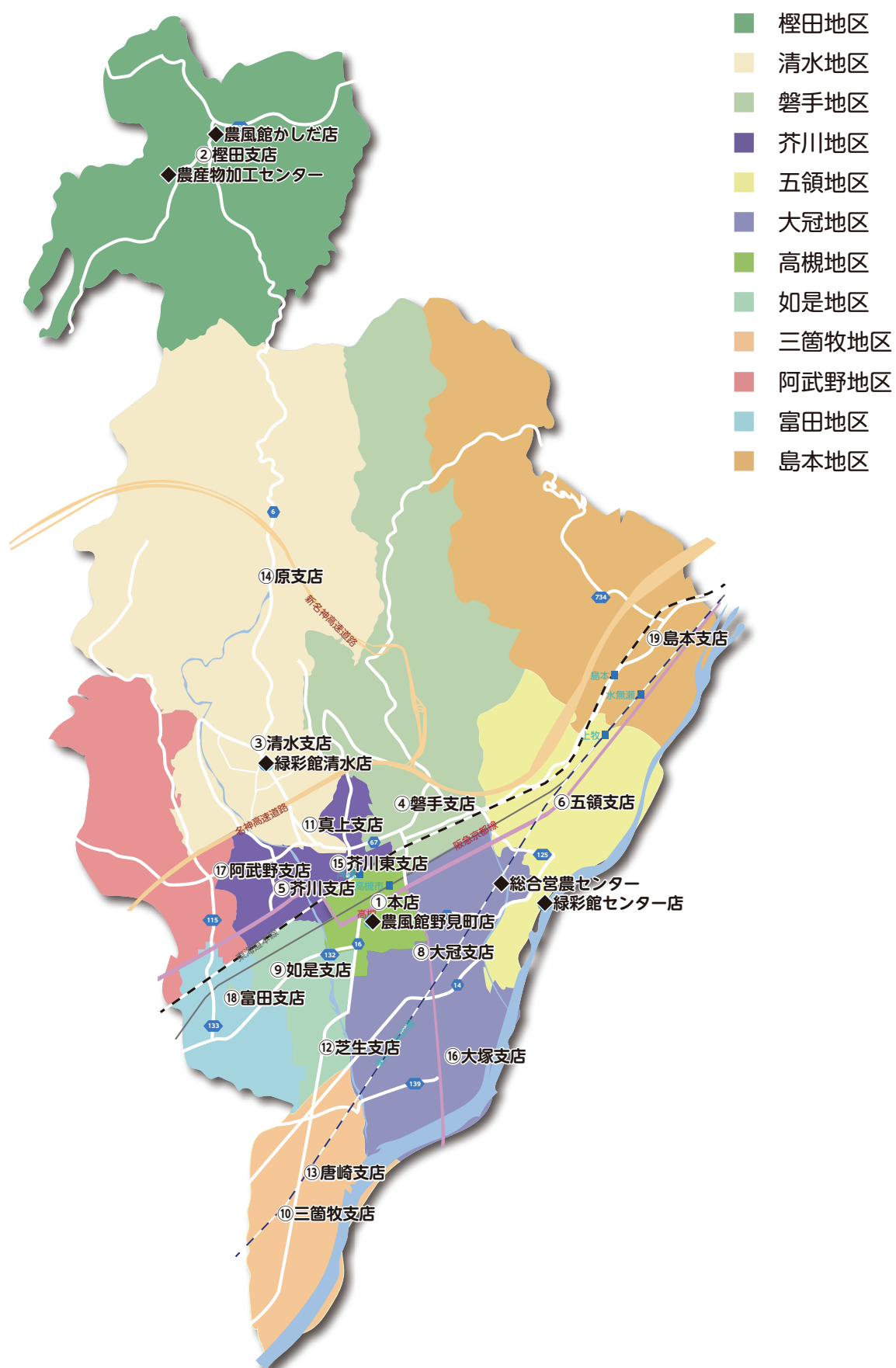
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

組 織 名	構 成 員 数
J A たかつき実行組合協議会	11 地区 (96 組合) 2,130 人
J A たかつき農作業オペレーター部会	28 人
J A たかつき女性協議会	11 地区 483 人
J A たかつき住宅経営研究会	210 人
J A たかつき年金友の会	12 支部 11,701 人
J A たかつき農風館生産者クラブ	2 クラブ 101 人
J A たかつき各種友の会	17 友の会 501 人

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当する事項はありません。

7. 地区一覽



8. 店舗一覧

(令和8年3月31日現在)

種 別	名 称		所 在 地	電 話 番 号	事 業 内 容						
					信 用	共 済	購 買	販 売	指 導	そ の 他	A T M
本 店	本 部		高槻市城北町 1-15-8	072-671-5421	●	●				●	—
支 店	本 店	営 業 課	//	072-671-5426	●	●	●				※ 1
		融 資 課	//	0120-30-7577	●						—
	樫 田 支 店		高槻市大字田能小字スハノ下 34-2	072-688-9424	●	●	●	●			※ 2
	清 水 支 店		// 浦堂 3-1-3	072-688-0055	●	●	●	●			※ 1
	原 支 店		// 大字原 759-5	072-689-0778	●	●	●	●			※ 2
	真 上 支 店		// 真上町 3-2-5	072-685-0986	●	●	●	●			※ 2
	磐 手 支 店		// 別所本町 2-20	072-685-5876	●	●	●	●			※ 1
	芥 川 支 店		// 川西町 1-31-15	072-683-5821	●	●	●	●			※ 2
	芥 川 東 支 店		// 芥川町 2-14-25	072-682-0056	●	●	●	●			※ 1
	五 領 支 店		// 井尻 1-10-1	072-669-3621	●	●	●	●			※ 2
	大 冠 支 店		// 春日町 6-18	072-675-0301	●	●	●	●			※ 1
	大 塚 支 店		// 大塚町 2-46-1	072-672-0850	●	●	●	●			※ 2
	如 是 支 店		// 東五百住町 3-14-21	072-696-1888	●	●	●	●			※ 1
	芝 生 支 店		// 芝生町 1-38-6	072-677-1694	●	●	●	●			※ 2
	三 箇 牧 支 店		// 三箇牧 1-15-1	072-677-1606	●	●	●	●			※ 2
	唐 崎 支 店		// 唐崎中 4-10-1	072-678-1331	●	●	●	●			※ 2
	阿 武 野 支 店		// 氷室町 4-3-1	072-694-0268	●	●	●	●			※ 1
	富 田 支 店		// 富田町 3-8-5	072-696-0021	●	●	●	●			※ 1
	島 本 支 店		三島郡島本町広瀬 1-3-4	075-961-0080	●	●	●	●			※ 1
営 農 セ ン タ ー	総合営農センター		高槻市野田 4-30-10	072-676-3279			●	●	●	●	—
加 工 施 設	農産物加工センター		// 大字田能小字花熊 1-1	—						●	—
購 買 店 舗	緑彩館センター店		// 野田 4-30-10	072-671-1330			●	●			—
	緑 彩 館 清 水 店		// 浦堂 3-1-2	072-687-1860			●	●			—
直 売 所	農 風 館 か し だ 店		// 大字田能小字スハノ下 34-2	072-688-9601			●	●			—
	農 風 館 野 見 町 店		// 野見町 4-1	072-676-3606			●	●			—
店 A T M 外 M	野田 A T M コーナー		// 宮野町 11-10	—							※ 2

(注) 1. A T M欄に※ 1 を付したもののA T M稼働時間は平日 8:00 ～ 21:00、土・日・祝日 8:00 ～ 21:00 です。
 2. A T M欄に※ 2 を付したもののA T M稼働時間は平日 8:45 ～ 19:00、土・日・祝日 9:00 ～ 19:00 です。

9. 沿革・あゆみ

(昭和42年2月28日～令和8年3月31日)

年 月 日	主 な 出 来 事
昭和42年 2月28日	高槻市内の8農協が合併（第一次合併）し、高槻市農業協同組合として発足
5月15日	広報誌『高槻市農協情報（現、ふれあい）』創刊
43年 7月29日	農協会館（本所）完成
11月 7日	農協婦人部協議会（現、女性協議会）発足
45年 5月19日	住宅経営研究会発足
10月 1日	機構改革で本所を本店に、支所を支店に名称変更（昭和59年2月に出張所を支店に名称変更）
46年 4月 1日	地区実行組合長会会長協議会（現、実行組合協議会）発足（同年3月1日、地区実行組合長会発足）
4月10日	専任外務員「推進係」制度発足
51年 7月10日	営農テレホンサービス開始
52年 3月18日	水稻育苗センター開設（総合営農センター開設に伴い移設）
9月 1日	南北経済サービスセンター開設（総合営農センター開設に伴い移設）
53年12月 1日	北部経済センター（現、緑彩館清水店）開設
57年 4月26日	年金友の会発足
6月18日	「大阪府協同組合運動発祥の地」記念碑建立
60年 6月 1日	資産保全センター開設
平成元年 8月22日	大阪府下第1号の特定認可組合の認定を受ける
12月 1日	阿武野農協、摂津富田町農協と合併（第二次合併）
12月29日	子会社「高槻コープサービス株式会社」設立
3年 4月17日	農産物加工処理施設「ふれあい加工センター」開設
4年 6月 1日	愛称「JAたかつき」がスタート
8月31日	農畜産物加工処理施設（現、農産物加工センター）開設
10月 1日	島本町農協と合併（第三次合併）
9年 4月 1日	第1次総合経営計画「リストラ・改革」スタート
11年 3月 5日	JA全中より全国優良組合表彰を受ける
12年 3月31日	総合営農センター開設
4月 1日	第2次総合経営計画「チャレンジ・変革」スタート
13年 2月 5日	ふれあい農業塾開講
3月12日	農作業オペレーター部会発足
15年 1月20日	ホームページ開設
4月 1日	第3次総合経営計画「アタック・実践」スタート
10月25日	高槻支店統廃合（本店営業課、大冠支店に移管）
17年 2月 4日	家の光協会より「家の光文化賞」「コチア産業組合中央会賞」を受ける
18年 4月 1日	第4次総合経営計画「ダッシュ・改革」スタート
19年 3月 8日	JA全中より特別優良組合表彰を受ける
20年 3月11日	新本店ビル竣工
3月25日	榎田地区にブドウパイロット農園開設
4月27日	農産物直売所「農風館大手町店（現、野見町店）」開設
21年 3月18日	農産物直売所「農風館かしだ店」開設
4月 1日	第5次総合経営計画「チャレンジ・創造」スタート
24年 4月 1日	第6次総合経営計画「ファイト・前進」スタート
28年 4月 1日	第7次総合経営計画「自己改革の実践」スタート
29年 2月28日	創立50周年記念式典開催
11月20日・21日	創立50周年記念ゴルフ大会開催
30年 6月18日	大阪北部地震、9月4日台風21号発生
令和元年 4月 1日	第8次総合経営計画「自己改革の継続」スタート
6月 ー	「高槻市農業協同組合五十年史」刊行
4年 4月 1日	第9次総合経営計画「不断の自己改革の実践」スタート
7年 4月 1日	第10次総合経営計画「未来へつなぐ協同のきずな」スタート
8年 1月26日	高槻市と包括連携協定締結

【参考】開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第 204 条に基づく開示項目】

1. 組合の概況及び組織に関する事項

業務の運営の組織	144
理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	145
会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	145
事務所の名称及び所在地	148
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項	146

2. 組合の主要な業務の内容

主要な業務の内容	30～41
----------	-------

3. 組合の主要な業務に関する事項

直近の事業年度における事業の概況	76～84
直近の 5 事業年度における主要な業務の状況を示す指標	74
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は当期損失金、出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高、貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率、法第 52 条第 2 項の区分ごとの剰余金の配当の金額、職員数	
直近の 2 事業年度における事業の状況を示す指標	
主要な業務の状況を示す指標	
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	74、75
資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	74、75
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	75
受取利息及び支払利息の増減	75
総資産経常利益率及び資本経常利益率	85
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	85
貯金に関する指標	
流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	76
固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	76
貸出金等に関する指標	
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	77
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	77
担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	77

使途別（設備資金及び運用資金の区分をいう。）

の貸出金残高	78
主要な農業関係の貸出実績	78
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	78
貯貸率の期末値及び期中平均値	85
有価証券に関する指標	
商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	80
有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分をいう。）の残存期間別の残高	80
有価証券の種類別の平均残高	80
貯証率の期末値及び期中平均値	85

4. 組合の業務運営に関する事項

リスク管理の体制	18～20
法令遵守の体制	21～28
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	10～17
金融 ADR 制度への対応	28、29

5. 組合の直近の 2 事業年度における財産の状況に関する事項

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	50～70
組合の有する債権のうち下記に掲げるものの額及び	
(i) から (iv) までの合計額	79
(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(ii) 危険債権	
(iii) 三月以上延滞債権	
(iv) 貸出条件緩和債権	
(V) 正常債権	
元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額	79
自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項	86～103
下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	80、81
有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	79

貸出金償却の額	79
会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2 第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けて いる旨	73

【農業協同組合法施行規則第205条に基づく開示項目（連結情報）】

1. 組合及びその子会社等の概況に関する事項

組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び 組織の構成	104
組合の子会社等に関する事項	105
名称、主たる営業所又は事務所の所在地、資本金又は出資金、事業の内容、設立年月日、組合が所有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合、組合の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	

2. 組合及びその子会社等の主要な業務に関する事項（連結したもの）

直近の事業年度における事業の概況	106
直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を 示す指標	107
経常収益、経常利益又は経常損失、当期利益 又は当期損失、純資産額、総資産額、連結自己 資本比率	

3. 直近2連結会計年度における財産の状況に関する事項（連結したもの）

貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	107～128
組合及びその子会社等の有する債権のうち下記に 掲げるものの額及び(i)から(iv)までの合計額	128
(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
(ii) 危険債権	
(iii) 三月以上延滞債権	
(iv) 貸出条件緩和債権	
(V) 正常債権	

当該組合及びその子法人が2以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したものの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。）

自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び 金融庁長官が別に定める事項	129～142
---	---------

【その他の開示項目（任意開示項目）】

ごあいさつ	1
経営理念	1
経営方針（JAたかつきのめざす基本方向）	1
内部統制システム基本方針	2、3
農業振興活動	8、9
地域貢献情報等	10～17
組合員から監事への情報提供窓口	22
利用者保護等への取り組み	23
利益相反管理への取り組み	24、25
反社会的勢力への対応	26、27
金融円滑化への取り組み	27、28
手数料一覧	33～37
JAバンク・セーフティーネット	41
JA自己改革実践状況報告	42～49
キャッシュ・フロー計算書	109
部門別損益計算書	71、72
財務諸表の正確性等にかかる確認	73
貯金の科目別期末残高	76
貸出金の科目別期末残高	77
金融再生法開示債権の保全状況	79
為替業務等取扱実績	79
預かり資産の状況	81
共済事業取扱実績	81、82
購買事業取扱実績	83
販売事業取扱実績	83
指導事業実績	84
その他事業実績	84
職員一人あたり指標	85
一店舗あたり指標	85
組合員数	146
組合員組織の状況	146
地区一覧	147
沿革・あゆみ	149

J Aたかつきイメージキャラクター



2026 年 7 月

発 行／高槻市農業協同組合

〒 569-0071 高槻市城北町 1-15-8 Tel 072-671-5421 (代表)
URL <https://www.ja-takatsuki.or.jp>



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用